

龍谷大学 社会学部紀要

第 67 号

論文

- 意思決定支援シートで目指す判断能力が不十分な人の本人らしい生活の実現
——X市の市民後見人による実践を通じて——……………香山 芳 範（1）
- 「私的公共性」の存立基盤の検討
——私的セクターが担う公共性の分析と情報社会における再構築——……………築 地 達 郎（18）

調査報告

- 五剣山の歴史と信仰 ……………井 田 千 明（29）

研究資料

- 五島列島・堂崎天主堂が所蔵する「マリア観音」の概要調査資料
——潜伏キリシタンが信仰したマリア観音の整理・理解に向けた着手点として——
……………仲野 純章・松浦 哲郎・岩波智代子（66）

研究ノート

- 障害児保育における保育対象と方法の変化
——厚生労働省通知文に基づく制度的整理（1974～2003年）——……………伊 達 諒（74）

翻訳

- エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本－ヨーロッパ』第6章（その2）……………舟木 徹男・貫井 隆（85）
-

2025

龍谷大学社会学部学会

〈論 文〉

意思決定支援シートで目指す判断能力が不十分な人の 本人らしい生活の実現

——X 市の市民後見人による実践を通じて——

香 山 芳 範

要旨：本研究は、障害者権利条約が求める「代行的意思決定」から「意思決定支援」への転換を背景に、本人らしい生活を実現する意義と具体的手法を検討している。まず日本の法制度や各種ガイドラインを整理し、意思決定支援を自己決定やエンパワメントの議論の延長線上に位置づける。その上で X 市の市民後見人制度に注目し、選択理論心理学の五つの基本的欲求を基礎とする「意思決定支援シート」を開発・導入した事例を提示した。シートは、本人の欲求を丁寧に掘り起こし、チームで意思形成から実現までを支えるプロセスを可視化するツールとして機能する。結果として、市民後見人の強みを活かしつつ不足を補い、問題解決だけでなく「本人らしさ」を追求する支援が可能となり、支援者と本人双方の肯定的な関係構築にも寄与した。本研究は、単なる最低生活の保障から幸福追求権の実現へ目を向けることで、共生社会づくりに資する意思決定支援の重要性を示唆している。

1 はじめに

2014 年 1 月 20 日、日本は障害者権利条約を批准した。同条約第 12 条は障がい者への法的能力による差別を禁じ、「代行的意思決定」を廃止し、意思決定支援で不足する判断能力を補い「支援付き意思決定」へ転換するよう求めている。「代行的意思決定から意思決定支援への」パラダイム転換である。

2017 年閣議決定の成年後見制度利用促進基本計画では意思決定支援の重要性が示され、最高裁判所や厚生労働省を中心にガイドラインの作成が進められてきた。この取り組みを受けた第二期基本計画では、市民後見人の役割が大きいとされ、国は市民後見人養成研修修了者が身寄りのない人等への生活支援時に意思決定支援に参画する方策を検討している。

判断能力が不十分な人の意思決定に関しては、自己決定やエンパワメントの議論が積み重ねられ、その延長上に意思決定支援が位置づけられる。上山（2019b）、佐藤（2018）らは意思決定支

援を意思決定のプロセスを支援するものと捉え、複数の支援者による取り組みを提唱してきた。そして、これを具現化した各種ガイドラインは、本人らしい生活を実現するプロセス、すなわち意思表明しやすい環境や支援者の姿勢を重視する内容となっている。

本研究では、このような研究実績を踏まえ、意思決定支援で重視すべき「本人らしい生活」とは何か、またそれを実現するためのガイドラインのあり方に焦点を当てる。そして X 市の市民後見人制度を参考に、選択理論心理学に基づくアセスメントシート（「意思決定支援シート」）が、市民後見人による本人らしい生活の実現に効果的であることを明らかにする。

2 意思決定支援をめぐる現状と課題

本章では、意思決定支援の流れを確認した上で、日本の意思決定支援の現状と課題について考察する。

2-1 意思決定支援とは

－ 代行決定と意思決定支援の比較を通して－

本節では、代行決定との比較を通して、意思決定支援の特徴を明らかにしていく。代行決定は日本の伝統的な法定後見制度の基盤とされる仕組みである。成年後見人等の権限である法定代理権と取消権がこれにあたる。

表 1 は代行決定と意思決定支援の特徴を 5 つの観点から比較したものである。第 1 に本人の判断能力に関する解釈に相違点がある。代行決定は、能力不存在推定が働くのに対して、意思決定支援は、本人の個別能力（意思能力）に支援者側の支援力を足したものと考え、能力存在推定が働く。第 2 に、本人の法的な位置付けに関する捉え方が異なっている。代行決定は、本人を保護の客体として捉えるのに対して、意思決定支援の場合は、本人が自己決定し、権利を行使していく権利行使の主体と捉えている。第 3 に支援の基本方針が従う価値基準に相違がある。代行決定の場合、利益、保護、安全といった社会の標準的な価値観が重視されるのに対して、意思決定支援では、本人らしい生活といった本人の価値観が基準となる。第 4 に、重視される能力の主体の相違である。代行決定では、本人に意思決定する能力がないことが代行決定するための条件となる。それに対し、意思決定支援では、支援者に意思決定を支援できる能力がないために意思決定支援ができなかったと考えるのが原則となる。第 5 に、それぞれの考え方を正当化する原理が異なっている。代行決定

はパターンナリズムによって、意思決定支援は自己決定によって正当化されることとなるのである（日本社会福祉士会、2019）。

これらの特徴の中で特に注目すべきは、支援者の能力を加味したうえで、本人の意思決定能力を判断していることである。すなわち支援者に意思決定を支援できる能力があれば、本人の意思決定能力の存在推定が働くということである。

2-2 日本の意思決定支援の流れ

意思決定支援は、判断能力が不十分な人の自立支援から生じている発想であることから、そもそも自立とは何かという問いが生じる。自立は、恤救規則から連綿と続く惰民防止の観点から論じられてきた。ここでいう自立とは、主に自活を意味しているものと考えられる。それが 1981 年の国際障害者年を契機としてノーマライゼーションの考え方が広く普及する中で、自己決定や自己実現という意味で受け取られるようになった（崔、2012）。さらに最近では、憲法 13 条を根拠に、自立支援を自律支援として捉え、個人の尊重に重きを置く支援が必要であるとしている（菊池、2019）。自立について、本人を主体化することと論じたのが北野である。さらに、主体化には個人として尊重することが重要であり、主体化することでエンパワメントが生じると論じている（北野、2015）⁽¹⁾。

このエンパワメントを通して、意思決定支援の役割がより良い意思決定を行うためのプロセス支

表 1 代行決定と意思決定支援の比較

項目	代行決定（他者決定）	意思決定支援（自己決定）
1 本人の判断能力(意思決定能力)	能力不存在推定（本人に能力がない） →支援者が代わりに意思決定する	能力存在推定（本人に能力がある） →支援者は本人の決定を支援
2 本人の法的な位置付け	保護の客体（対象）	権利行使の主体
3 支援（決定内容）の基本方針	客観的な価値観（社会の標準的な価値観）の重視	主観的な価値観（本人らしい生活）の重視
4 重視される能力の主体	本人の能力（本人に能力がないことが代行の条件）	支援者の能力（本人の意思決定を支援できる支援者の能力の有無）
5 正当化の原理	パターンナリズム	自己決定権

出所：日本社会福祉士会（2019）を加筆・修正し、筆者作成

援ということが論じられてきた。イギリスの成年後見制度をもとに、エンパワメントと意思決定支援について論じたのが、菅である。菅は、エンパワメントを第一とし、エンパワメントの補足としてベストインタレスト（最善の利益）論を採用すると論じている（菅，2010）。同じく、イギリスの成年後見制度を参考に、本人の意思を尊重しつつ最善の利益を追求するためのガイドラインを作成したのが山口である。そして、ガイドラインについて、プロセスの効率化と本人の不在を回避するプロセス支援としての性格を有していると示している（山口，2015）。自己決定支援と意思決定支援という観点からエンパワメントと意思決定支援について論じたのが木口である。木口は、柴田の論文（柴田，2012）を引用し、「意思決定をするのは知的障害者自身であるが、支援者や環境との相互作用の中で本人の意思が確立していくことから『自己決定支援』ではなく『意思決定支援』である」と述べている（木口，2014）。

このような議論の積み重ねにおけるエンパワメントと意思決定支援の関係を整理するとすれば、エンパワメントは個人や集団の能力を高め、自己決定の機会を拡大する一方で、意思決定支援はそのような自己決定のプロセスを支援し、よりよい判断を下すための一連の過程とすることができる。つまり、エンパワメントは個人や集団の能力を向上させ、意思決定支援はその能力を活かしてより良い意思決定を行うためのプロセス支援とすることができる。

2-3 意思決定支援と各種法規規定

2013年12月4日、日本は国連障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」）の批准を決めた。権利条約は、2006年12月13日、第61回国連総会において採択され、日本が署名をしたのは2007年9月28日であり、署名をして以来、6年の準備期間を経て批准に至った。

権利条約の批准の過程で、複数の障害福祉関連の法律上において意思決定支援が規定されてきた。2011年に改正された障害者基本法第23条第1項は、「国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ・・・成年後見制度その

他の障害者の権利利益の保護等のための施策または制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない」として、国や地方公共団体に対して意思決定に配慮する義務を定めている。同様に、知的障害者福祉法第15条の3、1項でも、「市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、・・・地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない」として地方公共団体に対して意思決定に配慮する義務が定められている。また、2013年から施行された障害者総合支援法第42条第1項は、「指定障害者福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者は、障害者等が自立した日常生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、・・・常に障害者の立場に立って効果的に行うようにしなくてはならない」と定め、同法第51条の22第1項は、「指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者は、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、・・・常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めなければならない」とした。すなわち、指定相談事業者及び指定特定相談事業者に対しても、障害者等の意思決定の支援に配慮することを責務として定めている。（木口，2017）。

以上のように、複数の障害福祉関連の法律で意思決定支援が規定されており、意思決定支援配慮義務は、国または地方公共団体に対しての規定と、障害福祉サービス事業者及び相談支援事業者に意思決定支援行為の実行を求める規定の二つに分けられていることが理解できる（上山，2019b）。

成年後見制度においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定（2016年5月13日施行）され、第3条1項の基本理念で、「成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきことおよび成年被後見人等の財産の管理のみな

らず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする」と規定されている。そして成年後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきだということが基本理念とされた。

そして、その施策推進のための「成年後見制度利用促進基本計画」では、「意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討」を成年後見人、保佐人、補助人（以下「成年後見人等」）に対して求めている。これを受け、成年後見人等が業務を行うに当たって、意思決定支援を下支えすることを期待して「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が策定された。

2-4 各種ガイドラインにおける意思決定支援の考え方

従来の意思決定支援の考え方について検討するため、既存のガイドライン A～E について比較した（表 2）。各々のガイドラインの対象者は、A：障がい者、B：認知症の人、C：人生の最終段階を迎えた人、D：医療に係る意思決定が困難な人、E：成年後見人等である。ガイドラインは対象者が異なるものの、本人主体、チーム支援、プロセス支援という 3 つの共通点があることが明らかとなった。

2-4-(a) 本人主体

ガイドライン A では「本人が自ら意思決定できるよう」、ガイドライン B では「本人が自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指す」、ガイドライン C と D では「本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い」、ガイドライン E では「本人が自らの価値観や選考に基づく意思決定ができるように」との記載があり、本人が意思決定の主体であることが共通していた。

2-4-(b) チーム支援⁽²⁾

ガイドライン A では「意思決定支援会議の開催」、ガイドライン B では「人的・物的環境の整備、すなわち本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等」、ガイドライン C と D では「本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い」、ガイドライン E では「支援チームの編成」との記載があり、支援を行う前提としての環境整備およびチーム支援の要素が共通であることが共通していた。

2-4-(c) プロセス支援

ガイドライン A では「意思決定支援計画の作成」、ガイドライン B では「プロセスで支援する」、ガイドライン C と D では「本人意思が確認できる場合、①適切な情報提供と説明②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し

表 2 意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について

	A 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン	B 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン	C 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン	D 身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン (※身寄りがいない場合の医療機関等の対応等に係る部分を除く)	E 意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン	主な共通点・相違点等
5. 意思決定支援等のプロセス等	可能な限り本人が自ら意思決定できるよう、以下の枠組みで支援する。 ①意思決定支援責任者の配置 ②意思決定支援会議の開催 ③意思決定の結果を反映したサービス等利用計画・個別支援計画(意思決定支援計画)の作成 ④サービスの提供 ⑤モニタリングと評価・見直し	本人が、自らの意思に基づいた日常生活・社会生活を送れることを目指すために以下のプロセスで支援する。 ①人的・物的環境の整備(本人と支援者との関係性や意思決定支援の場所・時間等への配慮等) ②意思形成支援(適切な情報、認識、環境の下で意思が形成されることへの支援)、意思表明支援(意思を適切に表明・表出することへの支援)、意思実現支援(本人の意思を生活に反映することへの支援)。各プロセスで困難・疑問が生じた場合、チーム会議も併用・活用	本人意思が確認できる場合、次の手順によるものとする。 ①医療従事者からの適切な情報提供と説明 ②本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合い ③時間の経過や心身の状態の変化等に応じて本人の意思は変化しうるため、家族等も含めて繰り返し話し合うことが必要		本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように以下の活動を行う。 ①支援チームの編成、本人への趣旨説明とミーティングの準備等 ②本人を交えたミーティングの開催 ③本人の意思決定に沿った支援を展開	各ガイドラインにおける意思決定支援の要素・プロセスは様々であるが、本人が意思決定の主体であり、支援を行う前提としての環境整備、チーム支援、適切な情報提供等の要素は共通

出所：厚生労働省（2020）を一部抜粋

し合い③家族等を含めて繰り返し話し合うこと」
ガイドライン E では「本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定ができるように①本人への趣旨説明②本人を交えたミーティングの開催③本人の意思決定に沿った支援の展開を行う」との記載があり、プロセス支援の要素を有していることが共通していた。

2-5 意思決定支援等に係る各種ガイドラインの課題

先述の通り、各種ガイドラインは判断能力が不十分であっても、意思決定能力があるとする前提に立ち、本人主体の原則をチームで支えていくことを基本姿勢とし、本人が意思表示しやすい環境や支援者の姿勢等に重きを置いている。

しかしながら、本人らしい生活とは何かを十分に考慮できていなければ、そのプロセスを支援する側の安定性が得られず、結果、本人が不利益を被る可能性がある。また、複数の支援者がそのプロセスに関わったことを理由に、結局のところ支援者による代行決定に至ってしまうことも懸念される。さらに、本人らしい生活が満たされない場合、支援者の無力さを理由に、支援者個人の責任が問われることにも繋がり兼ねない。一般市民である市民後見人に自己責任として委ねた場合、成年後見制度の裾野を広げようとする成年後見制度利用促進基本計画が暗礁に乗り上げることになりかねない。そこで、意思決定支援を行う上では、本人らしい生活とは何かについて十分な理解を得た上での環境整備が不可欠となる。

3 本人らしい生活を実現するための意思決定支援とは －選択理論心理学に基づく意思決定支援－

3-1 本人らしい生活とは：選択理論心理学における5つの基本的欲求から検討する

本説では、本人らしい生活とは何かを選択理論心理学の観点から検討する⁽³⁾。選択理論とは、認知理論から発展したグラッサーの理論で、ソーシャルワークトリートメントの一つとして活用されている (Francis, 2017)。選択理論は、内的コントロール理論ともいう。この理論は、行動は個人の選択であるとの前提に立ち、外から入る刺激がもたらす反応は、選択の余地のないものに見えても、あくまでも個人の選択であると考える。すなわち、人は外側の刺激によって反応するのではなく、内側から動機づけられて行動を選択すると考える⁽⁴⁾。一方、人の行動や感情は外部の人や環境からの刺激に対して反応するという従来の心理学の考え方を外的コントロール理論⁽⁵⁾、という。外的コントロール理論は、他人を自分の思うようにコントロールできるとの前提に立つ。そして、自分の考えと異なる人を正すことは正義であると考え。時に、怒る、罰を与えるなどの強い刺激を与えることで、相手を思い通りに動かして解決を試みる。表3は内的コントロール理論と外的コントロール理論の考え方の違いを、3つの信条をもとに比較したものである。

意思決定能力があるとする前提に立つ意思決定支援における本人らしい生活とは、他人を自分の思うようにコントロールできるとの前提に立つ外的コントロール理論よりも、内側から動機づけられて行動を自ら選択すると考える内的コントロール理論に親和的であると言える。

表3 外的コントロールと内的コントロールの比較

項目	外的コントロール	内的コントロール
3つの信条	外側の刺激に反応する	内側から動機付けられて行動する
	他人はコントロールできる	他人はコントロールできない
	言う通りにしない人を正すのは正しいことであり、私の道義的責任である	それぞれ感じることや願うことは異なるので、調整が必要である

出所：Glasser (1998) を加筆・修正し、筆者作成

この理論を代行決定に照らし合わせると、代理権の行使は他人を自分の思うようにコントロールしようとする行いであり、取消権の行使は道義的責任を果たすために人を正す行為と捉えることができる。つまり、パターナリズムによって正当化される代行決定においては、他人の行動を外側から動機づけようとする外的コントロールが働いているとすることができるだろう。これに対し、意思決定支援は、人は内側から動機づけられるとする内的コントロール理論に親和的である。すなわち、他人をコントロールすることはできないという前提に立ち、自己決定の考え方を重んじている。

成年後見制度は、2000 年 4 月に介護保険制度と同時にスタートした。それまでは、措置制度として与えられてきた福祉が、支援を受ける側が選択する福祉に変わるという日本の社会福祉における基礎的な構造を転換する改革であった。その過程で、成年後見制度は日本の新しい社会福祉を構築する制度となることが期待された。このような当初の制度趣旨を貫徹するには、能力存在推定の立場から、本人が残存能力を活用できるようエンパワメント支援を実践する必要がある。すなわち、能力不存在推定を前提に、代理権や取消権のような外的コントロールによる支援を実践するのではなく、能力存在推定の立場に立ち、権利行使の主体として本人が自己決定できるよう意思決定支援を展開していく必要がある。

選択理論では、内側から人を動機づけるものを基本的欲求と呼び、基本的欲求には、「生存」の欲求、「愛・所属」の欲求、「力（承認）」の欲求、「自由」の欲求、「楽しみ」の欲求の 5 つに分けら

れる。すべての人は、これら 5 つの基本的欲求を満たすために、内側から動機づけられて行動すると選択理論では考える（柿谷，2011）。表 4 は 5 つの基本的欲求の考え方をまとめたものである。

それぞれの欲求の強さは、誕生時に決まっていて、変化することはない。そして、遺伝子に組み込まれた欲求の強さと弱さの組み合わせで人の性格は作られているとする。さらにグラッサーは、映画『レインマン』を例証し、自閉症の子供にも愛・所属の欲求に特徴があることを記している（Glasser, 1998）。

本人らしい生活を目指し、本人が意思表示しやすい環境を整える等の意思表明支援を行い、5 つの基本的欲求を基準とした意思形成支援に努め、本人から引き出した意思を実現することをチーム全体で支えていく意思実現支援を展開していく、この一連の過程は、本人が人格的に自律した存在として主体的にみずからの生き方を追求していくことを可能にするための取り組みと言っても過言ではない⁶⁾。本研究では、5 つの基本的欲求を充足することを本人らしい生活の実現として設定した。以下では、これら 5 つの基本的欲求の充足に根差した意思決定支援について述べる。

3-2 積極的権利擁護と本人らしい生活の実現－グラデーションを帯びたエンパワメント実践－

X 市では、市民後見人活動において、二つの事柄を重視している。一つが積極的権利擁護で、もう一つが本人らしい生活を目指した後見活動を展開することである。図 1 は積極的権利擁護と狭義の権利擁護の関係を図示したものである。狭義

表 4 5 つの基本的欲求

「生存」の欲求	食べたい,寝たい,休みたい
「愛・所属」の欲求	愛し,愛されたい,仲間の一員でいたい
「力（承認）」の欲求	認められたい,達成したい,人の役に立ちたい
「自由」の欲求	自分のことは自分で決めたい,強制されたくない
「楽しみ」の欲求	自分の好むことをしたい,楽しみたい

出所：柿谷（2011）を加筆・修正

の権利擁護は、権利侵害からの保護と基本的ニーズの充足を目的としている。そして、これが達成された後にも積極的権利擁護によって本人らしい生活を支えることが必要であることを示している。このような支援のあり方については、社会保障を専門とする菊池からも類似の見解が認められる。菊池は、自立支援について、憲法 25 条という形式的な結果平等の実現で終始するのではなく、憲法 13 条という実質的な機会平等の実現に重きを置く必要があることを指摘している。すなわち、自立支援を自律支援⁽⁷⁾として捉え、個人の尊重に重きを置く支援が必要であるとしているのである（菊池、2019）⁽⁸⁾。

この考え方を谷口が提唱する社会福祉実践におけるエンパワメントに置き換えると図 1 のようにエンパワメントのアプローチはグラデーションを帯びてくることとなる。経済的被害、機会の剥奪、差別・中傷、最低限の衣食住が確保されていない等の事情があり、介入の必要性、緊急性、相当性が認められる状況では、アドボカシーの優先順位は自ずと下がることとなる。しかしながら、基本的ニーズの充足が達成されれば、アドボカシーをもとに自己実現を目指すことになる⁽⁹⁾。現状、日本の伝統的な権利擁護や社会保障は、狭義

の権利擁護や形式的な結果平等の実現に止まっている。大事なことは、善き生の遂行に向けた可能性が開かれていることを各人が認識することである。そして、自らの生を追求できることそれ自体に価値があることを、本人が自覚できるよう支援することが重要である。その上で、本人が自分にとってのあるべき生活（本人らしい生活）を主体的に創造していくことである。このような考え方を、判断能力の有無にかかわらず、個人として尊重されるためにも意思決定支援の取り組みは欠かせないのである。

3-3 意思決定支援シートの確立と運用

先述したように X 市では、判断能力の有無を問わず、人には意思決定能力があることを前提にして、意思決定のプロセスを支援する取り組みが行われてきた（下線は筆者によるものである）。そして 2020 年には山川の重度知的障がい者の人権を護る施設支援計画（ママ）「基本的欲求に基づくアセスメント・ツール」（山川、2006）を参考に、個人の尊厳に配慮した自律的、協調的な支援を促すためのツールとして、意思決定支援シートを作成するに至った（資料 1, 2）。意思決定支援シートは、市民後見人が成年被後見人等の

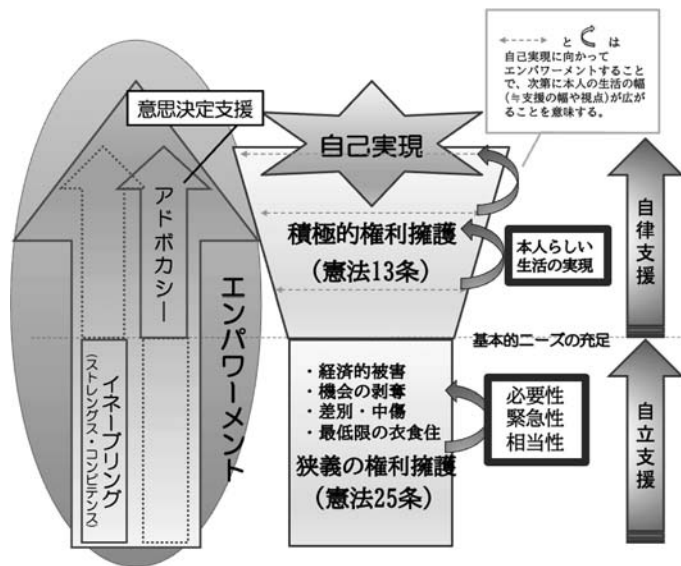


図 1 ニーズの充足（本人らしい生活の実現）

出所：X 市後見支援センター

表 5 支援環境の調整等, 進行上のルール (資料 1 より一部抜粋)

《支援環境の調整等》
☐ 趣旨の確認:本人が意思決定し、表明することができるという価値に基づいて関わっている
☐ 本人が安心できる時間・場所・開催方法を検討した
☐ 本人が安心できる支援者を検討した ☐ 本人が望むコミュニケーション方法を検討した

※進行上のルール

- | |
|-------------|
| 1 勝手に決めつけない |
| 2 横入りしない |
| 3 意見は1分以内 |

出所：X 市後見支援センター

表 6 5つの基本的欲求を確認する項目

1 「本人らしい生活」の実現に向けた参加者(本人含む)及び関係者の意見

愛・所属	例:心の拠り所は? 誰と一緒にいたい?
力(承認)	例:夢は? それが叶ったら誰の役に立てる?
自由	例:制限なくできるとしたら何をしたい? できればしたくないことは?
楽しみ	例:好きなことは? 楽しみたいことは?
生存	例:食べたいものは? ストレスを感じていますか? 何かしたい運動はありますか?

※適宜、上記回答に対して「そう思ったのはなぜ?」と確認することで、意思決定支援を深める

2 「本人らしい生活」の実現に向けたチーム支援のあり方

目標 (実現可能な内容)	支援内容	支援者	(頻度・期間)
愛・所属			
力(承認)			
自由			
楽しみ			
生存			

出所：X 市後見支援センター

本人らしい生活を、本人及び支援者間で共有するためのツールである。意思決定支援シートには、プロセス支援を促すようなチェック項目を設けたのはもちろんのこと、グラッサーの提唱する5つの基本的欲求を充足できるよう促すための項目を設けた。本人らしい生活の実現に向けた具体的な評価基準を提供したところに、このシートの特徴がある。また、本人の価値に基づく議論を展開すること、そのために本人が望むコミュニケーション方法を検討すること、さらに本人が安心できる環境や支援者を設けることなどを求め、個人の尊厳に配慮した支援を促進する機能を持たせた。中でも、進行上のルールとして「勝手に決めつけない」という項目を設けたこと（表5）は、バイステックのいう非審判的態度を保持させることに役立つと考えている（山本，2014）。非審判的態度とは、支援者が善悪を判じないというソーシャルワーク実践における行動規範の一つでもある。

さらに、本人らしい生活の実現というテーマ設定のもと、5つの基本的欲求を確認する項目が設定されていることもこれまでのシートにない本シートの有用性だと考えられる（表6）。

意思決定支援シートの実際の運用にあたっては、まず市民後見人の就任時、市民後見人を軸に支援者が集い、意思決定支援会議を行う。そこで、本人らしい生活の実現に向け、本人を含めて参加者及び関係者の意見をまとめる（表6, 1）。そして、その結果を具体的な支援活動に反映する（表6, 2）。意思決定支援シート作成後も、定期的に市民後見人の声かけのもと支援者が集まり、本人を含めて意思決定支援会議を行い、本人らしい生活の実現について改めて検討する。意思決定支援シートを用いた会議を繰り返すことで、本人の生活の幅を広げることを目指すのである。

4 事例研究：

意思決定支援シートの実際と効果

4-1 事例研究の概要

本研究では、研究目的を明らかにする方法として事例研究を採用した。事例研究について、野村（2022）は「ある特定の出来事や主体を丸ごと分析するものではなく、学術的観点、特に理論への

貢献という点から有意義な側面（分析単位）を取り上げて、研究するものである」と定義している。そして野村は、選出基準について「極端／珍しい／決定的」「典型的／一般的」「後続的／新事実考察型」の3グループに整理し、事例研究にとって重要なのは説明力（explanatory power）であり典型性（typicality）ではないとの考え方に立ち、事例に含まれている要因が極端であれば、その影響を把握し易いとして、例外的なケース（＝第一の基準である「極端な事例」）の方が理論的考察には適していると論じている。

本研究では、夫（80歳代、保佐類型）と妻（60歳代、後見類型）を支援する市民後見人B（夫担当）と市民後見人C（妻担当）の事例を「決定的」な事例として取り上げる。そして、意思決定支援シートが、市民後見人による本人らしい生活の実現に向けた取り組みに効果的であることを、この仮説的思考（実践仮説）が有効であることを、事例研究を通して明らかにする（佐藤，2021）。実践仮説は、佐藤が定義したもので、一般的な研究は現実を分析し、真偽を明らかにしていくのに対して、実践仮説に基づく研究は、現実に関与し、現実そのものを変えていくことを目指す研究である。したがって検証の意味合いも、仮説の真偽ではなく仮説の当否について確認することが中心となる。佐藤の定義に従い、本研究では、意思決定支援シートを活用したことで得られた成果、すなわち本人らしい生活がどのように具現化されたのか、さらにはそれに伴う副次的な成果についても明らかにする。

なお、本研究では、松下の先行研究を参考に、市民後見人の支援を分析する単位に代替するものとして、市民後見人の概念を構成する6つの要素（候補者自身の属性、地域性、支援組織による養成と継続した活動支援、活動形態、市民による権利擁護活動、報酬の意味）を活用する（松下他，2000）。

4-2 事例

（本事例の概要）

A氏夫妻には、それぞれ市民後見人Bと市民後見人Cが選任されている。夫妻それぞれ市民

後見人が選任されているといっても、支援の際、市民後見人 B と市民後見人 C は、A 氏宅に一緒に訪問した。市民後見人 B、C は銀行にて出金後、夫妻を訪問し、出金したお金を夫に渡した。通帳に印字された光熱水費の金額を確認するなかで、体調の確認や、困りごとを把握したりしていた。市民後見人が就任して間も無く、夫妻の介護度の悪化により、在宅生活が困難になってきたこと、自宅である賃貸物件の契約更新が困難だったこと等を理由に、夫はグループホーム、妻は特別養護老人ホームへ入所することになった。

(意思決定支援会議の様子)

夫妻が入所した際に、夫が入所する施設で意思決定支援会議が行われた(表 7)。参加者は、夫、夫妻のケアマネジャー、夫の施設管理者、市民後見人 B・C、X 市後見支援センター職員 3 名であった。本会議が開催された当時、コロナ禍で、妻の外出が困難だったこともあり、妻の意向については市民後見人 C が事前に確認し代弁することとなった。

本会議では、夫の入所に伴い環境が大きく変化する中で、いかにして夫の本人らしい生活を実現するのがテーマとなった。このテーマにつき、本人の想いとしては妻に会いたいこと(愛・所属の欲求、楽しみの欲求)、歯の治療をしたい(生存の欲求)ということであった。

妻が後妻ということもあり、先妻の子供等、現在の妻以外の親族についても夫に聞いてはみたが、夫としてはあまり会いたいとは思わないとのことであった。夫は、妻に対する想いが強く、妻の話をするだけで涙がこみ上げてきて会いたくなるとのことであった。市民後見人 C 曰く、妻も夫と同様の想いを持っているとのことであった。このような状況下において、市民後見人 B・C は夫妻の写真を撮り合って、夫や妻を訪問した際に各々の状況について報告しているとのことであった。現在は月に一度、ヘルパー同席のもと市民後見人が携帯電話のテレビ電話機能を通じて夫妻の面会を実現しているとのことであった。また、妻に何かプレゼントしたいので、近い将来プレゼントを買いに行くとのことであった(愛・所属の欲

求、楽しみの欲求)。

歯の治療については、奥歯の差し歯が合わないので治療してほしいとのことであった(生存の欲求)。結果、義歯を作ることとなった。また、手料理が食べたいとの意向もあったので、ヘルパーに手作りの料理を作ってもらうことにもなった(生存の欲求、楽しみの欲求)。

その他の欲求(力の欲求、自由の欲求、楽しみの欲求)についても、本人に聴き取りを行い聴き取った内容は、今後の支援方針として具体的な行動計画に落とし込んだ。例えば、力の欲求については、デイサービスに通うことを設定し、具体的な行動計画として週 4 回を週 5 回に増やすことを目指した。自由の欲求については、大好きなテレビを自由に楽しむために、Bluetooth スピーカーを用意することとなった。楽しみの欲求については、夫が買い物に興味があったので月に 1 度、ヘルパー同席のもと、市民後見人 B・C とともに買い物に出かけることとなった。

4-3 考察

夫妻は、生活の拠点が異なっても夫婦という関係は継続している。夫の強い希望を実現すべく、コロナ禍における妻と面会する機会として、本事例では携帯電話のテレビ電話機能を活用することとなった。本事例の経過の良さは、仲のよい市民後見人 B・C が仲の良い夫妻を担当していることによるところも大きかった。市民後見人同士で、情報を共有し、普段から互いの成年被後見人等の様子を把握しているからこそ、切れ目のない支援が展開されていた。

参与観察を通して、意思決定支援シートを活用した支援の効果としては、以下の 3 点をあげることができる。

まず、従来の支援と比べ、個人の尊厳に配慮した前向きな支援が展開されるという効果である。なぜなら、社会福祉援助活動の中心に置かれがちな、本人の課題解決に向けての取り組み、すなわち弱みの克服ではなく、本人らしい生活の実現という本人の強みに焦点化した取り組みだからである。実際、本事例における意思決定支援会議は、通常の会議とは異なり、笑顔の絶えない会議とな

表7 5つの基本的欲求を確認する項目

テーマ	本人らしい生活の実現
参加者	市民後見人B・市民後見人C・ケアマネジャー・施設管理者・X市後見支援センター職員3名

1 「本人らしい生活」の実現に向けた参加者(本人含む)及び関係者の意見

愛・所属	涙がこみ上げてくるほど、妻に会いたい。妻もそうに言っている。月に一度、テレビ電話をしたい。(コロナ禍なので、)市民後見人各々が夫妻の写真を撮り合って、訪問時に、写真をもとに報告し合っている。
力(承認)	デイサービスには週4で通っている。デイサービスは、楽しい。継続したい。
自由	大好きなテレビを、好きな時に見たい。
楽しみ	妻とテレビ電話をしたい。妻に何か、プレゼントしたい。
生存	腰の手術は成功し、体調は安定している。生活環境も以前と異なり、安全かつ安心になった。気になっているのは、奥歯の噛み合わせが良くないこと。治療したい。

※適宜、上記回答に対して「そう思ったのはなぜ?」と確認することで、意思決定支援を深める

2 「本人らしい生活」の実現に向けたチーム支援のあり方

目標 (実現可能な内容)		支援内容	支援者	(頻度・期間)
愛・所属	定期的に妻と連絡を取り合う	写真 テレビ電話	市民後見人 ヘルパー	月1
力(承認)	デイサービスに通う	デイサービスを週4回から週5回に変更する	ケアマネジャーが調整	2月～
自由	大好きなテレビを見る	本人の自由な時間を確保する	施設管理者	毎日
楽しみ	妻にプレゼントを買う。 お洒落をする。	月に1回程度 買い物に出かける	市民後見人B・C ヘルパー	月1
生存	義歯をつくる ヘルパーに手料理を作ってもらう。	訪問歯科で診察 ヘルパー調整	訪問歯科をケアマネ ジャーが調整	4月以降(4月に訪問歯科医が変わる) 2月か3月
・夜更かしした時は、朝方眠そうにしていることが多い。その場合、デイサービスの送迎時間を遅らせる。 ・テレビの音声が大きいので、Bluetoothスピーカーを用意する。				

その他(残された課題や補足など自由に記載)

生活に必要な物品を購入し、生活環境を整える。 (購入予定物品) 空気清浄機、扇風機、テレビスピーカー、カーペット、トイレマット キャビネット、洋服、靴
--

3 支援者の姿勢

☒ 支援者らの価値判断を先行させていない ☒ 本人の理解と支援者らの理解に相違はない ☒ 選択肢を提示する際の工夫ができていない ☒ 決断を迫るあまり、本人を焦らせていない ☒ 本人の表明した意思が、これまでの本人の生活歴や価値観等から見て整合性がある ☒ 意見を表明しにくい要因や他者からの「不当な影響」はない

出所：X市後見支援センター

った。このことは、意思決定支援シートのテーマに「本人らしい生活」が設定されていることで、本人の夢や希望について自動的に問う形式となっていてところに現れている。課題解決に向けての取り組みは、主に憲法 25 条でいうところの最低生活の保障に重きを置く取り組みである。それに対して、本人らしい生活の実現という本人の強みに焦点化した取り組みは、憲法 13 条でいうところの幸福追求権の実現に向けた取り組みであり、友好的でかつ穏やかな議論が展開される。本事例のように、意思決定支援シートに基づく本人への意思表示支援が展開されることが、結果的に本人の心の体力を充足することにも繋がるのである。このように本人らしい生活を本人自身で決めることは人権への配慮であり、延いては共に支え合う共生社会の実現に寄与するに違いない。

つぎに、支援者と本人との信頼関係の構築への効果である。本人らしい生活の実現に向けた議論をチーム全体で行うことは、本人のあるがままの意思を承認する過程でもある。本事例においては、本人がテレビ視聴で夜更かしして、朝に起きられないことに対して、夜更かししないようにするのはではなく、デイサービスの時間を遅らせるこ

とで対応している。このような過程を通して、本人が他者から認められている感覚を手に入れることは、愛・所属の欲求や自由の欲求を満たすことにも繋がるだろう。これらの効果は本人と支援者の間で波及すると考えられる。満たされた本人はのびのびとした気持ちになり、支援者と互いに尊重し合うので、強制のない関わりを構築できるようになることが期待できる。

さらに、意思決定支援シートを活用した支援の効果として、市民後見人の概念を構成する 6 つの要素（候補者自身の属性、地域性、支援組織による養成と継続した活動支援、活動形態、市民による権利擁護活動、報酬の意味）が効果的に機能することも期待できる。

通常、専門職後見人は問題を解決する力（表 9 (1)）には長けてはいるが、レクリエーション等を通して本人らしい生活を実現するための実践する力（表 9(2)②）を備えていることは稀である。一方、市民後見人は、専門職後見人に比べ問題を解決する力（表 9(1)）や、本人らしい生活を実現する際に必要な見立てる力（表 9(2)①）は未成熟ではあるが、細かな行動指針とそれを実践する力がある（表 8(1)～(6)、表 9(2)②）。例えば、市民後見

表 8 市民後見人の概念を構成する 6 つの要素

(1)候補者個人の属性 (年齢, 資格の有無, 倫性, 意欲)	60 代後半、民生委員の経験がある一般市民
(2)地域性 (居住地, 勤務地が成年被後見人と同じまたは近隣)	被後見人と同じ小学校区
(3)支援組織による養成と継続した活動支援 (支援組織は自治体または自治体に準じる団体)	X 市後見支援センターによる市民後見人養成講座(意思決定支援講習含)修了
(4)活動形態 (個人後見または法人後見の中で活動する支援員)	被後見人一人のみを個人後見人として担当(明石市後見支援センターセンターが監督)
(5)市民による権利擁護 活動	週に 1 回程度の訪問
(6)報酬の意味 (無報酬または報酬あり。報酬がある場合は後見活動を職業にしない)	報酬申立が可能、一部、後見基金へ任意で寄付。

出所：筆者作成

表9 意思決定支援の特徴
(※表1を加筆・修正)

項目	意思決定支援（自己決定）
1 本人の判断能力(意思決定能力)	能力存在推定（本人に能力がある） →支援者は本人の決定を支援
2 本人の法的な位置付け	権利行使の主体
3 支援（決定内容）の基本方針	主観的な価値観（本人らしい生活）の重視
4 重視される能力の主体	支援者の能力（本人の意思決定を支援できる支援者の能力の有無）
5 正当化の原理	自己決定権

本人らしい生活を実現するために必要な
 (1) 基本的ニーズを充足するための支援力
 =問題を解決する力
 (2) 本人らしい生活を実現するための支援力
 =①見立てる力②実践する力

出所：筆者作成

表10 実践仮説の成果と本人らしい生活の実現

実践仮説	計画過程における成果	市民後見人の概念	本人らしい生活の具現化
意思決定支援シートを活用した市民後見人による支援が、本人らしい生活を実現する上で効果的である	意思決定支援シートをもとに定期的に意思決定支援会議を開催	候補者自身の属性	60代後半、元民生委員(一般市民)
		地域性	同一小学校区
		支援組織による養成と継続した活動支援	X市市民後見人養成講座修了 X市後見支援センターが監督
		活動形態	被後見人1名のみ受任可能
		市民による権利擁護活動	週に1回程度の訪問
		報酬の意味	基金への寄付(任意)
			愛・所属 力(承認)
			月に1回程度のテレビ電話 デイサービス(週5)
			自由 楽しみ
			月に1回程度の買物同行 義歯を作る
			生存 ヘルパーによる手料理

出所：筆者作成

人の多くはリタイア層のため、成年被後見人等と年齢が近く、民生委員等の地域活動に従事した経験があることから、成年被後見人等が親近感を感じ意思表示しやすいこと（表8(1)、(2)）があげられる。また、市民後見人が公的機関であるX市後見支援センターの監督下にあるということも夫妻にとっては安心感にも繋がるだろう（表8(3)）。さらに、市民後見人の特性として、担当できる成年被後見人等は一人だけと定められている（表8(4)）、訪問回数が原則、週に1回程度と設定されている（表8(5)）、報酬性が低い（表8(6)）といった点があげられ、夫が、定期的に妻に会いたいとの要望に対して、対価に苛まれることなく、きめ細かな対応が期待できたのである。

本事例のように、一般的に市民後見人が就任する場面では、基本的ニーズ（図1を参照）は充足されているため、問題を解決する力（表9(1)）を、そもそも求められてはいない。また、市民後見人の概念を構成する6つの要素を根拠に、実践する力（表9(2)②）を有していると考えれば、市

民後見人に求められていることは、本人らしい生活を実現するために必要な見立てる力（表9(2)①）ということになる。意思決定支援シートは、5つの基本的欲求をもとに、成年被後見人等が本人らしい生活を送る上で何をすべきかの見立てを提供し、市民後見人が本来有する実践する力を効果的に発揮することを可能にする手立てでもあるのである。

以上のように、意思決定支援シートが、市民後見人による本人らしい生活の実現に向けた取り組みに、効果的であるという実践仮説のもと、経過過程において、意思決定支援シートをもとに意思決定支援会議を定期的に開催することが成果として得られた。さらに意思決定支援シートが、市民後見人の弱みを補い、市民後見人の強みを発揮することを、市民後見人の概念を構成する6つの要素をもとに実現できた。最後に、意思決定支援シートが本人らしい生活を具現化することに寄与することを確認した。

5 おわりに

本研究では、意思決定支援シートが、市民後見人による本人らしい生活の実現に向けた取り組みに効果的であることを明らかにしてきた。

これまで、選択理論心理学会の田畑雅紀会長による研修を行ったり、デモンストレーションを兼ねて、複数の市民後見人の事例で意思決定支援シートの活用を試みたりしてきた。意思決定支援会議を開催する中で、会議の場が通常の会議と比べ、活気に溢れ、笑顔に満ちていることを参与観察を通して強く実感することができた。このように意思決定支援シートの活用は、本人の問題解決を目的とする会議を、本人らしい生活を目的とする会議に転換させるパラダイムシフトを生じさせるような取り組みでもある。

今後の課題としては、意思決定支援シートを効果的に活用しながら会議を円滑に運営する意思決定支援ファシリテーターを養成することである。近い将来、この意思決定支援ファシリテーターを通して、意思決定支援に精通する人が増えることで優しいまちの創造にもつなげたいと考えている。

※本研究は、拙著『市民後見人と創る自立と共生の社会』の一部を参照しつつ、新たな論点と構成に基づいて加筆・修正を行い、独自の研究成果として取りまとめたものです。既存内容の単純な再編集にとどまらないよう留意し、新たな視点と論点を盛り込んで強化を図っております。その具体的な補強点は以下 1～3 に示す通りです。

1. 実証的裏付けの導入：意思決定支援シートの有効性について、具体的な事例をもとに効果検証を行い、拙著では触れていなかった実践的な分析を新たに加えています。
2. 意思決定支援に関する制度的・法的整理の深化：意思決定支援に関わる法制度（障害者基本法、障害者総合支援法、成年後見制度利用促進基本計画等）や各種ガイドラインを横断的に整理し、理論的な整合性と現場での適用上の課題を示すことで、新たな制度論的な貢献を試みています。

3. 実践仮説の採用と検証による研究デザインの深化：事例研究において実践仮説を設定し、その検証を通じて知見を蓄積するというアプローチを取り、理論と現場の往還を可能にする研究デザインを新たに採用しています。

注

- (1) 北野はエンパワメントについて「(自分らしく・人間らしく)共に(専門家と当事者)生きる価値と力を高めること」であると論じている(北野, 2015)。
 - (2) チームとは、本人に身近な親族、福祉・医療、地域等の関係者と成年後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、
本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みである。
 - (3) 本人らしい生活の実現という観点に照らせば、「本人情報シート」を想像するかもしれない。しかしながら、現場の運用としての本人情報シートは、診断書を裏づけるか、もしくは補う役割が大きい。
 - (4) 内的コントロール心理学(他人をコントロールすることはできないという前提に立ち、自己決定を重んじる)は、判断能力が不十分な人の自己決定を支える意思決定支援の考え方に親和的である。
 - (5) 外的コントロール理論という名称は、外側から人を動機づけようとするものの総称であり、刺激(S)－反応(R)理論に取って代わった。柿谷曰く、当初、グラッサーは、外側から人を動機づけようとしているものを S-R 理論と呼んでいた。しかし、S-R 理論を標榜する陣営から得られる反応は、あまり芳しいものではなかった。そこで、グラッサーは S-R 理論という表現を止めて、外的コントロール心理学あるいは単に外的コントロールと呼ぶようになった。こうして名称変更をした後ではクレームをつける者がなくなった(柿谷, 2007)。
 - (6) 厚労省の意思決定支援ガイドラインによると、以下の適切なプロセスを踏むことが重要であるとされている(意思決定支援ワーキング・グループ, 2020)。
- 1) 本人が意思を形成することの支援(意思形成支援)
 - 2) 本人が意思を表明することの支援(意思表明支援)

3) 本人が意思を実現するための支援（意思実現支援）

具体的には、1) 傾聴の姿勢で、図や表、文字を用いたり、2) 時間をかけてコミュニケーションを図ったり、3) 社会資源を適切に利用したり、チーム支援を展開したりすることが考えられる。

- (7) 木口は自律について、障害者権利条約上の解釈としても、自己決定のことであるとする。その理由については、民族自決と差別化するために自己決定ではなく、自律と敢えて表現しているとのことである（木口、2017）。
- (8) このように、社会保障制度としても、善き生の遂行に着目し、根源的根拠を憲法 25 条に置きながらも、憲法 25 条でいうところの狭義の権利擁護から、憲法 13 条をもとに積極的権利擁護の推進に価値を置いているのである。また、地域福祉を専門とする小野も、一人ひとりの幸せと地域の幸せをともに生み出す地域福祉として増進型地域福祉を提唱している。これは、マイナスからゼロ（かつての生活レベル）を目指す一般的支援から、さらに（本人の）理想の状態を目指す増進型理想の追求を目指すものである（小野他、2022）。
- (9) 本研究では、このようなグラデーションを帯びたエンパワーメント実践を、社会福祉実践に適用積極的権利擁護であると設定し、論じている。

参考文献

- X 市後見支援センター（2022）『市民後見人マニュアル』
- 意思決定支援ワーキンググループ（2020）『意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン』。
- 小野達也、朝倉美江編著（2022）『増進型地域福祉への展開』同時代社。
- 柿谷正期（2007）「選択理論の発展とその位置づけ」『選択理論心理学研究』第 10 巻第 1 号、3-7。
- 柿谷正期（2011）『選択理論を学校に－クオリティ・スクールの実現に向けて－』ほんの森出版。
- 上山 泰（2019a）「成年後見制度利用促進基本計画における意思決定支援の意義」『週刊社会保障』第 3037 号、48-53。
- 上山 泰（2019b）「意思決定支援と成年後見制度」日本社会福祉士会編『意思決定支援実践ハンドブック』6-23、民事法研究会。
- 香山芳範（2022）『市民後見人と創る「自立」と「共生」の社会』あいり出版。
- 木口恵美子（2014）「自己決定支援と意思決定支援－国連障害者の権利条約と日本の制度における「意思決定支援」－」『福祉社会開発研究』第 6 号、25-33。
- 木口恵美子（2017）「意思決定支援をめぐる国内の論議の動向」『福祉社会開発研究』第 9 号、5-12。
- 菊池馨実（2019）『社会保障再考〈地域〉で支える』岩波新書。
- 北野誠一（2015）『ケアからエンパワーメントへ 人を支援することは意思決定を支援すること』ミネルヴァ書房。
- 厚生労働省（2020）『意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について』。
- 崔 栄繁（2012）「第 8 章 自立生活」長瀬修、東俊裕、川島聡編『障害者の権利条約と日本 概要と展望』生活社。
- 佐藤郁哉（2021）『ビジネス・リサーチ はじめての経営学』東洋経済新報社。
- 佐藤彰一（2018）「第 6 章 意思決定支援を法学的視点から解説する」平野隆之・田中千枝子・佐藤彰一・上田晴男・小西加保留編著『権利擁護がわかる意思決定支援』ミネルヴァ書房、143-166。
- 柴田洋弥（2012）「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』第 34 号、261-272。
- 菅 富美枝（2010）『イギリス成年後見制度にみる自律支援の法理－ベスト・インタレストを追求する社会へ－』ミネルヴァ書房。
- 日本社会福祉士会（2019）『意思決定支援ハンドブック～「意思決定支援のためのツール」活用と「本人情報シート」作成～』民事法研究会。
- 松下啓子、黒田研二（2020）「市民後見人の概念を構成する要素と要件：先行研究のレビューから」『人間健康学研究』第 13 巻、55-68。
- 山川遊子（2006）「重度の知的障害者の支援計画を作成するために」『選択理論心理学研究』第 9 巻第 1 号、23-32。
- 山口理恵子（2015）「成年後見制度における意思決定支援の理念を基盤にしたガイドラインの検討－イギリス 2005 年意思決定能力法と社会福祉士後見人による実践事例を中心に－」『社会福祉学』第 56 巻第 2 号、113-25。
- 山本裕子（2014）『「バイステイックの 7 原則」を現代から考察する－継承と発展を鍵概念として－』『西南学院大学人間科学論集』第 9 巻第 2 号、167-178。

Francis J. Turner (2017), *Social Work Treatment: Interlocking Theoretical Approaches*, Oxford Univ Pr.
Glasser, W (1998), *Choice Theory*, Harper Collins Pub-

lishers, Inc
(柿谷正期訳 (2000) 『グラッサー博士の選択理論』
アチーブメント出版株式会社).

A Decision-making Support Sheet for People with Poor Decision-making Ability Helps Them to Live with Personal Authenticity:

A look at the ‘adult guardianship’ system of X City

Yoshinori Kayama

Against the backdrop of the shift from “surrogate decision-making” to “decision-making support,” as required by the Convention on the Rights of Persons with Disabilities, this study investigates the value of achieving a lifestyle of personal authenticity and specific methods of doing this. It begins with a review of Japan’s legal system and various guidelines, positioning decision-making support as an extension of arguments about self-determination and empowerment. The focus then shifts to X City’s “adult guardianship system,” with the presentation of a case study of the development and application of a “decision-making support sheet” based on the five basic human needs of Choice Theory psychology. The sheet functions as a tool for precisely uncovering the desires of an individual and visualizing a process of team support from decision-making to realization. As it makes use of the strengths of the adult guardian (supporter) to make up for the shortcomings of the supported individual, this approach makes it possible to deliver support that not only solves problems, but also helps the individual to pursue a personal authenticity, thereby helping to build a positive relationship between the supporter and supported. This study points to the importance of decision-making support that contributes to the creation of an inclusive society by shifting attention from merely ensuring a minimum standard of living to achieving the right to pursue happiness.

〈論 文〉

「私的公共性」の存立基盤の検討

——私的セクターが担う公共性の分析と情報社会における再構築——

築 地 達 郎

要旨：本稿の目的は、公共的な財・サービスを供給する私的セクターの公共性（本稿では「私的公共性」（private publicness）と呼ぶ）がいかにして成立しているのかを明らかにするとともに、近未来の高度情報化社会においてどのような姿を取り得るかを検討することである。

そのためにまず、H・アレントやJ・ハーバーマースによる公共性論に基づいて、近代に確立・定着した公共性概念を確認する。さらにJ・サールによる社会的存在論を援用し、私的セクターが公共性を帯びる過程の哲学的な意味を検討する。そのうえで公文俊平が提示した創発型社会システムモデルに基づいて、インターネットに代表されるような私的な非主体型システムが公共性を持ち得るか否かを展望する。

さらに、こうした哲学的議論を踏まえて、近未来において社会に広く導入されるとみられる自動運転型交通システムを事例として、自律型ネットワークシステムの公共性を検討したい。

1. 問題意識とその背景

近代の日本においては歴史的に、公共交通、公教育などの公的（public）な社会サービスを私的セクター（private sector）に依存する比率が高い社会を築いてきた。そこでは、私的セクターが提供する私的サービスをなんらかの理由と方法によって公的なものと見なし、それに基づいて公的な支援や規制を与えるという構成が採られてきた。また都市の景観に代表されるような空間の公共性についても、私的セクターがその私有財産を自由に使用することを前提として形成されてきた。このことが、一見便利ではあるがまとまりのない、またマイノリティにとっては使いにくい都市空間をわれわれにもたらしている。

欧米列強へのキャッチアップや第二次世界大戦敗戦からの復興を旨として展開してきた日本の近代においては、私的セクターによる公共財やサービス供給依存には一定の必然性があったとみることができる。中央政府・地方自治体（以下、「政府」と呼ぶ）の財政力不足を補うとともに、市場的な競争がもたらすダイナミズムを活用する方策として、合理的であったと思われる。さらには、

1980年代以降先進諸国において浸透した新自由主義的な経済イデオロギーの影響や、1990年代以降に進行した政府財政の急激な悪化を受け、日本においては公的セクターの民営化や行政法人化が進み、公共財・サービス供給における私的セクターの比重は高まってきた。

しかし近年、これまでに構築されてきた私的公共性が機能不全に陥る状況が多発している。地方鉄道や路線バス事業者、地方私立大学などの相次ぐ経営危機はその具体的な表れである。運転手の確保に苦しむ路線バス事業者は路線の廃止や運転本数削減を加速している。中には路線バス事業そのものから撤退する企業も現われている（日本経済新聞，2024b; p.317）。18歳人口の急激な減少に直面する私立大学はその6割が定員割れに追い込まれており、破綻回避のための方策が待たなしの段階を迎えている（日本経済新聞，2024c, 2025c）。旧・日本国有鉄道（国鉄）の資産や人員を引き継いで分割民営化（privatization）されたJR旅客鉄道各社（西日本旅客鉄道など6社）においても、赤字が深刻化するローカル線の経営切り離しを模索する動きが強まっている（日本経済新聞，2024a）。JR各社は設立の経緯から、都市

圏輸送（首都圏や京阪神など）や都市間輸送（新幹線など）で得られた収益を原資に赤字ローカル線への内部補助を行うことが期待され、各社とも実際にそのように行動してきたが、2020年からの新型コロナ禍による需要の“蒸発”や、これを契機として広まった在宅勤務やオンライン会議などの普及によって、こうした内部補助の原資を十分に得られなくなったという背景がある。

同じく国有企業であった日本電信電話公社（電電公社）を分割民営化して設立された日本電信電話（NTT）の場合は、同社の公共性、公益性を裏付けてきた「日本電信電話株式会社等に関する法律」（NTT法）の廃止が模索されている。グローバルな市場における競争条件を強化するために、会社法に基づく一般企業としての経営自由度を確保させるのが公共の利益に叶うという理由である。同法廃止案は2025年3月段階でいったん頓挫したが、今後引き続き検討されることになるとみられる。頓挫した理由は、KDDIをはじめとする後発通信企業が競争政策上の「非対称規制」⁽¹⁾の維持を求めたからであるが、NTTはそれと引き換えに全国一律に固定電話サービスを提供する義務の緩和を勝ち得ている（日本経済新聞、2025a）。これも、公共サービスを私的セクターに委ねてきた構造の限界を示す事例の一つであろう。

このように私的公共性の機能不全が表面化する一方で、民間企業の公共性に対する要請の水準は高まってきている。

直近の典型的な事例は、大手放送企業フジテレビジョン株式会社において2024年に表面化したハラスメント事案における企業コンプライアンス⁽²⁾違反事件であろう。2025年1月に同社社長が記者会見で社員の関与を否定できなかったことを受け、翌日には日本生命保険、トヨタ自動車、NTT東日本、明治安田生命保険、アフラック生命保険などの大手企業がCM提供を差し止めた。その後、2月末までに計300社を上回るクライアント企業が同局へのCM提供を差し止めている（日本経済新聞、2025b）。背景には、多くのクライアント企業が海外の投資家や市場を強く意識するようになってきていることに加え、各企業の内部においてもコンプライアンス意識が高まっているこ

とがある。

企業のコンプライアンス意識に対する要請の高まりは、世界的には、ミススポーツ用品メーカー、ナイキにおいて表面化した途上国における児童労働問題（1997年）が契機となったといわれる（上野、2018）。さらに、21世紀初頭に米国において巨大な不正経理事件（エンロン事件およびワールドコム事件）が相次いだことを受け、企業倫理や企業の社会的責任（CSR=Corporate Social Responsibility）の実現を制度的に求めようという動きが強まった（堀口、2012）。米国においてはその後、投資家をはじめとする各ステークホルダーに対する説明責任の徹底を求める法制度（いわゆるサーベンス・オクスリー法=SOX法）が整備され、「説明責任に基づく企業ガバナンス」がコンプライアンス確保の基盤となった。さらに、2014年には国際標準化機構（ISO）が「コンプライアンス管理システム」（あるいは「ガイドライン」）として「ISO19600」標準を開発し、民間レベルでの相互認証システムが導入されるようになった。同標準は2021年に「ISO37301」にバージョンアップされ、さらに明確で検証可能な要求事項が設定されている（日本規格協会、2022）。一般的な民間企業であっても、公共性を無視しては社会的に存在が許されない時代を迎えているといえる。

2. 先行研究と本稿の立論

私的セクターが供給する公共性（publicness）に関する研究は、これまでさまざまな角度から蓄積されてきた。公共交通の私的公共性についての文献が比較的多く（藤井、2000；堀、2002）、次いで私的教育（私学）の公共性に関する論考も目立つ（黒崎・清田、2002；山口、2003；上田、2000；野平、2000）。放送の公共性についての論考や（阿部、2004；野原、2014、2022）、ジャーナリズム機関（マスコミ）の公共性に関する研究も活発である（高井・茜、2006；佐藤、2018）。また、私的企業の公共性に関しては、会計の観点から論じたもの（齋藤、2017）、統治の観点から論じたもの（神山、1993）などがある。さらに、ボランティアの公共性について論じた研究（入

江, 2000) や, 個人が家族として行う子育ての公共性を論じた議論(加茂, 2003) もみられる。

これらを概観すると, いずれも特定領域における社会的機能や社会的効果の公共性を論じたものにとどまっており, 一般的な現象としての私的公共性を論じたものは見当たらないことが分かる。そこで本稿においては, 私的セクターに公共性をもたらす構造の一般原理を検討することにした。とくに, 近代化段階が成熟し, 高度に情報化が進む現代社会——すなわちインターネットとスマートフォンで数十億人がネットワーク化され, さらにはネットワーク化された人工知能(AI)やロボットと融合的に共存する時代——における, 新たな公共性の構造を展望することも試みたい。

3. サールの社会的存在論が与える示唆

アレントがいうように, 古代の欧州において公共性(publicness)は基本的に「公」, すなわち国家(=ポリス)が担うものであって, 「私」は家政の領域に属するものであった。公と私は厳格に区分されていた。しかし, 近代になって「社会」が形成されるようになると, 二つの領域は混淆しはじめる。アレントは「近代世界では, この二つの領域は, とどまることを知らない生命過程そのものであるように, 絶えず相互に浸透しあっているのである」と語る(アレント, 2023; p.63)。公共性が議論の俎上に上がるのは近代という歴史局面に特有の現象ということである。

ハーバーマスはアレントの議論を踏まえ, 1962年に刊行した『公共性の構造転換』において, 近代における「市民的公共性」の成立を論じた。「(公を担う=引用者追記) 政府の対応物としての市民社会が構成される。これまで家庭経済の枠内に封じこまれていた活動や従属関係は, 家庭の敷居をこえて公共性の明るみに出てくる」(ハーバーマス, 1994; p.31)。

1960年前後に相次いで行われたアレント, ハーバーマスの議論は, 近代社会において公共性が帰属する領域が新たに形成されてきたという事実を歴史社会的に裏付けようとするものであった。現代の公共性論は概ね, アレント, ハーバー

マスの議論を出発点として, 市民的に構成される公共性を観察しようとする立場から展開されてきたといえる(加藤, 1999)。その一方で, 1990年代以降の日本においては「『公共性』をナショナリズムによって再び定義しようとする思潮」(齋藤, 2000; p.3), すなわちハーバーマスが「人民的公共性という変形」(ハーバーマス, 1994; p2)と呼んだ国家主義的な公共性が台頭する状況にもある。

ハーバーマスは自立的／自律的市民が自由に討論を行うことによって市民的公共性が成立するとした。そのうえで, 巨大化したメディア資本がもたらすメディア環境の中で公共性が構造転換せざるを得ない状況を批判した。つまりハーバーマスは, 市民的主体が作り出す間主体的なメディア環境の「中」に公共性という「状態」が「漂っている」と説明しようとした。公共性を担う主体はあくまで個人であるという考え方である。

しかし, 現代の社会においては, 各種法人をはじめさまざまな私的組織が主体として存在し, 公共的な役割を担っている。公共「圏」と公共的「主体」とをつなぐ論理に関する議論は未だ十分に尽くされていないように思われる^③。私的主体の公共性はいかにして生じているのだろうか。そこでここでは, 公共性が社会的に成立するための過程について, ジョン・R・サールの「社会の哲学」を手がかりにして考えてみることにする。

サールの論考は1960年代の「言語の哲学」から発して1980年代に「心の哲学」に進み, それを踏まえて2010年代に入って「社会の哲学」を展開している。そこでは, 主体・非主体を問わずものごとが存在するとはどういうことかを, 言語的行為によって裏付けることが試みられてきた。サールは「あらゆる社会的・制度的現実に通ずる基礎構造の存在」(サール, 2018; p.317)を主張し, その内容として以下の3点を掲げる。

1. 人間の制度的現実のすべては, したがって人間文明のほぼすべては, 単一の論理的・言語的操作によって創出され, 存続を維持される。
2. その操作とは地位機能宣言である。

3. 人間文明に見られる膨大な多様性と複雑性は、この操作が無数個の事例に対して適用可能であり、また再帰的な反復適用も可能であることによって説明される。

(サール, 2018; p.317)

このうち、公共性の獲得にあたって重要なのは、発話による「地位機能宣言」である。サールによれば、発話行為には以下の5つの類型がある。

- (1) 主張型 (陳述, 記述, 主張等)
- (2) 指令型 (命令, 指示, 要求等)
- (3) 拘束型 (約束, 宣誓, 誓約等)
- (4) 表出型 (謝罪, 感謝, 祝福等)
- (5) 宣言型

(サール, 2018; p.108)

これらのうち (1)~(4) については、それぞれに対応する心的状況 (サールは「志向的」ないし「志向性」と呼ぶ) の類型が存在する。たとえば (1) 主張型に対しては当事者の「信念」、(2) 指令型には当事者の「願望」が対応する。それに対して (5) 宣言型にはそうした心的状況が対応しない。このことを確認した上で、「前言語的な志向的状態に留まっている限り、一定の事実について、それを既に存在するものと表象することでこの世界にその事実を創出するという動きは得られない。このような形で事実の創出には言語が不可欠なのである」(サール, 2018; p.108 = 傍点ママ)。社会的な存在はあくまでも言語的な宣言によって創出されるというのである。

そうした考え方に基づくなら、私的セクターが公共性を帯びた存在であるためには (つまり、私的公共性が存在するためには) なんらかの形でそのことを言語化し、宣明する過程があればよいということになる。

実際、公共交通事業者の公共性は道路運送法などの法律の条文によってそれが宣言されている。また、多くの場合事業者自身が、社訓や経営方針書などにおいて自らの事業の公共性・公益性を謳い、社会に貢献することを宣言している。私立学

校の場合も私立学校法や私学助成法などの法律で公益性を宣言されるとともに、「建学の精神」などによってその存在意義が単に私的なものではないことを宣言し、さらに諸規定によってそれを裏付けるという言語的行為を行っている。

一般的に独立した営利企業 (主に株式会社) の形態を採ることを期待される新聞社の場合は、「報道機関」であることを社内外に宣言することによって、非営利事業であることを期待される報道業務を行う⁽⁴⁾。

先述のとおり、私的企業の公共性に関しては会計の観点から論じたもの (齋藤, 2017)、企業統治の観点から論じたもの (神山, 1993) などがみられる。これら先行する議論に共通するのは、私的企業の公共性を裏付けるためには立場の異なるステークホルダー間の弁証法的な (あるいは動的な) 可視化とチェックの繰り返しのプロセスにおいてこそ、公共性は担保可能だという考え方である。現代会社法において取り入れられている企業統治の思想がまさにこれである。このようなプロセス指向の公共性論の源流はハーバーマスの市民的公共性にも求めることができ、妥当性があるとみてよいだろう。

ただし、私的企業や私的セクターの行動が可視化されたとしても、それが公共的であると見なすのは人間である。サールによれば、人間はおのの「見なし」の局面においてなんらかの心的作用をもって発話行為を行い、評価を下す。そうした評価に基づいて「この主体は私的な存在であるが公共的である」という通念が成立し、それを宣言することができれば、その主体は私的公共性で見なすことができるのである。

まとめると、私的公共性は、①弁証法的な (動的な) 可視化プロセスが駆動していること②評価に基づく通念がもたらす宣言が行われていること——という、位相の異なる確認の複合的な成果として、社会的に存在可能となるということができよう。

4. 創発型ネットワーク社会システム における公共性の検討

4-1. 創発型システムの自律性と秩序原理

次に、高度情報社会における私的公共性について検討を進めたい。

公文俊平は 2000 年代初頭、政治経済学 (political economics) の延長線上に「情報社会学」(infosociology)⁽⁵⁾ を確立し、近代的社会の最終局面としての「情報社会」を対象として社会システム論的に解釈する取り組みを展開してきた (公文, 2001, 2004, 2011, 2017; 公文・吉田・飛田・Si・高安・山内・服部・村井・國領・佐々木, 2011)。公文の議論の最大の特徴は、情報社会を「創発的な社会システム」として成立しているとみる点である。近代においては情報化が進むにつれて社会を構成するさまざまな主体がネットワーク的に連携し、互いに影響を及ぼし合う関係性 (創発性, emergence) を強めてきた。情報化段階の社会においては、個人や企業などの主体が銅球のようにぶつかり合うことによって形成されるタイプの秩序ではなく、各主体が相互に浸透し合いながら同調することによって起こる自己組織化を通じて形成されるタイプの秩序が優勢になる。公文によれば、これは伝統的な近代人像の修正を迫る現象である。

近代人の多くは、豊かな知識と教養をもち、自己の信念に忠実に生きる自立的な「強い個人」を、理想像としてもっている。〔中略〕しかし、〔中略〕現実の個々人は、互いに作用や影響を受けて同調しやすい「弱い個人」としての側面をも強くもちつつ、巨大で複雑な社会的ネットワークのノードとなっている。(公文, 2004; p.225)

ここで使われている「ノード」とは節点のこと、人間が本質的に他者とコミュニケーションを取り接続し同調しようとする存在、群れを成す存在であることを含意している。

創発的な社会的ネットワークの中で形成される秩序については、1990 年代に入って「ベキ分布」

(冪分布) と呼ばれる一定の確率分布に収束することが知られるようになった (飛田・Si, 2011)。いわゆる「ロングテール現象」と呼ばれる、一見不平等な状態である。それによると、あらゆる社会集団の中で生み出される貢献や報酬は平等にはならず、また正規分布にもならない。「ごく少数のベストセラー書籍と圧倒的多数の売れない書籍群」といった構成を持つ不平等な確率分布がいたるところで現われる。「各人の選択が、ほんのわずかな程度、他人の選択から影響を受けるだけでも、正のフィードバックが働くために、結果の分布の形は劇的に変化してベキ法則に従うようになる」(公文, 2004; p.259)。

公文は、こうして否応なく形成される創発的社会システムの秩序原理を、国民国家システムの秩序原理としての「公の原理」、私有財産制度に基づく市場システムの秩序原理としての「私の原理」と対置させて、「共の原理」と呼ぶ。「共の原理」の下では『説得・誘導』型の相互制御行為 (公文, 2004; p.168) が展開される。その結果としては、社会的に望ましい協働の関係性が生じる場合もあるし、逆にときとしてカルトや過激集団として現われるような自家撞着の関係性に陥る場合もありうる。

が、いずれにせよ、ベキ分布がもたらす法則性に従って、情報社会における創発的ネットワークはあたかも生物活動をみるような自律性を帯びることになる。例えば近年、いくつかの首長選挙や議員選挙⁽⁶⁾において繰り返し生じている SNS (ソーシャル・ネットワーキング・サービス) を通じた極端な「民意」⁽⁷⁾の形成は、そうした生物活動的な自律的現象の一つであろう。現代社会はこうした自律的現象を統御する技術や技法、制度などを開発し、適用させていく必要に迫られている。そしてそれはまだ緒に就いたばかりである。

4-2. 「共的」公共性の条件

以上のことを確認したうえで、この項で検討しなければならないのは、「共の原理」によって形成される創発型ネットワーク社会システムに、公共性を与えることは可能なのか、という問いである。この問いは、次項にかけて述べるように、実

は喫緊の課題を背負っている。事例を検証する前に、哲学的な視点から糸口を見出しておこう。

先述のとおり、私的公共性の場合、①弁証法的な（動的な）可視化プロセスが駆動していること②評価に基づく通念がもたらす宣言が行われていること——という、位相の異なる2つの確認の複合的な成果として、社会的に存在可能となる。では、「共の原理」に基づく「共的」公共性というものがあると仮定した場合、それは私的公共性と同じものなのだろうか。

まず①の弁証法的な可視化プロセスについて考える。参加者が相互に与える影響がネットワーク的に連鎖していく場を想定したとき、内部で何が起きているかを記述して可視化するプロセスは相対的により動的なものとなるであろう。参加者間の相互作用はフィードバック作用によって加速される傾向が現われるから、可視化した成果をネットワークの内外で十分に咀嚼して吟味するだけの時間が足りない、つまり弁証法的な修正が間に合わないということも大いにあり得る。

次に②に掲げた、サル的な「宣言」である。創発型ネットワーク社会システムを宣言の対象として考えたとき、宣言を行う主体として考えられるのは「公」（国民国家）と外部にいる「私」（個人や法人など）、そしてネットワークシステムの内部に参加した個人や法人である。公共性の主張は誰から発せられてもよい。その主張はネットワークシステムの中で創発的に伝播し、あるときは全体に受け入れられて通念になり、あるときは無視されて破棄される——ということが起こるであろう。

こうして考えると、「共的」公共性は本質的に流動的であり、ad hoc（その場限り）な傾向を帯びるということにもなりかねない。

しかし、上述の選挙の事例でもわかるとおり、創発型のネットワーク社会システムがもはや無視できない規模と浸透度に達している現代において、そうしたシステムが非公共的なものでしかあり得ないという状態は、現実社会との間で摩擦を引き起こすだろう⁽⁸⁾。逆に、創発的に異常発達するネットワーク社会システムを統御しようとするとき、「共的」公共性を裏付ける思想の構築やこ

れを創出する技術や技法の開発は重要なテーマとなってくるだろう。

5. 事例検証：

スマートモビリティネットワークは 公共財たり得るか

創発型ネットワーク社会システムは、その創発性の故に、条件によっては“暴走”を来すことがあり得る。このことは既に、近年の複数の選挙や特殊詐欺事例、排外的な民意の形成、あるいは少子化現象の深化などさまざまな形で、われわれの眼前に姿を見せている。そして、われわれはこのようなタイプの社会システムに既に組み込まれているのであって、完全に自由になることは非常に困難になってきている。だとすれば、われわれはこのタイプの社会システムの内側から、これを統御する方法を見つけ出し、実効性のある形で統御機能を駆動させていかねばならないだろう。

ここで事例検証の遡上に上げたいのが、スマートモビリティ（smart mobility）などと呼ばれる、ネットワーク化された個人用移動ツールである。日本型の高齢化社会が直面する交通分野の課題を解決する方策として、その本格的な社会実装が期待されている。

日本においては第二次世界大戦後の高度成長とモータリゼーションを経験する中で、公共交通（とくに路線バス）による移動サービスが十分に供給されることと自家用車で自由に外出できることを前提にしたまちづくり（いわゆるニュータウン）が全国に展開した。しかし急激な高齢化社会を迎える中、運転手不足による路線バスの縮小撤退や、自動車事故を未然に防ぐための運転免許返納などの複合的な要因によって増え続けている移動困難者（いわゆる「買い物難民」）の“足”をいかに確保し、基本的な人権としての生活権と移動権を担保するかが喫緊の課題になっている。

龍谷大学は滋賀県より、この問題に取り組むための政策課題に関する調査研究事業を受託しており、筆者はその担当者として2023年度から24年度にかけて、スマートモビリティの実用化動向に関する調査研究に当たった。それによると、国内外で自動運転や遠隔制御を前提としたスマートモ

ビリティの技術開発が急速に進んでおり、技術的には今すぐにでも実装可能段階にあることが分かっている。その一方で、ビジネス面での開発は遅れ気味であり、この分野の少なくないスタートアップ企業が資金繰りに苦しんだり、事業撤退を余儀なくされたりしている。ネットワーク化されたスマートモビリティサービスが成功裏に展開されているのは大都市のわずかな中心市街地エリアのみであり、買い物難民が簇生するいわゆる「オールドニュータウン」（住民の高齢化が進んだ古いニュータウン）や、高齢化率が過半に達しているような過疎地域においては民間ビジネスとして採算が合わないのである。（龍谷大学，2024）

滋賀県は 2022 年に三選を果たした三日月大造知事の主導で、全国に先駆けて、公共交通の維持や整備に用いることを想定した「交通税」の導入を目指している。三日月氏は 2 期目の任期中までに交通税導入に関わる法的課題や税制上の課題を概ね調整し終え、3 期目の選挙では交通税導入を選挙公約の筆頭に掲げて立候補し、圧倒的な支持を得て当選した（京都新聞，2022）。今後、3 期目の任期が切れる 2026 年を目標に、同税の導入を実現する構えであるとみられる。

これまでの一般通念では公共交通網を形成するのは鉄道と路線バスであり、公共交通網を公共的に支えるということはすなわち、その維持財源を公財政に求めることを含意してきた。交通税の議論も、暗黙の内に鉄道と路線バスの維持に用いることが了解されているように思われる。しかし、上に述べたような新たなスマートモビリティが広く市民の移動権を担保する時代を迎えることを想定するなら、これらのモビリティサービスに対しても交通税を配分することを可能とする論理の構築と合意の調達が不可欠になってくるであろう。そのための前提として、ネットワーク化されたスマートモビリティサービスの公共性が裏付けられる必要があると思われる。

公共交通に関する研究はこれまで、主に交通工学や都市計画学、交通経済学などの枠組みが主流であった。そこでは、①鉄道、バスなどの大量輸送機関②自動車による個別輸送機関とそのインフラとしての道路網整備——という大きく 2 つの論

点が設けられ、その最適化を国家という時空の中でどのように実現するかという過程が伝統的に広く議論されてきた。それを手がかりにして、たとえば国家とは何かという問いかけを行う人文科学的議論も行われている（原，2020）。

一方近年、上述したような少子高齢化に伴う社会課題が表面化したのを受け、情報工学との組み合わせによって大きなインフラ投資を伴わずに交通の最適化を図ろうとする研究が活発になってきている（野村，2021；野村総合研究所，2016）。こうした研究の中で、スマートモビリティネットワークサービスに関する技術開発、制度的研究は相当進んでいるといえる。今後は、こうした研究開発に加えて、スマートモビリティネットワークサービス——単なる自動制御システムではなく、創発型のネットワーク社会システムを構成するサービス——の公共性を裏付ける研究を行っていく必要があるだろう。

スマートモビリティネットワークサービスは、個人の移動需要と個別移動サービスをオンラインでマッチングする「オンデマンド型」がもっともシンプルな形態だが、現在技術開発やビジネス開発が進められているのは、個人（生活者）が発生させるさまざまな生活データを連携させ、それを基にして個別移動サービスへの需要発生を AI（人工知能）を用いて予測し、最適な方法でサービス提供に結びつけようとする「データ連携型」である。このネットワークに参加する個別移動サービス提供者は必ずしも一つではなく、個人事業主を含め多様な動機と働き方でサービスに参画する。利用者も多様な生活スタイルを持つ。このネットワークの中では AI も含む形で創発的な関係性が生まれ、「共の原理」に基づいて自律的な進化（社会的適応）をみせることになる。われわれはこの社会システムの“暴走”を防ぐために、その内側から統御する方法を見つけ出し、実効性のある形で統御していかなければならない。

前項において確認したように、私的な、あるいは共的な公共性が担保されるためには二つの条件を複合的に組み合わせればよい。①弁証法的な（動的な）可視化プロセスが駆動していること②評価に基づく通念がもたらす宣言が行われている

こと——の2点である。

①に関しては、サービスの中に可視化プロセスを予め組み込んでいくことが重要だろう。偏りや暴走が起こっていないかをモニターし、適宜フィードバックしていく仕組みである。

②については、(AIも含めて)個々のネットワーク参加者が「このサービスは公共的なものである。このネットワークは公共性を帯びている」という事実を繰り返し確認し、その事実を宣言する作業を重ねることが必要である。

おわりに

本稿ではジョン・サールの言語哲学的な社会的存在論を手がかりにして、私的セクターが供給する公共性がいかにして裏付けられるのかを検討した。それを受けて、公文俊平の創発型ネットワーク社会システムモデルを用い、情報化段階を迎えた近代社会(現代社会、情報社会)において創発型のネットワークが作り出す生物活動的な自律的現象にも公共性を与えるかも検討した。その結果、創発型ネットワークに公共性を与えるためには、私的公共性の条件と同様の条件を創発型ネットワークにも適用すること。いわばネットワークを生物活動的な自律的主体と見なして「教育」することが必須だということが浮き彫りになった。

AIと個人、法人が対等な関係性の中でネットワークに参加するというモデルは、いささかSF(サイエンスフィクション)的な空想だとも思いたくもあるが、現実はそのままできている。こうしたネットワークに公共性を持たせるためには、公共性を持たせるようなフィードバックと言語化された宣言を与えることが必要だという、トートロジカルな課題が改めて浮上してきたといえるだろう。

謝辞

本研究のジョン・サールに関する議論は、情報社会学会2024年度研究授業における山内康英・多摩大学情報社会学研究所教授(当時)による講義に重要な示唆を得た。また、滋賀県が龍谷大学に委託した令和5年度および令和6年度「モビリティ・マネジメント等調査研究事業」(担当:築地達郎)における調査結果の一部を活用した。記して謝意を表わす。

注

- (1) NTT法による非対称規制は、NTTが強大に過ぎることを踏まえて、後発通信企業に対してアドバンテージを与えるためのものである。
- (2) 私的な規約を含め、一般的に法令を順守する態度のこと。
- (3) 清家(2008)によれば、ハーバーマスはその後、1981年の『コミュニケーション的行為の理論』において、多元化した成熟社会における公的自律と私的自律に関する弁証法的な論考を深めた。この段階における公共圏は、「生活世界」(Lebenswelt)と「システム」(System)の二層の概念枠組みによって論じられる。「生活世界」はコミュニケーション的行為によって「合意」を更新し続けることによって再生産される社会領域であり、「システム」は権力、貨幣という「制御メディア」によって駆動する社会領域である。ここでは私的主体が「公共圏」を形成する過程が描かれたのみであった。
- (4) 報道機関としての新聞社のうち、日刊新聞を発行する株式会社に対しては、「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律」(昭和26=1951年制定)によって、株式の譲渡制限を定款に定めることが認められている。日刊新聞社の公共性を直接定める法律はないが、同法はこれを間接的に裏付けているといえる。
- (5) 公文俊平が政治経済学の延長線上に確立した「情報社会・学」(infosocionomics)とは別に、情報学(informatics, computer sciences)の延長線上に展開している「社会情報学」(social informatics, socio-informatics)という学問領域がある。また、社会学の一派としての「情報・社会学」(sociology of information)も存在する。
- (6) 本稿執筆時点では、2024年に行われた東京都知事選挙、兵庫県知事選挙、衆議院議員選挙において、マスメディア(テレビ、新聞など)が事前に予測したものと大きく異なる投票行動が現われた。その背景には、SNSの上でなんらかの擾乱要因がベキ分布的に拡大し、選挙結果を大きく動かしたものと考えられる。
- (7) 上のような状況変化を受け、近年、「世論」(よろん)という表現が後景に退きつつある。その代わりに、政治家は「民意」という表現を好んで使い始めている。
- (8) 2024年米大統領選挙で返り咲いたドナルド・トランプが、就任後に次々と発した大統領令の多くは、彼を支持する人々が形成した創発型ネット

ワーク社会システムの内部に向けて「宣言」の意図をもって発せられているとみることができる。

参考文献

- 阿部 潔 (2004). コミュニケーションとしての「放送の公共性」の意義——公的な世界／私的な世界の媒介に向けて. 放送メディア研究=Studies of broadcasting and media(2), 49-67.
- アレント ハンナ (2023). 人間の条件. 東京: 講談社.
- 入江幸男 (2000). ボランティアと公共性. ボランティア学研究, 1(0), 37-56.
- 上田 学 (2000). 私学の公共性と自主性 (〈特集〉公教育再考). 教育学研究, 67(4), 406-416.
- 上野継義 (2018). 児童労働とサッカーボール: ナイキ社による労働改革の事例. 京都マネジメント・レビュー, 33, 85-101.
- 加藤典洋 (1999). 戦後の思考 (4) 公共性と私的なもの-1. 群像, 54(2), 280-323.
- 神山義治 (1993). 現代巨大企業における私的所有と公共性——経営者支配論批判の基礎としての所有概念. 商学論纂=The journal of commerce, 34(4), p233-256.
- 加茂直樹 (2003). 家族・子育て・公共性. 現代社会研究, 4・5, 5-21.
- 京都新聞 (2022). 滋賀県知事 三日月氏3選 小西氏に大差「多彩な意見反映」. 京都新聞 (pp.1): 京都新聞社.
- 公文俊平 (2001). 文明の進化と情報化: IT 革命の世界史的意味: NTT 出版.
- 公文俊平 (2004). 情報社会学序説: ラストモダンの時代を生きる: NTT 出版.
- 公文俊平 (2011). 情報社会学への招待 公文俊平 (編) 情報社会学概論 (pp.1-29): NTT 出版.
- 公文俊平 (2017). 人類文明と人工知能: 近代の成熟と新文明の出現: NIRA 総合研究開発機構.
- 公文俊平・吉田民人・飛田武幸・Si Si・高安秀樹・山内康英・服部正太・村井 純・國領二郎・佐々木俊尚 (2011). 情報社会学概論. 東京: NTT 出版.
- 黒崎 勲・清田夏代 (2002). 多元化社会における公教育概念の一考察: 教育の供給主体の多元化と教育の公共性 (16. 教育行財政・教育法, 自由研究発表 II, 発表要旨). 日本教育学会大会研究発表要項, 61(0), 172-173.
- サール ジョン・R (2018). 社会的世界の制作: 人間文明の構造: 勁草書房.
- 清家竜介 (2008). 公共圏の行方を巡って——コミュニケーション論からメディア論へ. 仲正昌樹 (編) 歴史における「理論」と「現実」(pp.145-172): お茶の水書房.
- 高井潔司・茜 拓也 (2006). メディアと公共性——マス・メディアのジャーナリズム機能に関する一考察. 大学院国際広報メディア研究科言語文化部紀要 (51), 203-226.
- 飛田武幸・Si Si (2011). 事物の分布についての新しい見方——特にベキ分布について 公文俊平 (編) 情報社会学概論 (pp.61-83): NTT 出版.
- 齋藤香織 (2017). 企業の私的公共性を巡るアカウントビリティ概念と会計学への影響: 中小企業会計の現状と課題を素材として. ビジネス・マネジメント研究=Business management studies, 13, 41-56.
- 齋藤純一 (2000). 公共性. 東京: 岩波書店.
- 佐藤卓己 (2018). ファシスト的公共性: 総力戦体制のメディア学: 岩波書店.
- 日本規格協会. (2022). ISO/TC309 (組織のガバナンス) https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0500/index/dev/isotc_309/?dev/isotc_309/2024年3月20日
- 日本経済新聞 (2024a). ローカル線営業赤字 JR 東 757 億円, JR 西 233 億円 存廃議論, 自治体は警戒. 日本経済新聞 (pp.17): 日本経済新聞社.
- 日本経済新聞 (2024b). 関西の路線バス, 200 キロ休廃止 22~24 年度 運転手の不足深刻, 待遇改善や採用支援進む. 日本経済新聞 (pp.10): 日本経済新聞社.
- 日本経済新聞 (2024c). 私大の定員割れ, 三大都市圏で初 全国は過去最悪の 6 割. 日本経済新聞 (pp.2): 日本経済新聞社.
- 日本経済新聞 (2025a). NTT 法廃止見送り, 完全民営化「不発」で幕引き 固定電話の一律義務は緩和. 日本経済新聞 (pp.4): 日本経済新聞社.
- 日本経済新聞 (2025b). フジテレビ, AC 差し替え 311 社に 2 月の放送収入 9 割減. 日本経済新聞電子版: 日本経済新聞社.
- 日本経済新聞 (2025c). 私大は円滑な再編・縮小を (社説). 日本経済新聞 (pp.2): 日本経済新聞社.
- 野村総合研究所 (2016). ICT を活用したスマートシティの事例等に関する調査の請負 海外事例調査. 東京: 野村総合研究所.
- 野村 実 (2021). MaaS の発展によるモビリティの变革 モビリティと地方創生 次世代の交通ネットワークの形成に向けて (pp.128-145): 晃洋書房.

- 野原 仁 (2014). 放送の公共性とは何か (1): その定義に焦点を当てて. 岐阜大学地域科学部研究報告, 35, 1-23.
- 野原 仁 (2022). 放送の公共性とは何か (2): 「公共」放送としての NHK の「あるべき姿」に関する考察. 岐阜大学地域科学部研究報告, 51, 13-32.
- 野平慎二 (2000). 教育の公共性と政治的公共圏. 教育学研究, 67(3), 281-290.
- ハーバーマス ユルゲン (1994). 公共性の構造転換: 市民社会の一カテゴリーについての探究: 未来社.
- 原武史 (2020). 「線」の思考 鉄道と宗教と天皇と: 新潮社.
- 藤井彌太郎 (2000). 交通事業の公共性: 公・共・私 (藤井彌太郎教授退任記念号). 三田商学研究, 43(3), 1.
- 堀 雅通 (2002). 交通サービスの特性と公共交通政策: 交通の利用可能性が有する公共財的特性の考察. 作新地域発展研究=Studies in Community Development, 2, 29-46.
- 堀口真司 (2012). エンロン, ワールドコム事件の倫理的側面: Gibson (2007) Ethics and Business のエビログより. 国民経済雑誌, 206(4), 115-129.
- 山口和孝 (2003). 私的教育事業の自由と公共性 (その1) 「ヤマギシズム学園」問題を通して. 埼玉大学紀要. 教育学部. 教育科学, 52(1), 39-52.
- 龍谷大学 (2024). 2040 年代に向けた持続可能な地域交通の展望. 2023 年度滋賀県モビリティ・マネジメント等調査研究事業報告書.

Examining the Basis of ‘Private Publicness’:

An analysis of the publicness assumed by private sector entities
and its reconstruction in our information society

Tatsuo Tsukiji

This study sets out to shed light on the basis for the establishment of publicness provided by the private sector (“private publicness”) and examine the reconstruction of publicness in our information society. To begin, we confirmed the theories of publicness proposed by Arendt and Habermas and philosophically reviewed the notion of private sector publicness with reference to Searle’s social ontology. Next, in accordance with Shunpei Kumon’s emergent social systems model, we examined the publicness of autonomous network systems using autonomous driving transportation systems as a case study. Additionally, in the context of the dysfunction of private publicness and the growing demand for publicness by private companies, we explored the conditions for publicness in emergent network social systems. From the result of this investigation, we identified conditions for substantiating the publicness of smart mobility network services, envisioning a new structure of publicness for our information society.

〈調査報告〉

五剣山の歴史と信仰

井 田 千 明

はじめに (先行研究と調査目的)

香川県高松市牟礼町と庵治町の境にある五剣山は標高 375m、古来より信仰の山として崇められ、山岳信仰の行場でもある。五剣山はその名のとおりに、剣のように尖った五つの峰がそびえ立つ山であるが、最南峰に位置する五の剣は宝永四年の南海地震で崩れている。当山中腹 250m の地点には弘法大師空海が開いたとされる五剣山観自在院八栗寺が位置しており、当寺は四国霊場八十五番札所でもある（写真 1）。



写真 1 八栗寺本堂とその裏に聳える五剣山
(筆者撮影)

多くの行者が五剣山を登拝していたと言われていたが 1980 年には、山の風化によって落石の危険性があることから八栗寺は入山を禁じており、現在参道の入口はフェンスで覆われている。

だが今もなお数人の行者^①が寺院に許可を得たうえで山行を続けている。彼らは週に二度、朝から入山する行と月に一度夜に出発し、山内の岩窟に籠り、翌明け方に下山する通夜行を行っている。山

内には多くの諸神仏の石仏、石碑、社、祠（以下、石仏等）が祀られており、岩窟や頂上に祀られている。これらの諸神仏を巡りながら、特定の石仏等には蠟燭、線香、米、水を供え、手を合わせていく山巡りを行っている。筆者は 2022 年 3 月より八栗寺ご住職に特別に許可をいただき、行者たちの山行に同行することとなった^②。

五剣山は山の中腹に位置する八栗寺の境内地であり、当寺は四国霊場八十五番札所として弘法大師空海によって天長 6（829）年にひらかれた真言宗大覚寺派の寺院である。天正の兵火のため、諸伽藍・宝物・縁起・大師自筆の折紙等も焼失するが寛永 19（1642）年に生駒家のお家騒動で新たに高松藩となった松平頼重公が本堂を再建し本尊観世音を寄進する。元禄 13（1700）年には、高松藩の祈祷所となり、檀家のいない、いわゆる祈祷寺となり、現在も祈祷寺院である（牟礼町史編集委員会 1972）。八栗寺の縁起について書かれた現存する最も古い記録は元禄（1688-1704）の頃に『四国徧路霊場記』を記した高野山学僧の寂本によって書かれた「五剣山八栗寺千手院記」である。これによると空海は五剣山で若かりしときに修行し、金剛蔵王権現を感得している。この山は「仏場としてふさわしいところであり、ここに伽藍を建て、仏法僧の三宝を崇めるのであれば、守護する」との言葉受け、空海はこの山に籠って虚空蔵求聞持の修行法を行う。すると明星が来影し、利剣五柄が空から降ってきた。この五剣を山頂に埋めたため、五剣山の名がついたという。またこの山に登ると八ヶ国が望めたため、もとは八国寺という名であったが、空海が唐入りについて運試しに栗八枝を焼いてこの地に植えたところ、たちまち栗の木が生長したため八栗寺に改めたという縁起があり、八栗寺・五剣山ともに弘法大師

と縁の深い場なのである(香川県 1939)。四国遍路八十八箇所に関する江戸時代の本には寂本の『四国徧路霊場記』以外に、眞念著『四国徧禮道指南』(1687)や澄禅著『四国遍路日記』(1653)にも五剣山は登場しており⁽³⁾、遍路巡礼の一部として五剣山の山内を巡ることがあったことも窺える。四国遍路と山岳信仰の関係を指摘する星野英紀(1979)によると入唐する前の二十歳前後から31歳ごろまでの空海は「呪力獲得の修行のため深山や辺地へ赴い」(星野 1979: 311)ており、「私度僧的山林修行者の性格を濃厚に保持していたであろう」(星野 1979: 311)と指摘しており、五剣山も空海が窟籠りをした修行の場であり四国遍路の一つでありながら山岳信仰の山だと言える。また五剣山は、室町時代末期の作だと推定されている『役行者本記』⁽⁴⁾に役行者が巡錫した山の一つとして登場しており、それゆえ境内や山内には役行者像が祀られている箇所がある。さらに八栗寺の本堂横から石段を登ると、中將坊大権現を祀った中將坊堂がある。中將坊大権現とは讃岐三大天狗の一つで、もともとは五剣山で修行していた修験者を祀ったものだと言われており、修験者の装束である頭襟、梵天袈裟を纏った二翼を備えた鼻高の天狗像が祀られている。この天狗像は当初山の中に祀られていたが、だれがいつどのような経緯で山内に祀っていたのか、そして山から降ろしてお堂を建て、納めたのかは不明⁽⁵⁾だと言われている。現在の中將坊堂は昭和初期に建立されたものであるが、棟札には寛政8(1796)年と記されており、少なくとも江戸時代後期から祀られていることが分かる⁽⁶⁾。このように五剣山八栗寺は、弘法大師空海や役行者の行場であったこと、山伏を象徴する天狗が祀られていることから山岳信仰と関連の深い寺院であると言える。

しかし五剣山に関する文献、特にその歴史や信仰についての研究は少ない⁽⁷⁾。山岳信仰の観点では、宮家準(2019)が、仏教と山岳信仰の関係を示した著書の中で江戸後期に四国遍路について書かれた史料をとりあげ、五剣山は、山上に蔵王権現が祀られ、窟など行場を有していることから当山が修験的要素を持つことを示している。同じく四国遍路と山岳信仰の関係について記している星

野(1979)は八栗寺について「本堂裏手に大規模な行場を有し、そこには籠りに適した岩窟がいくつもあり、また岩窟には大日如来や五輪塔が数おおく刻み込まれている」(星野 1979: 326)と述べ、明らかに山岳信仰との深い関連を認めることができる代表的例に八栗寺をあげている。しかし、星野も五剣山について調査したわけではなく、四国霊場第七十一番札所の弥谷寺と類似した山岳信仰をもつ寺院として紹介するにとどまる。

唯一、五來重(2008)が五剣山の山内へと足を運び、その信仰について述べている。その結果、山中に数多くある巖窟に注目し、古来より窟籠り修行の場であったことを明らかにしている。さらに当時(1983年頃)⁽⁸⁾の五剣山の様子について、「雑多な神仏の祠や碑」(五來 2008: 159)が祀られ、「神も仏も混合した庶民信仰の巢窟」(五來 2008: 161)、「荒神祠や稲荷、八幡、春日、何でもあり」(五來 2008: 163)と記しており、また寺院組織とは関係のない霊能者の修行場でもあったことを記している。これらのことを踏まえ五來は以下、五剣山の信仰について以下、結論付けている。

この八栗寺の奥之院信仰には、寺とは別の信仰系譜があったらしい。その系譜はおそらく空海の時代から連綿と続いた窟籠りの信仰系譜で、……それは原点回帰を指向する庶民信仰の頂点を保持するもので、表の仏教にたいして、裏からこれをささえる宗教であろう。(五來 2008: 163)

つまり五來(2008)は五剣山の信仰とは八栗寺の仏教とは異なる庶民信仰であり、それは表の仏教を裏からささえるものであると指摘している。ここで五來が述べる五剣山の庶民信仰とは、①神も仏も混合した神仏習合であり、②山内は荒神祠や稲荷、八幡など何でもありの雑多な様子であり、③霊能者の存在があり、④窟籠りの系譜をもつ様子が見られるという点である。しかし、ここではこの4つの庶民信仰的諸相の詳細は明らかにされておらず、具体的にどのような形で表の仏教を支えているのか不明である。そこで本調査は、

五來が記した五剣山がもつ庶民信仰的4つの諸相を踏まえ、五剣山にはどのような信仰が内包されているのかをより具体的に明らかにすることを目的とする。つまり五剣山の信仰とはどのような神仏習合の形態をもつのか、「雑多」な信仰の中身とはどのようなものか、霊能者を含めどのような人々に信仰されていたのか、そして窟籠りの信仰とどのように関係するのかについて明らかにすることが目的である。

また四国霊場八十五番札所の八栗寺の背後に聳え立つ五剣山は、八栗寺の寺院の歴史の中で付属して語られるのみで、五剣山そのものについての歴史は、ほとんど明らかにされていない。そのため、そもそも五剣山とは信仰にまつわる部分だけではなく、人々にとってどのような存在の山であったのかについても本論文で明らかにする。宗教的な観点に限らず、一般的に五剣山とはどのような山だと捉えられてきたのか、その変遷を明らかにすることは、五剣山についての一つの歴史を記すことであり、本調査は五剣山の歴史と信仰について調べたものである。

1. 調査方法とその限界

そもそも五剣山について通時的に研究されたものはほとんどないと言っても過言ではない。そのため、まず五剣山は人々にとってどのような存在であったのかを明らかにするため国立国会図書館デジタルコレクション（以下、NDC）を使用し、キーワード検索「五剣山」で出てきた資料を明治・大正・昭和に区分し、五剣山の語られ方の変遷を明らかにすることとした。『五剣山八栗寺千手院記』が書かれた江戸中期以降から五剣山に関する資料の検討を行いたかったが、NDCには明治時代以降からの文献資料を中心に収められており、江戸時代の五剣山についての文献資料を入手することが難しかった。そこで江戸時代については、五剣山を描いた図会を取り上げ、明治期以降の資料についてはNDCを使用することとした。またNDCは明治時代以降から平成7（1995）年までの資料を中心に所蔵しているため、対象期間から平成以降を除き、明治・大正・昭和に区分し、五剣山の描かれ方、そしてその変遷について

検討することとした。なお、NDCに収録されている図書等は、発行された全ての資料ではなく、著作権保護期間が満了した資料、あるいは著作権者の承諾を得た資料であり、その点は注意が必要である。

五剣山の信仰については、まとまった資料がほとんどないため、山内に祀られている187基の石仏等に注目することにした。これらがいつ、だれによって、どのような主尊の神仏を、どのような願いを込めて祀られたのか、またあわせて現在行者らが修行している行場とその山行のルートに沿ってこれらの石仏等を記すことで、五剣山が内包する信仰を具体的に明らかにする。さらに筆者が山行をしている行者たちに同行した際に語られた石仏等や行場について逸話も参考にした。行者の中でも特にSさんは50年近く五剣山で修行をしており、Sさんの話を中心にまとめ、より鮮明に五剣山の信仰の歴史を明らかにしたいと考える。石仏等を調査するにあたっては庚申懇話会編『石仏調査ハンドブック』と牟礼町文化財保護協会編（2001）『牟礼町の石仏－ふるさとの語りべ－』を参考に、「種別」「主尊」「年号」「建立者の所在地等」「銘文」「備考」に区分した。「種別」は石仏、石祠、石碑、鳥居、狛犬、木仏、木社、木祠等に分類し、「主尊」には地藏菩薩や弘法大師など祀られている神仏尊が何であるのかを示した。また「年号」は石仏等に明記があるものについてのみに記入し、「地名」も同様に地名の明記があるもののみは記した。「銘文」の欄には、石仏等に彫られている文字をそのまま記したが、氏名が書かれた箇所には（氏名）と記入し、読み取り不可能な文字については□を記入した。これら区分の中でもともと石仏等に明記がないものは「－」、解読不可能なものについては「不詳」と記し区別するようにした。なお、「主尊」について判断がつかないものは全て「不詳」とした。筆者は187基の石仏等を確認したが、滑落の危険箇所も多い山の為、山内で修行している行者たちと同行し、彼らを通るルート以外の調査を行うことは難しかった。そのため今回確認できた石仏以外にも山内には祀られている可能性が高い。

その他に、五剣山の信仰について少しでも記述

をしている資料を集めることとした。資料集めには苦労したため遍路日記やガイドブック、新聞記事、絵葉書などにも目を配り、五剣山の信仰について書かれている箇所を年代順に取り上げ、石仏等以外からも五剣山内の信仰を明らかにした。

2. 五剣山は人々にとって どのような存在の山であったのか

国立国会図書館デジタルコレクションでキーワード「五剣山」で検索すると、約 5,320 件の図書・雑誌等の資料がヒットする。表 1 は時代区分ごとにまとめたものである。

表 1 「五剣山」の記入がある資料の数一覧

明治	649件
大正	531件
昭和	4,140件

出典：国立国会図書館デジタルコレクションより作成

2-1. 江戸時代後期の五剣山

寂本や真念、澄禅など江戸中期に書かれた四国霊場についての資料以外に五剣山が登場する最も古い書物は、文化元（1804）年に画家の谷文晁（1763-1840）によって描かれた木版画集の『名山図譜』である（図 1）。谷文晁は江戸時代後期に活躍した関東文人画の大家で多くの門弟を育てた当時の江戸画壇における指導者でもあった。文政 12（1829）年頃に江戸で出版された『学者必読 妙々奇談』という評判記に登場するほど江戸で大

きな関心を寄せられる有名な画家でもあった。『名山図譜』には日本全国の 87 の山々が収められており、そのうちの一山が五剣山である。山の図と地名が記されたのみの画集、習画のための画手本であるが、日本ではじめての名山集大成とも言われ、近代以降の山岳風景観の形成に大きな影響を与えたと言われている。初版の『名山図譜』は刊行部数も少なかったが、文晁の名声もあいまって評判となり、文化 9（1812）年に一般向けに『日本名山図絵』と改題し、江戸・京都・大阪の三都の書店がきそって版元となり刊行された（深海ほか 1992；住谷 1999；宮崎 2006）。深海洋子・堀繁・油井正昭（1992）は、『日本名山図絵』に掲載されている約 7 割の山がこれまで名山として取り上げられてこなかった山であることから、谷文晁独自の名山観があることを指摘し、彼の名山観を明らかにしている。従来名山とされてきたのは、山の持つ意味性（古くからの文学対象であること・名利など宗教対象であること）や構造性（比高や平野に聳える独立峰・海岸に位置するなど）への評価であった。それに対して画家である文晁が選ぶ名山とは、構図性（山の形に特徴があり、画面の構成要素の遠近、大小などのバランスが取れ、前掲に河川や急崖など景勝や建築部などを配置するなど点景との組み合わせ）に優れた山であり、すなわち風景として優れた山である。その中で五剣山は、谷文晁によって新たに名山として選出された山であり、標高 375m と小さな山であるものの、その名の通り五つの峰が剣の如く連なる特徴的な山容をしており、また前景に海が広がるなど、構図性の高さから評価されたことが分かる。

だが構図性の高さだけで選ばれたとは言えないとも考えられる。それは谷文晁と親しい関係にあった柴野栗山（1736-1807）の存在があるからだ。栗山は江戸中期の儒学者で、老中松平定信の時代に寛政の三博士と呼ばれ、幕府に仕えた。特に栗山は幕府直轄の教育機関である昌平坂学問所の教授に任命されており、「寛政異学の禁」を定信に提言した人物として知られる。栗山は現在の香川県高松市牟礼町の出身であり、五剣山の麓で生まれ育っており、彼にとって五剣山は、慣れ親しん

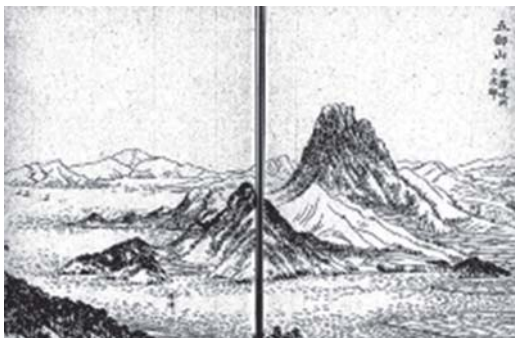


図 1 『日本名山図絵』五剣山
出典：谷文晁（1970）

だ故郷の山であった（松村 1995；讃岐郷土研究会編纂 1986；鈴木 1985）。画家の文晁と儒学者である栗山は、両者ともに松平定信に仕えていたものの、それだけではなく学問や芸術に精通した文人として親交を深めた仲であった。藤原幹太・中村真菜美（2023）は、「江戸中後期においては『文人意識』を有す知識人層による社交空間『文人サロン』が文化の潮流であり、その所産たる詩書画が同嗜の人との雅交の証として」（藤原・中村 2023: 1）機能したことを述べ、その詩書画の一例に谷文晁筆「対獄楼宴集当日真景図」『栗山堂錢銭詩画卷』（文化元年（1804））をあげている（図2）。

この図は、文化元年に江戸に滞在していた福山藩儒者・管茶山（1748-1827）が帰藩することになり、栗山邸宅で送別会が行われた際の様子が描かれたものである。文晁・栗山・茶山の他に昌平坂学問所の儒官や他藩の儒学者、画家などが参加しており、『文人サロン』の交流を明らかにしている。その他にも、栗山は文晁が描いた図に賛を寄せる⁽⁹⁾など文人同士としての交流があったことは明らかである⁽¹⁰⁾。『名山図譜』にも栗山は序文を寄せており、これまで名山とされてこなかった五剣山が選出されることに至った経緯には、五剣山の麓で生まれた栗山の影響があったと言えるだろう。

そして『名山図譜』は文政6（1823）年から文政12（1829）年まで長崎出島にあるオランダ商

館の医師として滞在したフィリップ・フランツ・フォン・シーボルトの手にも渡り、シーボルトが帰国した1832年より発行された『NIPPON－日本とその隣国・保護国（蝦夷・南千島列島・樺太・朝鮮・琉球諸島）の記録集、日本とヨーロッパの文書および自己の観察による－』に日本の山々が掲載されることとなる。図譜に選出された87山のうち20山をもとに、オランダで活躍した石板画家が描いており、五剣山もそのうちの一山として掲載された（宮崎 2006）（図3）。このように五剣山は日本国内だけにとどまらず、ヨーロッパの人々に日本の風景を代表する山としても認知されていくのである。

このように五剣山は、谷文晁や柴野栗山など書画や詩文などを極めた文人に好まれた山であり、それは風景として評価されていたことが分かる。しかし一方で「風景の良い山が名山である」という谷文晁のこの名山観の大転換について、深海らが「日本名山図絵は物見遊山の流行した化政時代（江戸時代後期の文政時代（1801～1830年）に江戸を中心に栄えた町人文化）に圧倒的な指示を受けただけでなく、その後も時代を超えて評価」（深海ら 1999: 54）されたと述べているように、当時の文人によって生みだされあるいは評価された画や詩は、民衆にも認知され、やがて人気を博するようになる。江戸の庶民層を基盤に隆興した浮世絵の題材に「五剣山」は取り上げられるよう



図2 『栗山堂錢銭詩画卷』「対獄楼宴集当日真景図」
出典：藤原・中村（2023）

図に向かって左側で机に向かって山らしきものを描いているのが文晁自身であり、真ん中で机に向かって筆を取っているのが漢文をしたためている栗山である。



図3 『NIPPON』掲載の五剣山
出典：Philipp Franz von Siebold（1832）



図4 二代目歌川広重筆 五剣山
出典：歌川広重（1860）

になるのである。江戸末期である万延1（1860）年に魚栄から出版された二代目歌川広重の「諸国名所百景」の一つに讃州五剣山が選出されている（図4）。「諸国名所百景」は日本全国から名所を選んだシリーズであり、北は奥州「外ヶ浜」から南は薩摩の「枕崎開門獄寿星踊」にいたる極めて大規模なものである。名所として選出した基準は不明であるが、紀伊州熊野岩茸採りや佐渡の金山での採掘の様子など風景だけに限らず庶民の人々の生活も描かれている（桑山 2020）。明治期には浮世絵師の三代目歌川広重によって描かれた「日本地誌略図」にも五剣山は登場する（図5）。明治9（1885）年頃に発行された『小学帖』にこの三代目が描いた「五剣山」が掲載されており、興味深いことに四国四県をまとめて掲載している。阿波国は鳴門の渦潮、伊予国では石鎚山、土佐国ではカツオ漁と現在でもその県での名物・名所・名所と言われるものが取り上げられている。二代目・三代目と歌川広重が讃岐国の名所あるいは地理的に優れていると選出したのは、やはり江戸中後期に谷文晁が描いた『名山図譜』が明治に入っても強く影響していると推察される。そもそも五剣山は万葉集に詠まれておらず、名山として認識されている山ではなかったが、文晁など文人たちに名山として認められ、その影響により浮世絵に



図5 三代目歌川広重筆 四国の名所 林莊太郎編
（1874）

描かれるなど一般庶民の中でも有名な山となっていたのである。

2-2. 明治期の五剣山

明治期以降は上記したように NDC におさめられている資料を参考に五剣山がどのように取り上げられているのかを検討する。「五剣山」の記載がある明治期の書籍・雑誌等の資料は 649 件であった。これらの資料は日本十進分類法（以下、DNC 分類）において、649 件中 335 件が「歴史」に分類されており、最も多い。さらにそのうち下位分類の「地理・地誌・紀行」に 283 件が分類されている。したがって明治期に発行された「五剣山」が登場する資料等のうち約 4 割が地理・地誌・紀行について書かれたものであることが分かる。

そこで、さらに具体的にどのようなタイトルの書籍等に五剣山が登場するのかを明らかにするため、①キーワード検索に「五剣山」を入れたまま、②タイトル検索に分類の「地理・地誌・紀行」に関連するキーワードを入力し、検索を行うこととした。表2は、その結果である。なお、地理に関連するタイトルキーワードを「地理」「地誌」「地図」とし、紀行に関連するタイトルキーワードを「紀行」「案内」「名勝」「旅行」とした。タイトルキーワードを「地理関連」と「紀行関連」にまとめてみると、「五剣山」が登場する書籍等のうち、地理関連のタイトルがつけられた書籍等は 261 件である。一方で、紀行関連のタイト

表2 キーワード検索に「五剣山」と入力、あわせてタイトルキーワード検索一覧とその件数

分類	タイトルキーワード	件数	発行初年	備考
地理関連	地理	184件	明治3年	
	地誌	88件	明治7年	
	地図	11件	明治9年	うち2件が「地誌」と重複
紀行関連	紀行	4件	明治42年	
	案内	27件	明治27年	
	名勝	20件	明治28年	うち8件が「地誌」と重複、4件が「案内」と重複、1件が「旅行」と重複
	旅行	12件	明治23年	うち3件が「案内」と重複、うち1件が「名勝」と重複

出典：国立国会図書館デジタルコレクションより筆者作成

ルがつけられた書籍等は 63 件あった。これらの書籍等の発行時期をみると、地理に関連する書籍は明治初期から発行されているが、紀行に関連する書籍は明治 20 年代以降であることが分かる。さらに「地理関連」と「紀行関連」に分け、書籍等の内容を検討する。

2-2-1. 地理関連の書籍における五剣山

明治 9 (1876) 年師範学校編纂の『本地誌略：鰯刻 3 山陰道、山陽道、南海道、西海道』では、各国（県）の山や川、湾とそれらの位置などが簡潔に示されており、五剣山について「八栗山一名五剣山ハ、高ク海岸ニ峙チ南ニハ志度湾アリ」（師範学校 1876: 43）と記されている。本書は一国（県）につきその国を代表する風景の挿絵が挿入されており讃岐国の代表的な風景は五剣山の挿絵であった（図 6）。その他の地理関連の書籍の、同様の形態をとっていることが多く、香川県を代表する風景画は五剣山であった（図 7 参照）。明治 19 (1886) 年発刊の『地理の概要 巻

中』では以下のように記されている。

南海道にて名高き山は、紀伊に、高野山あり、山上に大寺あり、之を金剛峯寺という、又阿波の雲辺寺山、讃岐の五剣山、伊豫の石鎚山等は、四国島中の高山なり（以下略）。（前川 1886 年：p.8-9）

このように讃岐の代表的な名山として五剣山が取り上げられている。地理学者の志賀重昂が日本の景観の特徴や美しさを記した明治 27 (1894) 年発刊の『日本風景論』は、数度増刷されるほどのロングセラーとなるが、本書にも五剣山は登場しており（図 8）、「花崗岩の上に存在せる火山岩の大氣、雨水等に浸蝕せられ所謂「五剣」と化成す」（志賀 1894: 179）との説明書きがある。五剣山の独特な姿とその山容が形作られた原因について説明がされており、地理の領域においても価値づけられていることが分かる。その他に明治 29 (1896) 年発刊の『新撰普通地理 日本之部』では以下の説明がある。

高松市は人口凡三万四千餘あり、讃岐一園を管する香川懸の所在地にして、水陸の便よろしきにより商業頗る盛なり、五剣山は市の東北に聳え奇景たり。（山上 1896: 66-7）

このように高松市の地形を説明するに代表的な山として、五剣山の名が挙がっていることが分かる。「讃岐といえば五剣山」というほど、讃岐を象徴する名山であったことが分かる。

2-2-2. 紀行関連における五剣山

紀行関連における書籍に五剣山が初めて登場す



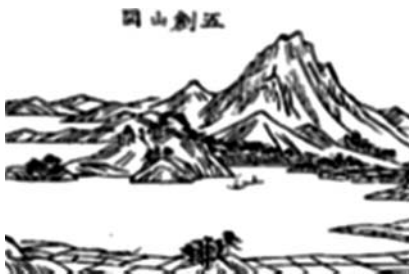
図 6 『日本地誌略』掲載の五剣山
出典：師範学校編（1876）



『改正日本地誌略字引：絵入 卷之 3, 4』
出典：土橋鶴三 (1876)



『日本・万国地誌略字引』
出典：松井稚利 (1877)



『画引日本地誌略 卷之 3』
出典：速水岩吉 (1877)



『日本地誌略字引：改正絵入』
出典：岡村邁 (1879)

図 7 讃岐の名山あるいは名所として取り上げられた際の五剣山



図 8 『日本風景論』の五剣山
出典：志賀重昂 (1894)



図 9 『日本名所図会』の五剣山
出典：上田維暁 (1890)

るのは、明治 23 (1890) 年に発刊された上田維暁『日本名所図会：内国旅行 卷之 7』であり(図 9)，その説明文には以下である。

八栗山三木群にして、海に斗出し聳たり其形を以て五剣山と云、元禄年間風雨の為一峰

既に崩壊せり、山麓を牟禮村と云 (以下略)。
(上田 1890: 48)

本書では讃岐国の部では、五剣山のほかに、日本三大溪谷美のひとつとしてある寒霞溪の風景、豊島の石の採掘の様子、高松・丸亀・多度津の都市の風景、讃岐富士(飯野山)、金毘羅宮、四国



図 10 『日本写真帳』の五剣山
出典：田山宗暁編（1912）

霊場の一つである彌谷寺、鯛の網漁の様子など 9 場面が名所図会として取り上げられている。その他に明治 29（1896）年発刊『日本漫遊案内 旅行錦囊』や明治 34（1901）年『日本廻遊修学旅行』、明治 45（1912）年『関西地方遊覧案内』など、高松市あるいは讃岐国、四国、東海道の名所として五剣山は取り上げられている。明治 45（1912）年には全国の名所の写真集である『日本写真帖』が出版され、香川県の名所の一つとして五剣山の写真が掲載されている（図 10）。

このような旅行案内書の出版が活発になるのは、全国の鉄道網の発展が大きく影響していると考えられる。山本光正（2010）によると明治 5（1872）年に国内初の鉄道が東京・横浜間に開通して以来、全国に幹線網が敷かれるようになり、明治 22（1889）年に東海道線が開通したことをきっかけに、鉄道沿線案内が民間の出版社より多く発刊されるようになったことを明らかにしている。明治 27（1894）年発刊の『全国鉄道賃金名所旧跡案内』では、「讃岐鐵道」の章の「丸亀停車場」の箇所以下のように記している。

五剣山は本名を八栗山といふ屋島の東南に方り海岸に聳へて五峰並立せしより此名あり現今其一峰を欠きて四峰となる之れ元禄年間雨風の爲め崩壊せしものなりと（以下略）。（林 1894: 371）

香川県初の鉄道は明治 22（1898）年の丸亀・

琴平間の開通であり、丸亀・琴平の間にある多度津から金毘羅宮への参拝客の輸送を目的に設立された⁽¹¹⁾。本書はその民間の出版社による鉄道沿線案内書であり、当時は高松まで沿線がないものの高松付近の名所も紹介しており、その一つに五剣山が挙げられている。明治 30（1897）年には高松まで線路が延長され、明治 35（1902）年刊行の『全国漫遊最新名勝案内』では、高松を讃岐鉄道の拠点と説明し、五剣山の対岸に位置する屋島山頂からの眺めについて、以下の記述がある。

左方には、四国の翠巒、雲に入り、近くは八栗山、五剣山等を望むべく、山光水色、其の風光の美なること、筆舌の及び処にあらず（以下略）。（津田 1902: 261）

屋島から望める五剣山を含む山々や島々の景色を絶賛している。また五剣山が讃岐の名所として登場するのは、本土と四国を結ぶ船上からも五剣山が望めたことから、その影響も大きいと考えられる。明治 32（1899）年、小説家の大橋乙羽の紀行文『千山万水 続』では、岡山の三幡港から蒸気船に乗り、高松へと向かう船の中で五剣山について言及している。

この日は天気快晴にて、秋の海の色は飽くまでに深碧に、対岸なる五剣山の奇怪極まれる姿の、これも同じく碧を湛へたるやうなる大空に、印せられてくつきりと聳えて立ちたる、ふるき譬ながらもまこと畫も及ばずと存候（以下略）。（大橋 1899: 40）

乙羽は船上で眺めた五剣山の姿の素晴らしさは絵で表現しきれないほどだと称賛している。明治 43（1910）年には日本国有鉄道は岡山－高松間をつなぐ宇高連絡船の運航を開始する。宇高連絡船は、岡山県玉野市にある宇野港と香川県高松市の高松港を結ぶルートであり、昭和 63（1988）年に瀬戸大橋と平成 2（1990）年に明石海峡大橋・鳴門海峡大橋が開通するまでおよそ 80 年、本州と四国を結ぶ主要な手段はこの連絡船であった。明治 43（1910）年に鉄道院が発行した『鉄道院

線沿道遊覧地案内』では宇野港から高松港の連絡船について「船高松に近づけば、五剣山の巍峨たる山容、已に前に高く、右に接して源平の古戦場、屋島山を望むべし」(鉄道院 1910: 109)とあり、宇高連絡船では高松港に船が近づくと五剣山と屋島が望めたことが分かる。

2-3. 大正期の五剣山

「五剣山」についての記載のある大正期の書籍・雑誌等の資料は 531 件。これらの資料は DNC 分類において、531 件中 154 件が〔歴史〕に分類されており、さらにそのうち下位分類の〔地理・地誌・紀行〕に 115 件が分類され、明治期と同様に最も多い。次に多く分類されているのが〔社会科学〕の 66 件であり、そのうち下位分類の〔教育〕に 47 件と、〔社会学科〕のカテゴリーの中では最も多い。五剣山についての記載がある〔教育〕カテゴリーの具体的な書籍とは、地理の学校教科書であり、明治期と同様に地理関連の書籍に多く五剣山が登場していることが分かる。

大正 4 (1915) 年『新地理日本中学用』の「第六章四国地方 香川懸」では五剣山と屋島の海からの写真が挙げられている(図 11)。文章には、「屋島は形状屋の如く、五剣山と東西相對し」(小林 1915: 82)とあるように屋島に相對して位置する山として五剣山は描かれている。大正 10 (1921) 年『大日本全史 中巻』においても以下の記述がある。

屋島と云ふ名は屋根の形をした島と云ふ事で、現に五剣山と相對してなかなか高く屋根の形をして居るのである。今日に於ては半島



図 11 『新地理日本中学用』の五剣山
出典：小林房太郎 (1915)

になつてはいるけれども、昔は島であった事は確實である。(大森 1921: 62-3)

このように屋島に相對し聳える山として五剣山の名が出てきているのみであり、掲載された写真も屋島のものであった(図 12)。明治期には地理関連の資料で讃岐の章の代表的な山や風景として五剣山が選ばれるほど代表性が高かったが、大正に入ってから地理関連書籍に五剣山の名前は登場するものの、對岸に聳える屋島と對で語られる、あるいは屋島を中心とした説明の際に付随して登場するなど明治期のような讃岐の代表的な山としての地位は失われつつあることが分かる。

紀行文や旅行案内書関連の書籍においても、大正 3 (1914) 年『鉄道旅行案内』鉄道院編の讃岐国の箇所には五剣山の写真が掲載されているが、同書の大正 4 (1915) 年版には屋島・善通寺・志度寺・金毘羅宮の写真が掲載されているにもかかわらず、五剣山の写真の掲載はなかった。大正 4 (1915) 年以降、大正 5-7 (1916-1918) 年版鉄道院発行の『鉄道旅行案内』に五剣山の写真は掲載されていない。大正 2 (1913) 年大阪商船株式会社編集『瀬戸内海航案内』では、高松の章にて、玉藻城・栗林公園・屋島・八栗山(五剣山)と名所紹介されているものの、屋島付近の地図が掲載されており、屋島を中心に描かれていることが明らかである。大正 8 (1919) 年発行の竹内霞溪著『海岸めぐり』でも、「屋島の浦めぐり」と称した章の中で筆者が屋島の登り、そこから眺めた際に五剣山が見えることを記述しているのみであった。同年の小林藤八著『讃岐名鑑』では、名所の章にて、金毘羅宮や栗林公園、寒霞溪、屋島の写



図 12 『大日本全史 中巻』の屋島
出典：大森金五郎 (1921)

真を掲載しているもののやはり五剣山の写真の掲載はない。

その他にも大正6（1917）年の田山花袋著『山へ海へ』では、以下のように述べられている。

宇野から連絡船があつて、瞬く間に、旅客は風光明媚な讃岐の高松市へわたつて行くことが出来た。この連絡船の甲板の上は顔ぶる好風景である。五剣山、屋島などを海から見たまは、日本にも澤山はあるまいと思はれる。（田山 1917: 218）

明治期と同様に連絡船上での景色の素晴らしさを語るものの、それは屋島とセットであることが明らかである。また大正10（1921）年谷口梨花著『春夏秋冬何処へ向かうか』では、以下の記述がある。

高松では名高い栗林公園と、源平の古戦場たる屋島、いづれも電車の便があるから難なく行けます。屋島はおそらく四国第一の展望美を有って居る處でせう。屋島の西獅子の靈巖の邊から……談古嶺から壇の浦、五剣山、小豆島などを眺めた景色は、實に何とも云へません。（谷口 1921: 151）

このように屋島から望める景色の一部としての語りにとどまっており、高松で行くべき名勝にも五剣山は選ばれていないことが分かる。

2-4. 昭和期の五剣山

「五剣山」についての記載のある昭和期の書籍・雑誌等の資料は4,141件あった。これらの資料はDNC分類において、〔歴史〕のカテゴリーに632件、さらに〔歴史〕の下位分類で最も多く分類されているのは明治期・大正期と同じく〔地理・地誌・紀行〕であり、その数は390件であった。その他、多く分類されているカテゴリーに〔社会学科〕に318件があり、その下位分類である〔教育〕に150件であった。つまり昭和期において五剣山の記載があるのは、地理関連また教育関連の資料に分類されている傾向があることが分

かる。

〔地理・地誌・紀行〕の資料の中で明治期には讃岐の代表的で唯一の名山として図会と併せて紹介されていたが、大正期には五剣山の対岸にある屋島とセットで語られる、あるいは屋島の方が名所として取り上げられるようになっていった。昭和期の地理関連の資料も同様に屋島を中心に描かれることが多い。例えば、昭和8（1933）年鉄道省発行の『景観を尋ねて』では、「屋島と琴平」という小タイトルの文章においての次のように描かれている。

宇野といへばことさら岡山から乗り換へてといはわないでも四國への鉄道者連絡船發着所として一般に知られるようになった。ここから汽船で殆とんど直線に四國の高松へ向かう瀬戸内科医の風光は、海の景色として日本三景にも多く劣らないといはれてゐるが、事實連絡船の甲板から眺めた五剣山の特異な山容と屋梁のやうな屋島の丘陵とは他にみられぬものである。（鉄道省 1933: 89）

昭和8年には宇高連絡船が岡山・高松を繋ぐ一般的な移動手段となっており、明治期や大正期と同様に連絡船上から五剣山が望め、また相対して聳える屋島との景色は「日本三景にも劣らない」として称賛されている。しかし、本書では名所地が掲載されているものの、それは「屋島の展望」「小豆島寒霞溪」「栗林公園」の三か所で、五剣山は含まれていない。同様に『学生の日本地理 最新版』（1956）でも、香川県の紹介の章では「高松と屋島」というタイトルの中で五剣山は触れられる程度であり、掲載された写真も屋島であった（図13）。『週末旅行（関西）』（1960）においても、琴平宮、玉藻公園、栗林公園、屋島が紹介されており、五剣山は屋島から望める展望の景色の一つとして紹介されるにとどまっている（図14）。明治期のような「讃岐と言えは五剣山」といった風潮は消え、文章の小見出しに注目しても「高松と屋島」、「小豆島と屋島」⁽¹²⁾、「屋島と琴平」⁽¹³⁾と、屋島が代表的な名所となっていくことが明らかである。



図 13 『学生の日本地理 最新版』高松と屋島

図 14 『週末旅行 (関西)』
出典：日本交通公社関西支社 (1960)

また「地理・地誌・紀行」に分類された資料の中で目立ったのは、四国霊場八十八札所を巡る遍路関連の書籍等であった。上記したが五剣山は四国霊場八十五番札所の八栗寺の境内地であり、八栗寺は正式には五剣山観自在院八栗寺であるため、遍路関連の資料が検索に引っかかるようになった。明治・大正期に五剣山で検索してヒットした数の合計は 1185 件、そのうち八栗寺とセットで語られているものは 164 件と約 7 分の 1 程度だったが、昭和期では 4141 件の全体のうち八栗寺

とあわせて語られているのは 1026 件と、約 4 分の 1 が八栗寺とセットで語られている。四国遍路の研究者である佐藤久光 (2016) によると、大正 12 (1923) 年に汽車を利用した巡礼ガイドブックが発行されて以来、昭和初期には鉄道網の整備と汽船、集合自動車などを利用した旅行ブームが生じ、遍路を信仰としてとらえるだけでなく積極的に旅行やハイキングととらえられるような観点も生まれていったという。昭和 20 (1945) 年に敗戦して以降、昭和 28 (1953) 年には伊予鉄によって初めての巡礼バスツアーが開催され、昭和 30 年から 40 年にはマイカーによる巡礼が一般的となった。四国遍路の巡礼が娯楽的要素も含みながら民衆へと開かれていった昭和時代には、五剣山は八十五番札所の八栗寺の一部として語られるようになっているのである。

「教育」に分類された資料においては、『中等参考趣味の日本地理』では「第四章 四国地方の山」で「集塊岩が風化水蝕を受けて成れる妙義式の山には、五剣山がある。山嶺に五個の奇巖が聳立するよりこの名を得た」(角田・橋本 1927: 102) と説明されており、群馬県にある妙義山と同じ地質であることが説明されている。『分かり易く・覚え易い日本地理の研究』でも、「第六章 四国地方」において「飯野山 (讃岐富士)、五剣山・小豆島の寒霞溪は共に集塊岩からなり奇形を呈すること關東の妙義山に似てゐる」(三省堂編輯所 1929: 111) と記されている。単に名所や奇妙な山容をした山というだけでなく、地質によって説明されており、ここに五剣山を地理教育の価値づけがなされていることが分かる。その他、教育のカテゴリーにおいて修学旅行に関する書籍等(『修学旅行ガイドブック』(1951)『修学旅行』(1956)、雑誌『修学旅行』(1981)の中で五剣山は登場するものの、全て屋島山頂より望めた山として登場している。当時、修学旅行地として屋島は人気があり、五剣山は屋島から眺めることのできる山としての紹介にとどまっている。

2-5. 江戸後期から昭和期の五剣山についての資料のまとめ

五剣山が人々にとってどのような山であったの

かを NDC のアーカイブデータを中心にその変遷を検討してきた。これまで名山として扱われてこなかった五剣山が江戸後期に画家で山愛好家の谷文晁が柴野栗山の影響を受けながら『名山図譜』（のちに『日本名山図譜』として大衆向けに出版）に取り上げたことで、五剣山は文人が好んだ山として注目されるようになった。そしてそれはやがて浮世絵に描かれ、庶民の間にも五剣山の姿が広まっていくこととなる。

明治期にはいっても文晁等文人が好んだ山という影響は衰えることなく、地理関連の資料、旅行など紀行関連の資料においても讃岐を象徴する山として注目を浴びていたことが分かった。この時期は交通網の発達によって、多くの旅行案内書が発行され始めた時代であり、観光名所として五剣山は登場する。また当時は本土と四国を結ぶ唯一の手段は船であり、高松港に入ってくる際に船の上から五剣山を眺めることができたのである。つまり五剣山は人々にとって高松港に近づいていることを教えてくれる、高松あるいは讃岐のシンボリックな山であり、その風光明媚な景色は絶賛されるほどであった。

大正期にはいっても、船上からの五剣山の眺めは素晴らしいものとして描かれているが、それは対するように位置する屋島とセット、あるいは屋島を説明する際に五剣山は軽く触れられる程度となっていく。そのため、明治期までのように随一の名所・名山という扱いではなく、五剣山の絵図や写真は掲載されなくなり、かわって屋島が掲載されるようになる。

さらに昭和期には、より屋島への注目は高まり、五剣山は屋島を説明する際の材料となっていく、名所・名山という扱いはほとんどなくなった。また昭和初期頃よりお遍路ブームが生じたことにより、五剣山は八栗寺とひとまとまりに捉えられ、山そのものとしての語りはされなくなっていく。地理関連の資料においても名山ではなく、火山の噴火によって奇妙な形となった山として地質的観点から取り上げられていることが分かる。

なぜ五剣山が大正期にはいって急激に名山として扱われなくなったのかについては、本調査では明らかにすることが難しい。ただし谷文晁が『名

山図譜』にて構図が素晴らしい山に注目したように五剣山はそもそも「眺める山」としての価値は高いが、登山などレジャー的な要素が薄いことが原因ではないかと推察する。昭和に入り、サラリーマン的働き方が一般的になってくると余暇時間の過ごし方、つまりレジャーに注目が浴びるようになる。屋島は同じく四国霊場の札所を有しながらも、山頂に巨大ホテルや水族館を建設するなど観光開発が進められた場所である。一方で五剣山はその山容のせいもあってか開発はほとんどされていない。「国民娯楽」と注目されたレジャー的な価値づけでは、五剣山は評価されない山となってしまうのかもしれない。さらに、少なからず需要のあった登山、特にロッククライミングの山としての価値⁽¹⁴⁾も、昭和 55（1980）年に入山禁止となったため、その道は閉ざされている。また昭和 63（1988）年に瀬戸大橋と平成 2（1990）年に明石海峡大橋・鳴門海峡大橋が開通したことによって、本州－四国間の一般的な移動の手段は船ではなくなる。そのため JR 四国は昭和 63（1988）年に連絡船を廃止、平成 2（1990）年には高速船も廃止する。1961 年より旅客フェリーを運航していた宇高国道フェリーも 2012 年を最後に運休、廃業となっている。つまり、多くの人々を惹きつけたであろう船上からの五剣山の眺め、その姿を眺める機会は奪われつつあり、「眺める山」としての価値も同時に失われているともいえる⁽¹⁵⁾。

3. 山内に祀られた石仏と行場

※五剣山は現在、立ち入り禁止である。ご住職の許可を得た行者のみが山の管理の名のもとに入山を許可されており、筆者も今回特別に行者らと同行することを条件に入山の許可をいただいた。

五剣山山中には星野（1979）が指摘するように行場がいくつか存在しており、また多く石仏等が祀られている。筆者が確認できた限り、山内に祀られた石仏等は 187 基（中将坊堂横の旧表参道入口に安置されている石仏も含む）にのぼる。八栗寺ご住職新見竜玄氏の話によれば、これらの石仏等のうち三の剣にある蔵王権現と八大竜王を祀っ

た社（写真 19）は八栗寺が建立したものであり、寺院の管理下にあるという。その他、山内には西国三十三観音霊場にみたとた 33 基の石仏と四国霊場八十八か所にみたとた 88 基の石仏が祀られていたそうだが、四国霊場八十八か所の石仏は平成 16（2004）年に境内地に一か所にまとめられ現在は山内にはない。西国三十三観音霊場の石仏は筆者が調査した限りでは、どの石仏が西国霊場に見立てたものなのかは判別できなかったが、これらを踏まえても約 150 基の石仏等は寺院が造立したものではなく、また誰がどういった経緯で造立したのかは不明であるという。そしておそらくこれらの石仏は寺院の許可等をとらずに信仰する人々によって安置されたものではないか⁽¹⁶⁾、ということであった。つまり、五剣山内にある石仏等のほとんどが寺院公認のものではなく一般の人々によって思い思いに祀られたものである。確かに五來の指摘する寺院組織の関与のない庶民的信仰の姿が五剣山に内包されていると言えるであろう。では、具体的にこれらの石仏等はどのようなものであるのか、本章では石仏等から五剣山の信仰を明らかにする。

また現在、行者らによって行われている修行とは、山内に安置されたこれらの石仏等を巡る行である。つまり誰がどういった経緯で造立したのか分からない石仏等を一の剣から五の剣へと順に巡りながら拝んでいく修行であり（図 16 参照）、途中で鎖場や梯子、せりわり石、屏風岩などの行場も存在する。

本章ではまずこれら石仏等がいつ、どの地域から、どのような願いをこめて建立されたのかを 187 基の石仏等の全体からその傾向を示したうえで、現在も行われている山行のルート順に行場とそこに祀られている石仏等について示していくことで五剣山のもつ庶民的信仰を具体的に明らかにしていく。

3-1. 山内の石仏等から

石仏等 187 基のうち、「年号」が分かるものは 39 基と少なく全体の 2 割しかない。最も古いものは明治 2（1869）年、新しいものは旧参道入口にある昭和 55（1980）年に造立されたものであ

る。年号の分かる 39 基のうち明治に造立されたものは 2 基、大正は 5 基、昭和は 35 基と山中の石仏等の多くは昭和期に造立された比較的新しいものであることが分かる。1920 年代（大正末）から多く造立されるようになっており、1950・60 年代（昭和 30 年代頃）が造立のピークである。そのため昭和 10（1935）年頃から昭和 50（1975）年ごろまで多くの信仰があったと考えられる。

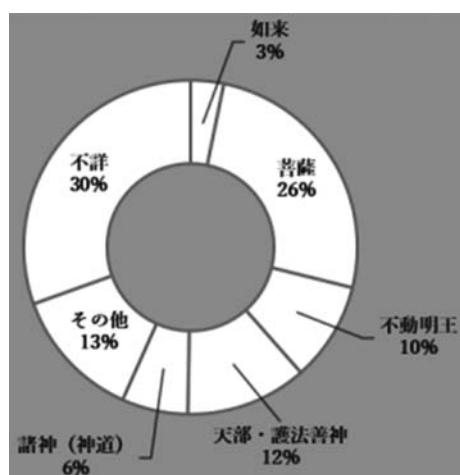
「地名」の銘記があるのは 187 基のうち 50 基、そのうち読み取り可能なものは 41 基、あとの 9 基は不詳であった。43 基のうち、1 基は石鎚本教の岡山支部と兵庫県支部によって造立されたものである。造立の年代は不明であるが、石鎚本教の創設は昭和 24（1949）年のため、それ以降に造られたものであると思われる。残り 42 基のうち、岡山県が 19 基と一番多く、続いて徳島県が 10 基、地元香川県が 9 基である。その他、高知県、兵庫県、三重県が 1 基ずつある。図 15 は石仏等に銘記されている住所をもとに筆者が作成した分布図である。岡山市の中心部（現在の岡山駅付近）や南沿岸地域が多くそれは香川県でも同様で西にある多度津町を除けば、ほぼ高松市内の中心街に信者が多いことが分かる。一方で徳島県は地域のまとまりがない。岡山県の 19 基のうち、12 基が岡山市内、2 基が倉敷市、1 基は宇野港のあ

表 3 五剣山内の石仏の年号と主尊一覧

西暦・年号	主尊	西暦・年号	主尊
1869 年（明治 2 年）	不詳	1956 年（昭和 31 年）	不詳
1892 年（明治 25 年）	行者像	1957 年（昭和 32 年）	不詳
1914 年（大正 3 年）	春日大明神	1959 年（昭和 34 年）	不詳
1923 年（大正 12 年）	地藏菩薩	1959 年（昭和 34 年）	不詳
1924 年（大正 13 年）	泉聖天	1961 年（昭和 36 年）	以空上人
1925 年（大正 14 年）	不詳	1961 年（昭和 36 年）	以空上人
1926 年（大正 15 年）	地藏菩薩	1962 年（昭和 37 年）	鬼子母神
1932 年（昭和 7 年）	地藏菩薩	1962 年（昭和 37 年）	地藏菩薩
1933 年（昭和 8 年）	波切不動明王	1963 年（昭和 38 年）	三方荒神
1934 年（昭和 9 年）	地藏菩薩	1963 年（昭和 38 年）	不動明王
1939 年（昭和 14 年）	地藏菩薩	1964 年（昭和 39 年）	鵜大権現
1940 年（昭和 15 年）	地藏菩薩	1965 年（昭和 40 年）	不動明王
1940 年（昭和 15 年）	白龍権現	1968 年（昭和 43 年）	薬師如来
1940 年（昭和 15 年）	地藏菩薩	1969 年（昭和 44 年）	不詳
1940 年（昭和 15 年）	千手観音	1971 年（昭和 46 年）	不詳
1942 年（昭和 17 年）	地藏菩薩	1973 年（昭和 48 年）	弘法大師
1951 年（昭和 26 年）	不詳	1976 年（昭和 51 年）	地藏菩薩
1951 年（昭和 26 年）	不詳	1977 年（昭和 52 年）	悲母観音
1952 年（昭和 27 年）	地藏菩薩	1980 年（昭和 55 年）	龍王
1954 年（昭和 29 年）	地藏菩薩		



図 15 石仏に明記された地域分布 (筆者作成)



グラフ 1 五剣山山中石仏等の主尊別グラフ (筆者作成)

る玉野市であった。

山中に祀られている石仏等の「主尊」は多種多様である (グラフ 1 参照)。187 基のうち不詳なものは 57 基、判明しているものは 130 基である。「不詳」となっているものには石祠が多く、その中に祀られていた主尊が失われおり、何をお祀りしていたのかが不明なため数が多くなっている。判明している石仏等で最も多いのは菩薩 48 基あり、うち 41 基は地藏菩薩と非常に多い。また山の修行で非常に重視される不動明王も多く、全体の 1 割を占める。神道の神々も多く、「諸神 (神道)」の項目には、天照大神、若宮大明神、春日大明神、白龍大明神などが祀られている。「その



慈母観音菩薩 (大日窟)



不動明王 (大日窟)



地藏菩薩 (大日窟)



不動明王 (二の剣頂上)

写真 2 講によって造立されたとされる石仏 (筆者撮影)

他」には、役行者、弘法大師、以空上人など人物像が含まれており、また蔵王権現や金毘羅大権現、剣山大権現など神仏習合の権現が祀られている。

「銘文」からは講の存在が窺える。複数人で石仏等に名前を刻んでおり、講があったと考えられる。例えば、昭和 52 (1977) 年の慈母観音の台座には、男女合わせて 8 名の氏名の記銘がある。またこの中の数人はその隣に祀られている不動明王にも名前があり、その他、不動明王 1 基、地藏菩薩 1 基にも同様の氏名の表記があり、講を組織して五剣山に詣っていたことが推測できる (写真 2 を参照)。その他にも聖天講や巴講など講名の明記があるものもあり、187 基中 18 基の石仏等が複数人によって造立されている。

これら五剣山に祀られている石仏等の地域・年代・主尊の傾向をみれば、岡山県からの信者が多いこと、昭和 30 年代をピークに昭和 10 年から 50 年の間に造立された石仏等が多いこと、地藏

菩薩を主尊とする石仏が全体の約 4 分の 1 を占めていることが分かった。なぜ岡山の信者が多く、またなぜ昭和 30 年代に多く造立されたのか、そしてなぜ地藏菩薩が多く祀られているのかについては今回の調査では不明である。

3-2. 山行のルートと行場、そこに祀られている石仏等について

本節では、行者ら実際に巡っているルートを順に示しながら、行場やそこで祀られている石仏とそれらの意味について示していくことで、五剣山全体の図 16 は現在五剣山で修行している山行のルートを①～⑬で示したものである。五剣山は北(図上では向かって左)から一の剣、二の剣、三の剣、四の剣、五の剣と数え、山行のルートも同じく基本的には一の剣から五の剣へと抜ける。ルートの途中に石仏等がまとまって祀られている箇所や岩窟内に祀られている箇所があり、それらを拝みながら巡っていくため、それらの場所に筆者が名前をつけ、そして①～⑬の番号をつけることでルートを分かりやすくした。具体的なルートは四の剣の中腹下の①地藏菩薩群から⑤の求聞持窟まで剣の下を通っていきながら徐々に高度をあげていく、⑤求聞持窟からは鉄梯子とロープで高度をあげ、⑥白蛇弁財天が祀られている一の剣の頂上へと出る。ここからは尾根沿いに一の剣から四の剣(⑨不動明王)へと向かい、四の剣の頂上から一度中腹まで降りて⑩不動窟へ、そこから尾

根沿いに五の剣の頂上(⑪身代わり不動明王)へと向かい、ここから下山のルート⑫、⑬へと下り、下山する。拝みながら巡って所要時間は 4 時間程である。

また同時に、はじめに示した五剣山について書かれた以下の文献をふまえながら、現在(2022 年時)の五剣山の信仰について記述を行う。一つ目は五來(2008)の「二 四国霊場と窟籠り」『5 五剣山(八栗寺)の洞窟』である。これは五來が 1707 年以降の近世中期に描かれたとされる八栗寺境内図(図 17)をもとに 1983 年頃に山内のフィールド調査を行ったものである。二つ目は、元禄元(1688)年に高野山エリート僧寂本(1631-1701)によって書かれた『四国徧礼霊場記』である。この中で寂本は四国霊場第八十五番箇所五剣山八栗寺千手院の縁起を説明するだけでなく、五剣山山中の信仰についても記している。図 18 は、

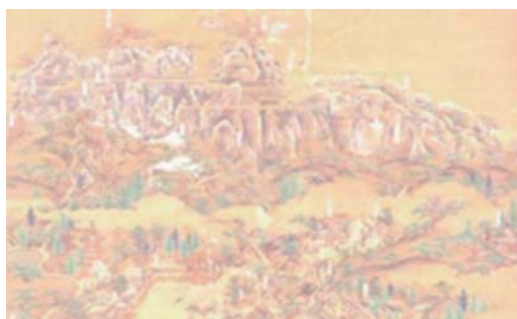


図 17 八栗寺の境内図(1707 年頃)
出典: 長谷川修一(2009)

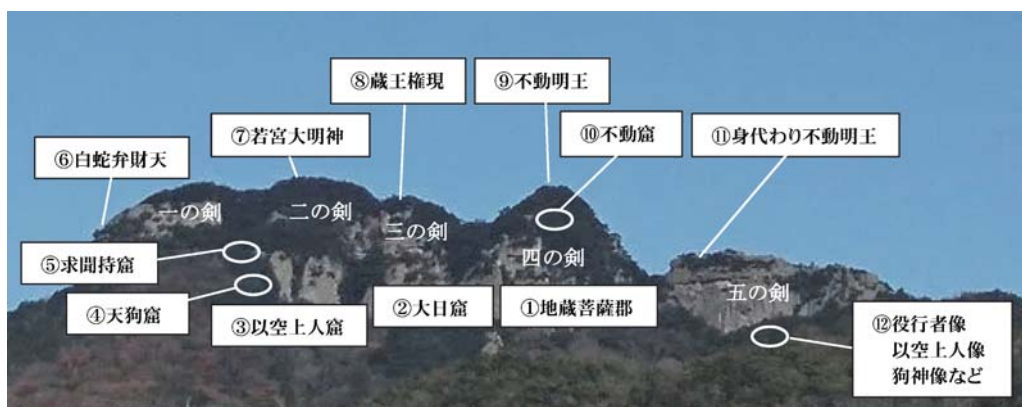


図 16 山行ルート
(じゃらん HP「高松市の山岳 五剣山」掲載の写真をもとに筆者作成)



図 18 『四国徧礼霊場記』掲載の境内図 (1688 年頃)

『四国徧礼霊場記』に掲載されている当時の境内図である。三つ目は、1653 年記載の澄禅 (1613-1680) 『四国遍路日記』である。澄禅は遍路日記の中で、五剣山に関する記述箇所は非常に少ないものの、実際に入山している記述がある。以上 3 つの文献をもとに 1658 年頃、1688 年頃、1707 年頃、1983 年頃、そして筆者の調査した現在 (2022-2023 年時) を比較しながら、五剣山の信仰を明らかにする。

3-2-1. 旧参道入口

写真 3 は五剣山の旧参道入口である。石段となっており、昭和 55 (1980) 年にフェンスを建て入口を完全に封鎖し入山禁止となるまでは、ここから入山していき、参道入口であった。写真の手前には鳥居 (昭和 34 年造立) があり、狛犬も二対ある (一対は昭和 32 年造立、もう一対は不明)。狛犬の足には赤白の紐が結ばれており、これは山から無事に帰ってこられるようにとの願掛け⁽¹⁷⁾であるという (写真 4)。入口手前には注連柱もあり、これより先は聖域であることを表している。ここには実にさまざまなものが祀られており、虚空菩薩、阿弥陀如来、千手観音の他にも蛇之霊や稲荷、八大龍王なども安置されている (表 4 参照)。五来 (2008) も当時の旧参道入口の様子について「神も仏も混合した庶民信仰の巣窟である」 (五来 2008: 161) と表現しており、祀



写真 3 表参道鳥居 (筆者撮影)



写真 4 表参道狛犬 (筆者撮影)

られていたものについて「五輪塔あり塔婆あり、荒神祠や稲荷、八幡、春日、なんでもあり、ビニール製の造花やカリエス病のギブスまで」 (五来 2008: 163) あったという。

現在 (2022 年時) は、五輪塔や塔婆は見られないものの、「なんでもあり」という感じは 1980 年代とあまり変化していない。筆者の調査中には、その祀られている石仏等の前には小さな賽銭箱が置かれており、その一つ一つに賽銭をいれ丁寧に手を合わせていく人の姿もみられた。五来はこれらの石仏等について入山禁止となる前であれ

表 4 旧表参道入口石仏等一覧 (筆者作成)

番号	種別	主尊	年号・西暦	地名	銘文
1	鳥居	—	昭和34(1959)年	高松市井口町	(入口向かって左) 昭和三十四年十月吉日建之 世話人 春日観音寺 (氏名) (入口向かって右) 施主 (氏名)
2	石碑	不動明王	—	岡山県 兵庫県	仰願三世諸佛十方薩天神地祇照任監草恭之微枕一天四海風雨順時五穀豐熟萬 民快楽子孫長久乃至法界平等利益 金時不動明王 石鎚本教本部教師会岡山 支部・同兵庫県支部 世話人総監大教師正 藤澤武雄
3	石碑	—	昭和34(1959)年	徳島県徳島市	奉納 鉄冊階段 西新町(氏名) 東新町(氏名) 東船場町(氏名) 勝間 橋(氏名) 監場町(氏名) 昭和三十四年一月吉日
4	石仏	虚空蔵菩薩	—	—	—
5	狛犬	—	昭和32(1957)年	小松島市	(氏名)
6	石仏	千手観音	昭和15(1940)年	高松西浜町	淡路西国第一番先山千光寺 昭和十五年五月吉日 高松市西浜町(氏名)
7	石祠	不詳	昭和46(1971)年	—	昭和四十六年七月吉日 (氏名)
8	狛犬	—	—	徳島県	阿州椎本村願主(名) 同国実村世話人(名) 世話人 神力坊 あじ湯谷(氏名)
9	文字塔	龍王	昭和55年(1980)年	兵庫県神崎郡香寺 町中	紫雲龍王 紫童子 兵庫県神崎郡香寺町中 昭和五十五年二月 (氏名)
10	注連柱(石)	—	—	—	長尾町
11	文字塔	蛇	—	—	蛇之霊(氏名)
12	文字塔	龍王	—	—	子年六十九才
13	文字塔	龍王	—	—	双壽龍王 辰巳(氏名)
14	石仏	阿弥陀如来	—	岡山県倉敷市	倉敷市児島下町七丁目(氏名)
15	石仏	阿弥陀如来	—	岡山県倉敷市	倉敷町川西町83
16	石祠	不詳	—	—	—
17	石祠	稲荷	—	—	—
18	石祠	不詳	—	—	—



写真5 金時不動明王 (筆者撮影)

ば、「思い思いの場所に祀られるべきものだろう」(五来 2008: 161)と述べており、さまざまな信仰をもつ人々がそれぞれに祀っていった様子が窺える。その他、石鎚本教岡山・兵庫県支部行者連合会員 44 名によって建てられた不動明王の石碑(写真5)があり、石鎚山信仰との関係もみられる。この石碑には「金時不動明王」との彫りがさ

れており、これは今も行われている山巡りの行において最も中心的な位置を占める不動明王のことを指している。行者たちは「金時さん」と呼んでいるが「金時」不動明王という名の由縁は定かではないという。石鎚教派総本社は昭和 21 (1946) 年に創設され、昭和 24 (1949) 年石鎚本教に改称しているため、本石仏はそれ以降の建立である。現在の行者たちはまず山内に立ち入る前に、旧表参道の入り口前でこれから登る山へと手を合わせる。

3-2-2. 地藏菩薩群 (四の剣中腹下)

入山後しばらく登ると子どもを抱いた地藏菩薩に出会う(写真6)。子ども抱く姿は子安地藏といい、子供の成長や妊娠・出産を願うものである。これは大正 12 (1923) 年に高松市内の講によって造立された子安地藏である。行者 S さんの話によると、もともとは現在祀られている場所の上部、子安地藏が多く並ぶ二の剣の中腹にあった。20 年以上前に S さんが入山時に現在位置しているすぐ下の道端に上向きに倒れているのを発見し、少し小高い現在の位置に安置した。S さんが発見した場所に落ちてくるとは考えにくく、な

ぜこの位置に落下したのかは不明である。また発見時、欠けも汚れもなく非常にきれいな状態で倒れており、不思議なお地藏さんとして語られる。入山して最初に手を合わす石仏であり、山上に向かうための目印となっているため、行者らは「導きのお地藏さん」と呼ぶ。ここからさらに登っていくと地蔵菩薩群が見えてくる（写真7参照）。ここは四の剣中腹となり、巖窟となっている箇所には34基の石仏が祀られており、うち32基が地蔵菩薩で、さらにそのうち17基が子安地藏である（表5参照）。ここになぜ地蔵菩薩ばかりが安置されているかは不明だが、牟礼町の昔話の冊子には、子授けの願掛けをし、実際に子どもを授かった

た人がここにお礼として子安地藏を安置したという逸話⁽¹⁸⁾がある。表5の51番・52番の子安地藏は並んで造立されており、どちらに彫刻されている氏名と地名が同じである。また氏名は同じものの51番には「八才」、52番には「二十八才」の記述があることから、当時八才だったHさんが二十年後、自身の子どものために祈った地蔵だと考えられる。これより先の南側に地蔵菩薩（観賢僧正）、如意輪観音像（1954年造立）、鬼子母神像（1964年造立）が祀られている。

3-2-3. 大日窟

地蔵菩薩群から一の剣へ向かう方向へと進むと三の剣の中腹にあたる。ここには弘法大師空海が彫ったとされる大日如来の摩崖仏がある（写真



写真6 子安地藏（筆者撮影）



写真8 空海が彫ったとされる大日如来像（筆者撮影）



写真7 地蔵菩薩群（四の剣中腹下）（筆者撮影）



表 5 地藏菩薩群石仏等一覧 (筆者作成)

番号	種別	主尊	年号・西暦	地名	銘文
19	石仏	地藏菩薩	大正12(1923)年	香川県高松市	大正十二年旧六月建之 高松市天神前 松花信者一同
20	石仏	地藏菩薩	昭和7(1932)年	香川県高松市	高松栗林町 昭和七年十月吉日 (氏名)
21	石仏	地藏菩薩	—	香川県高松市	地藏菩薩 高松
22	石仏	不動明王	—	—	難陀不動明王 丑年 女 戌年 男 亥年 女
23	石仏	地藏菩薩	—	—	—
24	石仏	地藏菩薩	—	—	酉年 二十六才 女
25	石仏	地藏菩薩	—	—	—
26	石仏	地藏菩薩	—	—	(氏名)
27	石仏	地藏菩薩	—	—	交通安全 祈願 (氏名)
28	石仏	地藏菩薩	—	—	奉賛 施主 (氏名)
29	石仏	地藏菩薩	昭和17(1942)年	—	昭和十七年六月吉日(戒名)
30	石仏	地藏菩薩	昭和51(1976)年	—	(氏名)の大願成就 昭和五十一年九月
31	石仏	地藏菩薩	—	—	(氏名)
32	石仏	地藏菩薩	—	—	□命□ 一月□□日
33	石仏	地藏菩薩	—	—	(氏名)
34	石仏	地藏菩薩	—	岡山県赤磐郡	岡山県赤磐郡高陽村大字河本 (氏名?) 巳ノ年女
35	石仏	地藏菩薩	—	—	—
36	石仏	地藏菩薩	—	—	—
37	石仏	地藏菩薩	—	—	—
38	石仏	地藏菩薩	—	—	—
39	石仏	地藏菩薩	昭和15(1940)年	不詳	昭和十五年十二月 □□□
40	石仏	地藏菩薩	—	不詳	神□□町
41	石仏	観音菩薩	—	—	—
42	石仏	地藏菩薩	昭和37(1962)年	—	大願成就 昭和三十七年六月吉日
43	石仏	地藏菩薩	—	香川県高松市西浜町	高松市西浜町 施主(氏名)
44	石仏	地藏菩薩	昭和27(1952)年	徳島県板野郡	昭和廿七年九月十五日 徳島県板野郡枝西町
45	石仏	地藏菩薩	—	徳島県阿南市富岡町	(氏名) 阿波富岡
46	石仏	地藏菩薩	—	岡山県岡山市	岡山市上伊福 (氏名)
47	石仏	地藏菩薩	大正15(1926)年	岡山県岡山市	岡山市上伊福町 大正十五年三月 栄信町長
48	石仏	地藏菩薩	—	三重県伊賀市	大願成就 伊賀上野町西忍町
49	石仏	地藏菩薩	—	—	—
50	石仏	地藏菩薩	不詳	不詳	□□□□□□
51	石仏	地藏菩薩	—	岡山県岡山市	大願成就 岡山市中野野崎 (氏名) 二才 八才
52	石仏	地藏菩薩	—	岡山県岡山市	大願成就 岡山市下中野 二十八才午年女 (氏名)

表 6 大日窟石仏等一覧 (筆者作成)

番号	種別	主尊	年号・西暦	地名	銘文
56	摩崖仏	大日如来	—	—	—
57	石仏	不動明王	—	—	(標石) 身替不動明王 奉賛 (2名の氏名) 施主 (氏名)
58	石仏	地藏菩薩	—	—	奉讃 (氏名)
59	石仏	慈母観音	昭和52(1977)年	—	(標石) 慈母観音 昭和五十二年九月十一日 (8名の氏名)
60	石仏	三方荒神	昭和38(1963)年	岡山県岡山市浦安南	昭和三十八年□五月一日 岡山市浦安南口 (氏名)之建 木田郡牟礼町八栗口道 (氏名)
61	石仏	行者像	明治25(1892)年	徳島県	佛子信浄行者 阿波□□□□ 明治廿五年七月
62	石仏	薬師如来	—	—	薬師□□□ 四国八十八番
63	石祠	不詳	—	—	—
64	石祠	不詳	—	—	—
65	石仏	地藏菩薩	昭和15(1940)年	岡山県玉野市八浜町	□□照院 昭和十五年九月□□□ 岡山懸児島群八濱町 (氏名) (氏名)
66	木社	不詳	—	—	—

8)。五來によると八栗寺境内図には「岩腰大日」として記されており、五來は「今の本堂が出来るまでこの大日如来の摩崖仏が本堂であった」（五來 2008: 162）のではないかと指摘している。そして五剣山はもともと三の剣が主流であったとも推測している。寂本の『四国霊場偏礼記』においても、三の剣の中腹に仏の絵が描かれており（図 18）、文中に「丈六の大日如来像を弘法大師が岩面に彫り付けられたもの」（寂本・村上 1987: 144-5）と記されており、少なくとも 1688 年当時から信仰の対象であったことが分かる。

その他、3-1 で示した慈母観音菩薩像、不動明王像の他に地藏菩薩像、明治 25（1892）年造立の「阿波 佛子信浄行者」と銘文のある菩薩像、昭和 15（1940）年造立の薬師如来像、昭和 38（1963）年造立の三宝荒神像などが祀られている。

3-2-4. 以空上人窟

さらに一の剣から巡るために大日如来像から西へと向かうと上部に岩窟が見えてくる（写真 9）。ここには以空上人が祀られている。以空上人は、木喰僧であり、「四国行脚の折りに境内の岩窟が凡庸ではないのをみて 1678 年にお堂を建て、後水尾天皇の皇后東福門院から賜った歓喜天像」（牟礼町史編集委員会 1993: 747）を安置した人物である。当以上人像が収められている石祠に「昭和廿六年冬再建 龍瑞 花押」との銘文があり、おそらく八栗寺先々代のご住職の中井龍瑞氏が造立したものだと考えられる。以空上人像の横には、不動明王、役行者、弘法大師、八大龍王が祀られている（写真 10）。さらにその後方には多

くの石祠がある（写真 11）。牟礼町教育委員会の調査によると、この窟の石仏等について「いずれも神名不明、三四体以外に、木造祠七体あり」（牟礼町文化財保護協会編 2001: 79）と記されている。2022 年に筆者が調査した際には、石祠 18 基、木造祠 4 基とその数はかなり減少している。なぜ減少したのかは不明であるが、行者 S さんの話によるとこの石祠には木の位牌が祀られており、五剣山で修行していた行者たちが亡くなった後、ここに祀られていた、とのことであった。この岩窟には全国を行脚した木喰僧の以空上人、また修験道の開祖の役行者像もあり、修行した行者たちの眠る弔いの場であるのかもしれない。行者たちは以空上人の前と石祠の前で線香とろうそくをお供えし、手を合わせてから次に向かう。



写真 10 不動明王・以空上人像・役行者像・空海像（筆者撮影）



写真 9 以空上人窟（筆者撮影）



写真 11 石祠が並ぶ（筆者撮影）

3-2-5. 天狗窟

以空上人窟から下り、さらに一の剣の方へと向かうとまた上部に岩窟が見えてくる(写真 12 参照)。ここには「魔王さん」と呼ばれる石仏が祀られている(写真 13 の左から 2 つ目)。背に羽根をもち、鼻は高い天狗像であり、鞍馬天狗、つまり護法魔王尊から「魔王さん」という呼び名になっていると考えられる。向かって右横には「大天狗」と銘記された石祠もある。ただし八栗寺には大天狗である中将坊(日本五天天狗、讃岐三大天狗の一つ、詳細は本文「はじめに」参照)も祀っているため、中将坊を指している可能性も高い。写真 13 の左から薬師如来、魔王尊、大天狗(社の主尊については不詳)をお祀りしている。五來はこの岩窟を天狗窟と呼んでおり、境内図には「岩下礼堂」と書き記してあるという。これについては次の求聞持窟にて説明する。

3-2-6. 求聞持窟

天狗窟を出てさらに上へと登っていき、木の根

がうねってアーチのようになったところをくぐると(写真 14)、小さな岩窟の前へと出る。岩窟内には白い顔の、赤い衣を着た木造彩色の木仏と白と青の衣をまとった木仏が安置されている(写真 15)。五來は「形相すさまじい行者の像」(五來 2008: 163)と述べているが、行者たちは「穴大師さん」と呼んでおり、弘法大師空海の像であるという。

五來もこの岩窟について空海が求聞持法を修めた修行のための求聞持窟だと述べており、中の像の「彫刻の手法は中世末期か近世初期のもの」



写真 12 天狗窟 (筆者撮影)



写真 13 魔王さん (筆者撮影)

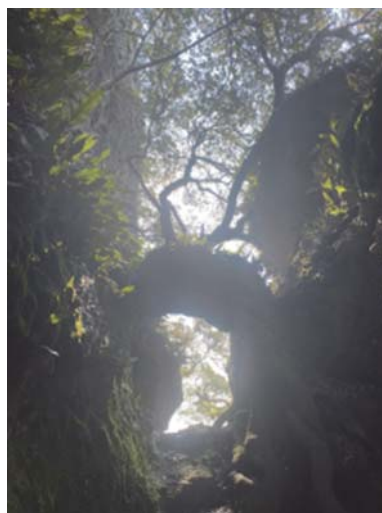


写真 14 木のアーチの向こう側へ向かう (筆者撮影)



写真 15 穴大師さん (筆者撮影)

(五來 2008: 163) であるという。また 1658 年に寂本によって描かれた図にも「聞持窟」と記載(3-2。図 18: むかつて蔵王と書かれた剣の左下)があり、さらに寂本は下記のように述べている。

峰の中腹に弘法大師が求聞持法を修した窟がある。これを奥院と号する。寺から登ると四町ほどで、この窟の中には大師の御影が置かれてある。その外のところ大岩に孔があり、明星が現れたところという(寂本・村上 1987: 125)。

ここで記されている弘法大師の御影が現在安置されているものと同様のものであるかは定かではないが、五來が指摘するように近世初期の境内図に記されている聞持窟と思われる。それは弘法大師像が安置されているだけではなく、この岩窟を出たところに穴のあいた大きな岩があり、位置的にも合致していることから明らかである(写真 16)。

また五來によると、近世中期の境内図にも「求聞持岩窟」「明星授乳」の書入れがあるという。その他、「岩下礼堂」「□□古木」の書入れもあり、「岩下礼堂」は先にみた天狗窟を指しており、「禪定の行者を礼拝する信者たちのたまり場」(五來 2008: 163)を意味しているのではないかと推

測している。「□□古木」については「遙拝古木」ではないかと指摘しており、求聞持窟手前に位置する木のアーチではないかと考えられる(図 14)。

大師像には弘法大師空海の生き身信仰と同じく衣を着せ、その衣替えをしていたが、木造のため雨が降り濡れたままにしていると腐食していく可能性があるため現在は衣を着せていないという。五來の当時の調査では、「きれいな黒染めの法衣に、金襴の陣羽織を重ね、その上に行者風の白上衣をかけている」(2008: 163)とあり、1980 年頃までは衣を着せていたことが分かる。

3-2-7. 一の剣から四の剣

一の剣から五の剣は途中に山中腹の岩窟を経由しながらも、基本的には北の一の剣から南の五の剣へと尾根沿い巡っていくルートである。

聞持窟からさらにロープと鉄の梯子を使って崖をよじ登る(写真 17)と一の剣の頂上にでる。頂上の手前には金毘羅蔵王権現を祀る石祠、昭和 48(1968)年造立の石面に薬師如来像が彫られた石祠、「多度津 聖天講」と銘文のある石灯籠などがある。頂上には、祠に白蛇弁財天、その隣には八大龍王が祀られている。白蛇弁財天はとぐろを巻いた蛇を体に巻き付け尾をくわえるような姿をしている(写真 18)。白蛇弁財天も八大龍王も水神信仰と習合して、雨乞いの神ともなっており、水不足で深刻な香川県では信仰する人が多い神仏とされている。澄禅・寂本・境内図でも「弁財天」については記されており、五來も確認していることから、江戸後期から 1980 年代、現在(2022 年)まで、一の剣には弁財天が祀られていることが分かる。

さらに一の剣から尾根つたいに進むと二の剣頂上に到着する(写真 19 参照)。若宮大明神が祀られた社を中心に、天照大神や猿田彦大明神など神道系の祠や石碑がみられる(表 7)。

それからまた尾根つたいに進むと三の剣頂上へと出る。三の剣には蔵王権現と八大龍王が祀られた社がある(写真 20)。この社は上記したように、八栗寺が建立したもので、管理者は八栗寺である。寂本著『四国霊場徧礼記』の境内図(図 18 を参照)においても三の剣の頂上には「蔵王」



写真 16 明星穴(筆者撮影)



写真 17 行場 岩をつかみ登り，鉄梯子を上る（筆者撮影）



写真 18 白蛇弁財天（筆者撮影）



写真 19 若宮大明神の社（筆者撮影）

表 7 二の剣頂上石仏等一覧（筆者作成）

番号	種別	主尊	年号・西暦	建立者の出身地	銘文
110	石祠	三方荒神	—	—	三方荒神
111	石祠（文字塔）	八大龍王	—	—	八大龍王
112	社	若宮大明神	—	—	若宮大明神
113	石仏	不動明王	1963 年（昭和38 年）	岡山県岡山市浦安南町	昭和三十八年旧三月二十七日 岡山市浦安南町
114	石祠	—	—	—	—
115	文字塔	猿田彦大明神	—	徳島県阿波市	徳島県阿波郡 猿田彦大明神（氏名）
116	石祠	天照大神	—	—	天照大神 天道人道
117	石仏	不動明王	—	—	（7 名の氏名と鉄工所の会社名）

と書かれている。はじめにで示した八栗寺縁起で弘法大師空海が蔵王権現を感得された場はこの場所であろう。現在の蔵王権現の社がいつ建立されたのかは不明である。行者たちは社の扉をあけて、お米をお供えして手を合わせる。

その他三の剣には小さな大日如来や八大龍王の祠（表 8）や山内に祀られている石仏等の中で最も古いとされる明治 2（1869）年の石碑もある。

三の剣からまた尾根沿いに南へ進み、一度下って再び登っていくと 5 つの峰のなかで一番高い標高 375m、四の剣の頂上へと出る。四の剣の中心は「大峯山頂上岩屋」との銘記された不動明王像（写真 21）とその隣の弘法大師空海の像である。この不動明王は行者 S さんの話によると、もともと吉野の大峯山に祀られていたが、五剣山で修行していた T という行者が担いでここまで持ってきたという。背負って山も登ってきたが、登れ

ば登るほど軽くなったという不思議な話のある不動明王である。

その他にも石祠や石碑などが祀られており、その詳細は表 9 にまとめた。

大正 3（1914）年に建立された春日大明神の石碑が一番古く、上記した不動明王像（1965 年造立）や弘法大師像（1973 年造立）などは比較的最近に建てられたものである。また役行者や剣山大権現など修験道に関する神仏も祀られていることが分かる（写真 22）。五來は「四の剣頂上は、雑多な神仏の祠や碑が置かれていて、足の踏み場もない」（五來 2008: 159）と述べており、五來が入山した 1983 年ごろは入山禁止直後のため、現在より多くのものが祀られていたのかもしれない



写真 20 蔵王権現の社（筆者撮影）



写真 21 大峯山からやってきた不動明王（筆者撮影）

表 8 三の剣頂上石仏等一覧（筆者作成）

番号	種別	主尊	年号・西暦	地名	銘文
118	社	八大龍王	—	—	—
119	社	蔵王権現	—	—	—
120	石祠	八大龍王	—	—	八大龍王
121	石碑	大壽龍王	—	岡山県岡山市	岡山市 辰己 千代 六十九才
122	石碑	白龍権現	昭和15(1940)年	—	(氏名) 奉修白龍権現 昭和十五年四月吉日 (氏名)
123	石祠	大日如来	—	—	—
124	石祠	八大龍王	—	—	—
125	石祠	不詳	—	—	—
126	石碑	不詳	明治2(1869)年	不詳	置石 口主 (氏名) 同所(氏名) 明治二巳十月吉日

表 9 四の剣頂上石仏等一覧 (筆者作成)

番号	種別	主尊	年号・西暦	地名	銘文
131	石仏	不動明王	昭和40(1965)年	—	外信者一同 大海 春海 秋菊 明澄 大峰山頂上岩屋
132	石仏	弘法大師	昭和48(1973)年	—	信者一同 信者 普世院 護道院 弘海院春菊 普海院春海 普道院大海 銅像 護寺院 明澄 普大院海道 (隣の石板) 不動尊 昭和四十年一月建 銅像 昭和四十八年六月 護世院 徳代院 志道院 津世院 高世院 弘合院
133	石祠	八大龍王	—	—	—
134	石碑	春日大明神	大正3(1914)年	不詳	大正三年 十二月 春日大明神 □□□□
135	石祠	武田大明神	—	—	武田大明神
136	木祠	役行者	—	—	役行者大菩薩
137	石祠	劔大権現	昭和39(1964)年	岡山県岡山市 安浦南町	劔大□□ 光照 昭和三十九年十一月 岡山市安浦南町 (氏名)之建
138	石祠	柿崎大明神	—	—	柿崎大明神
139	石祠	不詳	—	—	—
140	石祠	劔大権現	—	—	劔山山頂
141	石碑	八万大明神	—	徳島県	阿波 八万大明神
142	石祠	不詳	昭和24(1949)	徳島県徳島市南新地	徳島市南新地 (氏名) 昭和二四年□□吉日
143	石祠	不詳	—	—	—



写真 22 様々な神仏が祀られた石祠 (筆者撮影)

い。先に示した参道入口と雰囲気はよく似ており、神仏の区別なく、さまざまな信仰を持った人々がそれぞれに祀っているのだろう。境内図(図 17)によると、四の剣頂上には大きく女神が一注描かれており、五來は伊勢太神宮を祀ったのだろうと推測している。

3-2-8. 四の剣から不動窟

四の剣が五つの峰のうち一番標高が高く、それに比べて五の剣は宝永 4 (1707) 年の南海地震によって崩れているため、五の剣までの道のりは高



写真 23 四の剣から下る鉄梯子 (筆者撮影)

低差が激しく、ロープや鎖を使いながら急激に下がり、再度登るというルートとなる(写真 23)。五の剣に到着する前に四の剣の頂上から下ると中腹に不動窟が現れる(写真 24)。岩窟をお堂としており、その中で三体の不動明王を祀ってある(写真 25)。この窟は五剣山の行者にとってもっとも中心的な信仰の場であり、それゆえ滞在する



写真 24 不動窟（筆者撮影）



写真 26 通夜行の様子（筆者撮影）



写真 25 三社の金時不動明王（筆者撮影）

時間も長く、靴を脱いであがり、座って拝めるようになっている。堂の内陣には奠座を引き、線香、蠟燭、木魚もあり、三宝の上にはお酒やお茶が供えられ、供花もある。お酒やお茶、お花は筆者が同行している行グループとは違う信者がお供えしていったものである。内陣の外には本坪鈴、水引幕も張られ五來も当時の調査で「洞窟寺院の体裁はすっかり整っており……絶えず信者が来て勤行していることがわかる」（五來 2008: 165）と述べている。

ここの三社の不動明王像であるが、やはり誰がいつどういった経緯で祀ったかは不明である。ただ行者 S さんによると、一番手前の小さな不動明王像は「オクジ」を下すと昔から言われている。オクジとは神仏からの声で人によって下り方や聴こえ方が異なり、またその真偽は不明である

という。というのも、お告げである「オクジ」には神仏からの「試し」や神仏ではない他の何かしらの霊によるものの場合もあり、その真偽を見極めるために修行が必要だという。手前に祀られている像は「オクジ」をよく下すという理由で盗まれたことがあり、行者たちの知る限り現在安置されているのは 2 代目の不動明王像である。そのため他の 2 体とくらべて少し石肌等が異なる。月に一度、夜に籠る通夜行もこの窟で行われる（写真 26）。

三社の金時不道明像向かって右には、不動明王、普賢大師、薬師如来が祀られている。この薬師如来像はもともと四の剣と五の剣の間の通り道であり人目につかないところに祀っていたため、現在の洞窟内に移動させたという。

3-2-9. 石臼窟から五の剣

四の剣の中腹の不動窟からさらに下り、四の剣と五の剣の境へと向かう。五の剣へと登る手前に五の剣の中腹に裂け目があり、岩窟となっている。一人が這いつくばってやっと入れるだけの道があり、その下は断崖絶壁となっている（写真 27）。普段は山行で行く事のないルートであるが、行者 S さんの話によると、数十年前にはおばあさんが一人でこの岩窟にある丸い石臼で米を引いていたという（写真 28）。

五の剣の不動明王のお堂までたどり着くには、両端が断崖絶壁となっている屏風岩の上を通らなければならない（写真 29）。

五の剣の頂上には、祠があり、その中には行者



写真 27 石臼窟（筆者撮影）



写真 28 石臼（筆者撮影）



写真 29 屏風岩：両端は断崖絶壁（筆者撮影）



写真 30 身代わり不動さん（筆者撮影）

たちから「身代わり不動さん」と呼ばれている不動明王座像が祀られている（写真 30）。「身代わり」というのは S さん曰く、五の剣から滑落して亡くなった人が多くいるため、その人たちを弔うあるいはこれ以上亡くなる人が出ないように「身代わり」とつけているのではないか、ということであった。近くの石板には氏名と大正 14（1925）年と銘記しており、不動明王が建立された年だと考えられる。寂本の記録によると、南峰（五の剣）は天照太神との記載があり、江戸期とは異なることが分かる。

3-2-10. 下山～旧泉聖天堂

南峰五の剣から下山しながら北へと向かうルートに入る（写真 31）。旧参道入口や四の剣と同様に下山のルートにも様々な石仏等が祀られている。大己貴命やおそらく中将坊大権現を祀った石碑、役行者や以空上人などの行者から狗神など土

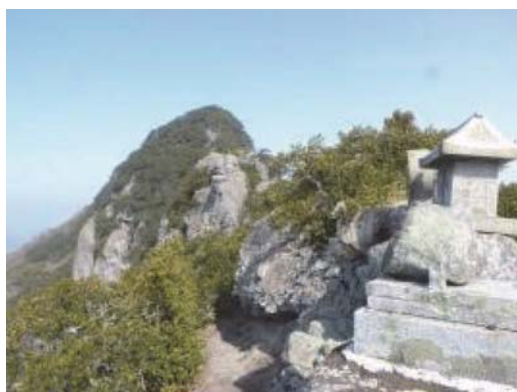


写真 31 下山ルート 向こうに四の剣が見える（筆者撮影）



写真 32 役行者像（左）と狗神（右）（筆者撮影）

表 10 下山～旧泉聖天堂石仏等一覧（筆者作成）

番号	種別	主尊	年号・西暦	地名	銘文
167	石祠	不詳	—	—	—
168	石祠	不詳	—	—	—
169	石碑	大己貴命 国常立尊	—	—	大己貴命 国常立尊
170	石祠	不詳	昭和44（1969）年	高知県長岡郡	奉納 昭和四十四年七月吉日 新築落城記念 高知県長岡郡 本山モータース（氏名） 戊年三十五才
171	石祠	不詳	—	—	—
172	石祠	不詳	—	—	—
173	石仏	役行者	—	—	—
174	石祠	不詳	—	—	—
175	石祠	不詳	—	—	—
176	石祠	不詳	昭和26（1951）年	—	昭和二十六年 巴講中
177	石祠	以空上人	昭和36（1961）年	香川県高松市	一空上人 寅年四十八才（氏名）□□□□ （氏名）□□□□（氏名）□□□□ 妻□□子 昭和三十六年吉日 高松市 春日観音寺 信者一同
178	石碑	狗神	—	—	—
179	石祠	不詳	—	—	—
180	石仏	地藏菩薩	—	—	大願□□
181	石仏	地藏菩薩	昭和9（1934）年	大坂市中河内群布施町	昭和九年十二月 大坂市中河内群布施町
182	石仏	地藏菩薩	昭和14（1939）年	岡山県岡山市	岡山 昭和十四年九月七日（氏名）
183	石鉢	泉聖天	大正13（1924）年	—	泉聖天 大正十三年四月吉日
184	石仏	地藏菩薩	—	—	—
185	石仏	地藏菩薩	—	岡山県赤磐郡高陽村	岡山懸赤磐郡 高陽村（氏名）
186	石祠	不詳	—	—	—
187	神棚	不詳	—	—	—

着の信仰に近いものもある（写真32）。

さらに下ると、コンクリートブロックで封鎖された岩窟が現れる（写真33）。封鎖以前には、明治期に活躍した泉庄太郎（1862-1918）（泉聖天尊）という霊能者の御霊を祀るためのお堂があった。村木（1958）によると泉聖天尊の死後、大正10（1921）年に信者らによって当時の八栗寺ご住職の許可を得て岩窟内に泉聖天堂を建立したもの

である。行者Sさんによると、封鎖以前は、お堂は岩窟に合わせて観音開きの扉があり、中には泉聖天尊の写真を祀り、莫塵をひいて信者らが中で通夜を行っていた様子をよく見かけたという。五來もこの場所を訪れている。

南端から降りると『泉聖天』の旗がたくさん上った岸壁の下へ出た。そこには洞窟に庇



写真 33 旧泉聖天堂 (筆者撮影)

図 19 五剣山天狗曼荼羅図絵
出典:「COOL KAGAWA」HP より

と格子をつけて「泉堂」の額がかけられ、酒瓶などの奉養物があがっていた。……この山にはそのような霊能のある行者が集まったものといわれ、またこの山の修行中に霊能が発揚されたであろうと思う。(五來 2008: 165)

この泉庄太郎については 4-2 で詳しく取り上げるが、五來が訪れた 1983 年頃は泉聖天が亡くなって 65 年もの歳月が経っているが、それでもなお信者によって祀られていることが分かる。それほど泉聖天尊の影響力が強かったと考えられる。八栗寺ご住職新見氏によると平成にはいつてからは寺院側と当該信者とのやりとりはほとんどなかったという。彼らは寺院の本堂や聖天堂を参ることなく、直接山に入り、聖天堂で籠ってしまうので、平成になってから入口を塞ぐことになったとのことであった⁽¹⁹⁾。もともと八栗寺には歓喜天が祀られているにもかかわらず、新たに霊能者の泉聖天尊が祀られていたといのは、一つの境内地に真言宗寺院と新興宗教が混在してあるような状態であったと言える。

4. さまざまな信者・行者の存在

本節ではより五剣山の信仰について明らかにしていくため、遍路日記や観光ガイドブック、新聞記事、絵葉書などから五剣山の信仰や山内の様子、行者らの活動に関する記述を取り上げる。

4-1. 資料から分かる五剣山の信仰

五剣山内の様子が描かれた最も古い文献は承応 2 (1653) 年に澄禪が著した『四国遍路日記』である。その中で澄禪は「山頂は磐石の五鉈形へ上る。恐ろしい所である。上には当山権現・天照太神・愛宕権現・弁財天如の社壇あり。これを拝んでまた本堂の前に下る」(柴谷 2014: 301)⁽²⁰⁾と述べており、当時は四国遍路巡礼の経路の一部として五剣山を巡っていたこと分かる。それから時代は下るが明治初期に描かれた「五剣山天狗曼荼羅図絵」(図 19) が発見されている。地元住民たちによって「歓喜聖天講」という集まりが組織されており、この図絵を持ち回りで各家々で回し、手を合わせていたのだという⁽²¹⁾。さらに時代は下って小林正盛が明治 40 (1907) 年に四国遍路を巡った際の記録に五剣山の登拝について述べている。

中将坊まで石段上り易いが、夫れより第二峰と第一峰との山側を攀ぢた。突兀天を摩するの剣峰であつて、……僅かに岩角を攀ぢ木根を辿りて路なき路を分け入りて進むだ。

頂上五三の小社がある。其れから第三、第四峰と漸次危険なる石梯を攀ぢて、五剣山の大概をめぐりを終わった。鉄鎖を攀ぢて下る。(小林 1932: 109)

この記述からはこの当時から鉄鎖が設置されており、また頂上には小さな社がいくつもあったこ

とが分かる。大正9（1920）年には五剣山の信仰を迷信だとして非難する書物も出版されている。横山流星著『淫神邪教と迷信』の中で「四国五剣山の淫神」という章が設けられており、その中で五剣山に入山する信徒について、四国の中では金毘羅宮に次ぐ勢力をもつと説明し、さらに以下のように述べている。

峯から峯へと渡された怪しげな丸木橋や、垂れ下がった鉄の鎖に取り縋って、辛くも上り下りするという……落ちたりした者があると、他の一同の連中は、異口同音に、皆そんな奴は心がうすいから、歓喜天様の御罰を蒙って天狗にさらわれたのだ……命を捨てても誰一人気の毒がる者はなく、馬鹿呼ばわりされる。（横山 1920: 178-9）

このように信者たちは滑落の原因を八栗寺に祀られている歓喜天や天狗の中將坊による罰だと妄信しており、命を落としかねないほどの危険を冒してまで五剣山に登拝するのは愚かであると結論付けている。本書では横山（1920）は、迷信を打破し邪教淫祠を排斥すべだと主張しており、五剣山の信仰以外に大本教や天理教なども非難している。図20は五剣山廻りの様子の絵葉書であり、

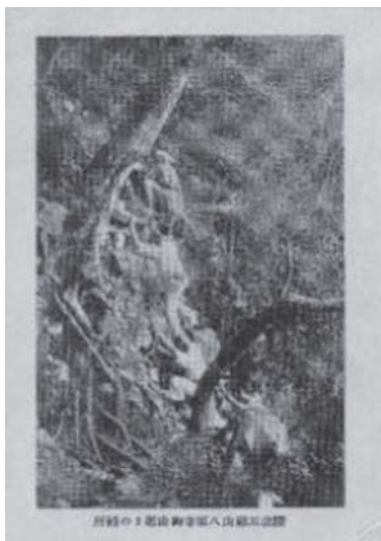


図20 讃岐五剣山八栗寺御山廻りの難所
出典：八栗寺絵葉書

大正7（1918）年から昭和7（1932）年までに発行されたと絵葉書であると推定できる⁽²²⁾。4名の男性が白っぽい服装に頭に鉢巻をし、崖を木の根を伝って登っている様子が分かる。そして図21も同時代の絵葉書であり、三の剣の中腹にある弘法大師空海が岩窟に掘ったとされる大日如来であり、今も現存している（3-2-3。写真8を参照）。利剣が交差しているマークの入った法被を着た男性が大日如来に手を合わせており、このマークは四の剣の中腹にある三社の金時不動明王を祀っている不動窟にある台座と同じマークであり、三社の金時不動明王の講社の存在が窺える⁽²³⁾。

さらに時代は下り、昭和31（1956）年頃の修行の様子の写真が『高松・東讃の昭和』（2022）に掲載されており（図22）、以下説明書きがある。

白装束の修験者が鉄梯子や鎖を伝って険しい岩肌を巡る。その厳しい修行の一場面である。時には一週間ほど籠もり（岩穴に泊まり込みで修行）する。（千葉 2022: 119）

4人白装束を纏った行者が四の剣と五の剣の間の梯子をつたっている様子が分かり、一週間ほど岩穴に籠るなど修行についての説明もなされてい

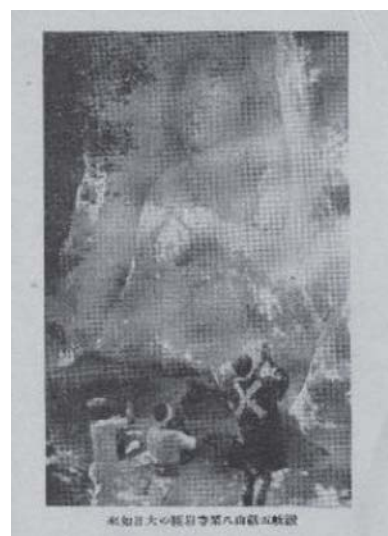


図21 讃岐五剣山八栗寺岩腰の大日如来
出典：八栗寺絵葉書



図 22 白装束で四の剣を登る行者
出典：千葉幸伸 (2022)

る。同時期の昭和 33 (1958) 年にお遍路巡りをした西端さかえによると「参詣の人にモンペやズボン姿が多いと思っていたら、それらの人は(男子も)お山廻り(五剣山にのぼる)人たちだった」(西端 1964: 327)と述べており、女性も含めて五剣山廻りがされていたことが分かる。さらに八栗寺職員からの「五剣山に入れば、必ず功德がいただけるといわれていて、近所の人はもちろん他県からも多勢づれでくる」(西端 1964: 328)との話も記しており、昭和 30 年ごろも多くの人が登拝していたことが分かる。昭和 44 (1969) 年出版の『巡礼の民俗』には「寺の背後の山は五剣の剣の峰で修験者や信者がこれに登る」(武田 1969: 195)と紹介されており、遍路道の一部という認識だけでなく修験者の山であることが認識されている。昭和 48 (1973) 年四国新聞出版発行の『お四国 霊場八十八か所の旅』では五剣山について以下の記事が掲載されている。

「古来、霊の集まる山として修験道の中心だったようです。蔵王権現が守護神となっています」。ご住職の中井龍信は、ひとくさり、お山信仰について語れた。……お堂の前で、ヒゲをたくわえた一人の山伏が参拝の若者たちと、何やら雑談していた。若者たちは疑問

点を山伏になげかけているふうだった。「この天狗さんは、そりゃきついぞ。この剣には百五十回ほど登ったが、峰のむこうに大きい影をひいて立ってなさった」。(四国新聞社 1973: 264-6)

先代のご住職の話も載せており、庶民の信仰だけでなく寺院も五剣山の山を修験道の山と捉えており、蔵王権現を祀っていることが分かる。また「山伏」と書かれており、いわゆる山伏の装束を身にまとった行者の存在も伺える。昭和 53 (1978) 年の発行した首藤一著『四国遍路八十八カ所』や昭和 55 (1980) 年に朝日新聞社より発行された『ふらり巡礼 四国八十八か所』では五剣山が入山禁止となるまでの経緯が描かれている。

登山する人が最近はかなり多いのだが、時々谷間に転がり落ちる事故もあるので、お寺では、登山希望の向きは事務所に届けて指示に従うこと、遭難した場合の救助に要する費用は本人またその家族が負担することを、周知につとめている。(首藤 1978: 259)

八栗さんは五剣山全体が信仰の対象になっている。険しく、神秘性の漂う岩はだ。五つの峰は西から順に一の剣、二の剣…、と名付けられ、尾根づたいの道は信者の修行の場になってきた。道とはいっても名ばかり。ところどころに鎖がつるされ、修行者は、それを便りに、岩肌にへばりつくようにして進んだ。転落事故が起きたこともある。山に天狗(てんぐ)が住み、信心の薄い不心得者を突き落とす、との言い伝えも。その修行の場の険しさは、ここで救難訓練した香川県警の機動隊も足がすくんでしまったというほどだ。風化が進み、年々危険が増す修行場。中井住職は今年ついに決断を下し、「入山禁止」のおふれを出した。「崩壊が激しくて落石が多く、事故が心配です。やむを得ません」。(朝日新聞社 1980: 181-2)

五剣山全体が信仰の対象であると記されているものの、登山客の増加と転落事故の発生、また風化によって行場の危険性が増したことから、昭和53（1978）年には事務所に届け出をすることで入山の許可を出していた。だが、昭和55（1980）年には完全に入山禁止としている。昭和62（1987）年の高知新聞社『四国百山』には当時の八栗寺ご住職との以下のやりとりが掲載されている。

「時々、隠れて登る人もいますが、命の保証は出来かねます」と物騒な話をするのは中井住職。「整備をして、登山できるようにするお考えはありませんか」と問うと、「山全体が信仰の場です。観光のために使う気持ちはありません。だから一般の人の登山などは期待していません」と一蹴された。入山禁止前に登ったことのある人の話だと……日曜日ともなると、行者の登山客がひきもとらなかったそうだ。（中島 1987: 49）

入山禁止となった後も隠れて入山している人もおり、登山の需要があるものの、五剣山はあくまで信仰の場であり、登山客や観光客のために開くことはないと当時のご住職は断言している。また、入山禁止となる直前まで多くの行者あるいは登山客が入山していたことが分かる。

これらの資料からは、少なくとも1635年頃には僧侶が四国遍路の一部として五剣山を巡っており、すでに山内には蔵王権現・天照大神・愛宕大権現・弁財天が祀られていることが分かる。明治初期には講社の存在が確認でき、大正から昭和初期にかけての絵葉書からも講社がいたことが明らかである。明治40（1907）年に登拝している小林正盛も真言宗の僧侶であり、四国遍路の巡礼として五剣山を巡っている、その際に鉄鎖をよじ登っていることから、行場として整備されている様子が伺える。大正から昭和初期にかけては、五剣山の登拝が批判の対象となったり、信仰の様子が絵葉書になっており、五剣山信仰は一定の知名度を得ており、信者数も多かったのではないかと推測できる。昭和の中ごろには白装束をまとった信

者による窟籠りの修行が行われており、また八栗寺の一般の参詣者も登拝していたことから、この頃、五剣山登拝は民衆にもひらかれたものであった。そのため一般登拝者と区別するためであろうか、昭和後期になると山伏装束をまとった行者の存在を確認できる。そして昭和の終わりには観光目的や登山客が増加したこと、風化によって危険な行場があることから入山禁止となっていく過程が分かる。

4-2. 霊能者の存在

3-2-10 で取り上げたように大正10（1921）年から平成初期ごろまで五剣山の四の剣の麓の岩窟には泉聖天尊（泉庄太郎）という霊能者のお堂があった。五来はこの霊能者の存在も五剣山の信仰の特徴の一つとして取り上げている。そこで本節では、泉聖天の弟子である村木幸次郎（1958）著の『泉聖天尊』をもとに五剣山で修行し、死後、信者らによって山内に祀られた泉聖天尊を中心に五剣山の霊能者の存在を明らかにする。

村木（1958）によると香川県さぬき市津田の漁師の家に生まれた泉庄太郎は、明治期に活躍した霊能者で、神仏の言葉である「オクジ」をおろし、人々の過去・現在・未来を見る能力があり、後に泉聖天尊教という教団を開く。大阪に一時居住んでいた彼は歓喜天を信仰しており、「生駒の神を父にもち、八栗の神を母として」（村木 1968: 28）というのが口癖だったという。「すばらしく法のきくえらい先生」（村木 1968: 22）が津田にいると有名になり、病氣治しや、家を新築する、船の新造、網を新調、子供の名づけなど、人々が押し寄せてくるようになる。行者としてというよりも、「生身の観音さん」や「泉聖天さん」と呼ばれ、神様や仏様のような存在として信者を集めるようになる。父が石鎚山の行者であったため、その影響からか、幼い頃から五剣山に登拝しており、その山行を重視していた。例えば、助けてほしいと縋る青年に、五剣山での行をするよう諭したり、彼自身も多くの信者を連れて登拝が続いている。3-2-8 でとりあげた金時の不動明王が出てきて「オクジ」を受けることもあったという。死後の大正10（1921）年に当時の八栗寺の

ご住職に許可を得て五の剣の麓の岩窟に御霊を安置し、「五剣山詣りと言えは泉聖天を知らない人はいないほど当時は有名」(村木 1968: 47)であったそうだが、現在はコンクリートで岩窟の入り口を封鎖している。さらに昭和 25 (1950) 年には泉庄太郎行者の御霊をおさめた多宝塔が津田に建立されている。それは彼が亡くなって 42 年後のことであり、この多宝塔の建設に際して当時の津田町長が土地を寄進するなど、その影響力の強さが分かる。現在 (2022 年) でも定期的に五剣山を登拝している行者のうち 1 名は、泉聖天尊教の信者であり、月に一度は金時不動明王に花を供えるために登拝を続けている。

また五來が「五剣山の自然は…多くの呪術者、霊能者を生み出したであろう」(五來 2008: 166)と述べているように、村木 (1958) の著書の中で神仏のお告げである「オクジ」が泉聖天尊だけでなく、修行していた信者たちにもがおりるようになっていったことが描かれている。また行者 S さんも五剣山で修行していくうちに不思議な力に目覚めた行者や金時不動明王を拝むと「オクジ」がおりるようになったことで信者を抱えるようになった行者たちがいたことを語っている⁽²⁴⁾。五來が五剣山の信仰の特徴にあげていたように、霊能者の存在は重要であり、仏教とは異なる庶民信仰的な霊能力を得るための行場としての機能していたことが明らかである。

5. おわりに (調査結果)

今回の調査から筆者が取り上げた明治以降から昭和末までの五剣山の信仰には、五來 (2008) が指摘したように仏教とは異なる庶民的信仰、つまり①神仏習合の信仰、②山内は荒神祠や稲荷、八幡など何でもありの雑多な様子であり、③霊能者の存在、④窟籠りの系譜をもつという 4 つの特徴を内包していることは明らかであった。五剣山の信仰の歴史的に最も重要とされるのは神仏習合の主尊である蔵王権現であり、またその他にも金毘羅大権現、剣大権現なども祀られており、修験道の開祖として仮託される役行者も祀られていることから、神仏習合の信仰が見られる。ただし、明治以降に山内祀られている石仏等の約 5 割が仏教

のものであり、実際に神道のものは 1 割未満とかなり少ない。蔵王権現の信仰についても空海が感得したところからはじまり、江戸時代の遍路日記等でも描かれるなど古くからの信仰をもつものの、明治以降の霊力者や信者たちの信仰の中心は金時不動明王であり、神仏習合の信仰があるものの仏教的要素が強いと言える。しかしこの不動明王は「神仏の言葉 (オクジ)」をおろすと言われており、ここに仏教とは異なる霊能者の存在がある。「神仏の言葉 (オクジ)」を正しく受け取るようになるために、五剣山巡りあるいは窟籠りの修行は行われていた。つまり、今回取り上げた明治以降から昭和までの五剣山の信仰とは、不動明王を中心とし見かけ上は仏教の形態をとっているものの、窟籠り修行を行うことで霊力や呪力を獲得するという、仏教とは異なる庶民信仰であった。

また庶民信仰的な山内の様子として「雑多」で「何でもあり」と指摘されているように実際に様々な主尊の石仏等が祀られており、それは信者たちが寺院の許可を得ることなく思い思いに祀っていったものであった。ただし今回の調査で明らかになったのは、一定の宗教的意味付けが信者たちの間で共有されている場もあったという点である。例えば、子宝に恵まれた人たちが安置した子安地藏が多く祀られた岩窟、五剣山の修行者たちの位牌ばかりが祀られた岩窟など、五剣山内でも空間ごとに宗教的意味づけがされている箇所も見いだされる。その他にも修験道の本場である大峰山から不動明王像を移して祀った事例や、剣山大権現、金毘羅大権現、石鎚大権現なども祀っており、他の霊山の信仰も内包していることも明らかとなった。

このように人々が思い思いの場所に願いをこめ縁のある石仏等を祀り、一定の場には共有された宗教的意味付けがあり、他の霊山の信仰も内包していった結果、五剣山という一見「雑多な」聖地が形作られたとも言える。興味深いことに、民衆によって寺院の許可なく自由に祀られた石仏等を繋いでいくように巡り、手を合わせていくことが行われている五剣山の山修行である。つまり、行者たちの五剣山を巡る修行があつてはじめてひとつのまとまりのある霊山として機能しているとも

言える。今後の課題は、現在でも五剣山で修行する行者たちに注目し、山行を含む行者たちの宗教活動やライフヒストリー、霊力を含む彼らのもつ宗教的世界観、そして寺院組織との関係など現在の五剣山信仰の諸相を描くことで、今回の調査で示してきた庶民的信仰がどのような形で保持されているのか、またその変化を明らかにしたいと考える。

また本調査でははじめに人々にとって五剣山がどのような存在であったのか、その変遷もみてきたが、山の中の信仰の隆盛と五剣山の名声の隆盛とは反比例した形で五剣山が名山として扱われなくなっている時に、まさに多くの信者が石仏を山内に祀っているのである。これらにどのような関係があるのかは不明であるが、時代的・社会的な背景と山への価値づけ・意味づけと、山岳信仰というこの3点の視点から、五剣山の信仰のありようを示していくことも今後の課題である。

謝辞

本調査を進めるにあたり、入山の許可をくださり、またインタビューや報告書の確認まで大変に調査にご協力いただきました五剣山観自在院八栗寺ご住職新見竜玄氏、また五剣山の修行の同行に何度も快く受け入れてくださった行者の皆様方には心より感謝申し上げます。

注

- (1) 2022年3月から2023年8月までで、五剣山を行場として定期的に修行をしている行者は筆者が確認できた限り9名いた。そのうち7名は同じグループで週に2度の早朝より登拝し、月に1度は夜に登り明け方まで岩窟にこもる通夜行を行う講のような集団を組織している。
- (2) 筆者は、2022年3月より、一晚山内に籠る通夜行もあわせて、2022年は12回、2023年には10回、2024年は5回の山行に同行した。
- (3) 柴谷宗叔(2014)『江戸初期の四国遍路－澄禅『四国遍路日記』の道再現－』法蔵館と真念・稲田道彦(2015)『四国徧禮道指南 全注釈』講談社を参照。
- (4) 義元優婆塞『役行者本記』京都大学貴重資料デジタルアーカイブ閲覧、「八栗嶽」として登場している。
- (5) 2023年3月2日実施八栗寺ご住職新見氏へのインタビューにおいても、中將坊がいつごろからどういった経緯で祀られるのは不明とのことであった。また西端(1964)も、当時のご住職に中將坊について尋ねたところ、文献が全くなく、由来、神格とも明らかになってはいないとのことである。
- (6) 2025年5月28日実施、八栗寺ご住職新見氏へのインタビューより。
- (7) 五剣山に関する研究の多くは地質や地理の観点からの研究が多い。
- (8) 筆者は2008年発行の『修験道の修行と宗教民族五來重著作集第5巻』を参考にしたが、五來が当論文「四国遍路と窟籠り」を発表したのは1983年である。
- (9) 「谷文晁画 柴野栗山賛 朱舜水像」江戸時代(寛政9年)／1797 文化庁ホームページ『文化遺産オンライン <https://bunka.nii.ac.jp/heritages/detail/87256> (2025年3月1日取得)
- (10) 住谷(1999)は、栗山を文晁に最も好意を寄せていた親友と評している。また藤原・中村(2023)も、栗山が文晁に冗談が過ぎるような内容の話を例にあげ、栗山の「こうした率直ないい回しこそが親愛の証」と述べている。
- (11) 香川県、1988『香川県史 第6巻 通史編 近代Ⅱ』四国新聞社発行を参照。
- (12) 時事新報家庭部編、1930、『旅の小遣帳』正和堂書房。
- (13) ジャパン・ツーリスト・ビューロー(1928)『旅程と費用概算』ジャパン・ツーリスト・ビューロー。
- (14) 日本山書の会(1972)『北の山と人 その登山史的展望』は、五剣山を一峯一峯ロッククライミングで登り、制覇した記録が記されている。
- (15) 現在、五剣山は、「日本百名山」「新日本百名山」「日本二百名山」「四国百名山」には選定されていない。
- (16) 2023年3月2日実施、八栗寺ご住職新見氏へのインタビューより。
- (17) 牟礼町文化財保護協会編、2004、『牟礼町の石造物』牟礼町教育委員会のp.45を参照。
- (18) 高松市文化財保護協会牟礼分会『牟礼のむかしむかし』高松市文化財保護協会を参照。
- (19) 2023年3月2日実施、八栗寺ご住職新見氏へのインタビューより。
- (20) 柴谷宗叔(2014)『江戸初期の四国遍路－澄禅『四国遍路日記』の道再現－』より現代語訳を引

用。

- (21) 四国新聞 (2019 年 12 月 19 日)「[中将坊] 図絵を復元 八栗寺 正月三が日一般公開」<https://www.coolkagawa.jp/news/entry-908.html> COOL KAGAWA ホームページ (2023 年 8 月 3 日取得)。
- (22) 絵葉書の推定方法については、竹内淳夫 (2012)『絵葉書で読み解く大正時代』純流社を参考に参考にした。
- (23) 二つの利剣が交差しているマークは不動明王を信仰している講社に採用される場合が多く、例えば、剣山の忌部修験の講社も同じマークを使用している。そのため、他の山の講社の可能性もある。
- (24) 2023 年 1 月 3 日、行者 S さんのインタビューより。

参考文献・参考ホームページ

- 朝日新聞社, 1980,『ふらり巡礼 四国八十八か所』朝日新聞社。
- 香川県, 1939,『香川県叢書』香川県。
- , 1988,『香川県史 第 6 巻 通史編 近代 II』四国新聞社。
- 桑山童奈, 2020,「二代広重『諸国名所百景』」,『神奈川県立歴史博物館』(2023 年 3 月 6 日, https://ch.kanagawa-museum.jp/monthly_choice/2020_08)。
- 庚申懇話会, 1981,『石仏調査ハンドブック』雄山閣。
- 小林正盛, 1932,『四国順禮』中央佛教社。
- 五来重, 2008,『五来重著作集 第五巻 修験道の修行と宗教民俗』法蔵館。
- 佐藤久光, 2016,『四国遍路の社会学 その歴史と様相』人文書院。
- 四国新聞社, 2019,「[中将坊] 図絵を復元 八栗寺 正月三が日, 一般公開」『COOL KAGAWA』(2024 年 8 月 3 日取得, <https://www.coolkagawa.jp/news/entry-908.html>)。
- 四国新聞社, 1973,『お四国 霊場八十八か所の旅』四国新聞社。
- 深海洋子・堀繁・油井正昭 (1992)「『日本名山図会』にみる谷文晁の名山観」『造園雑誌』55(5) 49-54。
- 柴谷宗叔, 2014,『江戸初期の四国遍路ー澄禅『四国遍路日記』の道再現ー』法蔵館。
- 首藤一, 1978,『四国遍路八十八か所』創元社。
- 住谷雄幸, 1999,『江戸人が登った百名山』小学館。
- 寂本・村上 護, 1987,『四国遍礼霊場記』教育社新書。
- 真念・稲田道彦, 2015,『四国遍禮道指南 全注釈』

講談社。

- 高松市文化財保護協会, 2007,『牟礼のむかしむかし』高松市文化保護協会。
- 竹内淳夫, 2012,『絵葉書で読み解く大正時代』純流社。
- 武田明, 1969,『巡礼の民俗』光明社。
- 千葉幸伸, 2022,『写真アルバム 高松・東讃の昭和』樹林舎。
- 中島暁, 1987,『四国百景』高知新聞社。
- 西端さかえ, 1964,『四国八十八札所遍路記』大法輪閣。
- 村木幸次郎, 1958,『泉聖天尊』泉聖天尊本廟。
- 長谷川修一, 2009,「1707 年宝永地震による高松市五剣山の崩壊過程」『21 世紀の南海地震と防災』(4) 79-86。
- 藤原幹大・中村真菜美, 2023,「谷文晁筆「対獄楼宴集当日真景図」(広島県立歴史博物館蔵)の史的位位置ー我集図・送別図の伝統に照らして」『日本近世美術研究』(6) 1-45。
- 星野英紀, 1979,「四国遍路と山岳信仰」宮家準編『大山・石鎚と西国修験道』名著出版, 310-328。
- 宮崎克則, 2006,「シーボルト『NIPPON』の山々と谷文晁『名山図譜』」『九州大学総合研究博物館研究報告』(4) 39-92。
- 宮家準, 1986,『修験道辞典』東京堂出版。
- , 2019,『日本の仏教と修験道』春秋社。
- 宮本袈裟雄, 2023,『天狗と修験者 山岳信仰とその周辺』法蔵館。
- 牟礼町史編集委員会, 1972,『牟礼町史』牟礼町役場。
- , 1993,『牟礼町史』牟礼町。
- 牟礼町文化財保護協会編, 2001,『牟礼町の石仏ーふるさとの語り語ー』牟礼町教育委員会。
- , 2004,『牟礼町の石造物』牟礼町教育委員会。
- 山本光正, 2010,「旅行案内書の成立と案内」『国立歴史民俗博物館研究報告書』(155) 109-35。
- 横山流星, 1920,『淫上邪教と迷信』出版社。
- リクルート, 2017,「高松市の山岳 五剣山 五剣山の口コミ」『じゃらん』(2024 年 3 月 22 日取得 http://www.jalan.net/kankou/spt_37342ab2010002534/kuchikomi/0002629504/?screenId=OUW2202)。
- 国立国会図書館デジタルコレクションの参考資料
- 上田維暁, 1890,『日本名所図会: 内国旅行 巻之 7』青木孝三郎。

歌川広重, 1860, 『諸国名所百景』 魚栄.
 大阪商船株式会社編, 1913, 『瀬戸内海航案内』 大阪商船株式会社.
 大野新助, 1912, 『関西地方遊覧案内』 大野新助.
 大橋乙羽, 1899, 『千山万水 続』 博文館.
 大森金五郎, 1921, 『大日本全史 中巻』 富山房.
 岡村邁, 1879, 『日本地誌略字引: 改正絵入』 浜本伊三郎等.
 香川幹一, 1956, 『学生の日本地理: 最新版』 清水書院.
 小林房太郎, 1915, 『新地理日本中学用』 文学社.
 小林藤八, 1919, 『讃岐名鑑』 大鏡閣.
 西荻書店編集部, 1951, 『修学旅行ハンドブック』 西荻書店.
 讃岐郷土研究会編纂, 1986, 『讃岐郷土読本』 丸山学芸図書.
 志賀重昂, 1894, 『日本風景論』 政教社.
 師範学校編, 1876, 『本地誌略: 釅刻 3 山陰道, 山陽道, 南海道, 西海道』 文求堂明.
 時事新報家庭部編, 1930, 『旅の小遣帳』 正和堂書房.
 ジャパン・ツーリスト・ビューロー, 1928, 『旅程と費用概算』 ジャパン・ツーリスト・ビューロー.
 鈴木博雄編, 1985, 『原点・解説日本教育史』 日本図書文化協会.
 竹内霞溪, 1919, 『海岸めぐり』 三徳社.
 谷口流鶯, 1901, 『日本廻遊修学旅行』 文陽堂.
 谷口梨花, 1921, 『春夏秋冬何処へ向かうか』 博文館.
 谷文晁, 1970, 『日本名山図会』 国書刊行会.
 田山花袋, 1917, 『山へ海へ』 春陽堂.
 田山宗曉編, 1912, 『日本写真帖』 ともゑ商会.
 角田政治・橋本辰彦, 1927, 『中等参考趣味の日本地理 改訂』 三友社.
 津田房之助, 1902, 『全国漫遊最新名勝案内』 松栄堂.
 土橋鶴三, 1876, 『改正日本地誌略字引: 絵入 巻之3』 明書楼.
 鉄道院編, 1910, 『鉄道院線沿道遊覧地案内』 鉄道

院.
 ———, 1914, 『鉄道旅行案内』 鉄道院.
 ———, 1915, 『鉄道旅行案内』 鉄道院.
 ———, 1916, 『鉄道旅行案内』 鉄道院.
 ———, 1917, 『鉄道旅行案内』 鉄道院.
 ———, 1918, 『鉄道旅行案内』 鉄道院.
 鉄道省, 1933, 『景観を尋ねて』 鉄道省.
 速水岩吉編, 1877, 『画引日本地誌略 巻之3』 鴻宝堂.
 日本交通公社関西支社, 1960, 『週末旅行 (関西)』 日本交通関西支社.
 日本修学旅行協会, 1981, 『修学旅行』 (29) (7).
 日本山書の会, 1972, 『北の山と人: その登山史的展望』 日本山書の会.
 林莊太郎編, 1874, 『小学帖』 山村金良.
 ———, 1894, 『全国鉄道賃金所旧跡案内』 林莊太郎.
 前川一郎編, 1886, 『地理の大要 巻中』 錦森閣.
 松井惟利, 1877, 『日本・万国地誌略字引』 稲田佐兵衛.
 松村明監修, 1995, 『大辞泉』 小学館.
 松本謙堂編, 1896, 『日本漫遊案内 旅行錦囊』 飯田信文堂.
 三省堂編輯所, 1929, 『分り易く・覚え易い日本地理の研究』 三省堂.
 山上萬次郎, 1896, 『新撰日本地理 日本之部』 富山房書.
 渡辺公平, 1956, 『修学旅行 (アサヒ相談室)』 朝日新聞社.

九州大学付属図書館デジタルアーカイブス閲覧資料
 Philipp Franz von Siebold, 1832, 『NIPPON』 Atlas.2
 九州大学付属図書館「NIPPON Atlas2」
<https://hdl.handle.net/2324/1906466>

京都大学貴重資料デジタルアーカイブ閲覧資料
 義元優婆塞『役行者本記』.

※天平2(731)年・天平勝宝5(754)年等の書写奥書あり.

〈研究資料〉

五島列島・堂崎天主堂が所蔵する 「マリア観音」の概要調査資料

——潜伏キリシタンが信仰したマリア観音の整理・理解に向けた着手点として——

仲野 純章・松浦 哲郎
岩波智代子

要旨：キリスト教禁教政策下において、潜伏キリシタンが崇拝したいわゆるマリア観音の分類は学術的にも十分なされてはいない。そうした中、マリア観音の整理・理解に向けた着手点として、五島列島・堂崎天主堂が所蔵する比較的大規模な量の「マリア観音」に着目し、その概要調査を開始した。今回、大きさや質量などといった外形的・物質的な項目に焦点を絞った調査を行い、堂崎天主堂が所蔵するこれら「マリア観音」の全体把握に資する資料を得た。今後、これらの中で厳密な意味での「マリア観音」がどれであるかを精査するため、各像が堂崎天主堂所蔵に至った来歴などといった項目も調査していく必要がある。

1 緒 言

筆者らは、浦上四番崩れで長崎・浦上地区の潜伏キリシタン（以下、浦上キリシタン）が流配された地・奈良県大和郡山市⁽¹⁾で見いだされた観音像（以下、石像）が、長崎由来の貴重なマリア観音⁽²⁾であるかを追究しており、奈良文化財研究所とも連携しながら、上記石像の内部材質や表面残存塗料といった材料工学的見地からの分析を主軸に調査・研究を進めてきた（上梶・仲野・岩波・松浦・上梶，2024）。上記石像については、かつて長崎奉行所が収納し、現在、東京国立博物館に所蔵されているマリア観音（重要文化財／列品番号 C-649）と複数の点で類似点（材質・構図・大きさ・色調・残存塗料など）が認められる。そのため、調査・研究にあたっては、東京国立博物館所蔵のマリア観音をベンチマークとして重要視し、それとの対比を意識しながら、上記石像が長崎由来のマリア観音であるかどうかという文化財的価値の見極めを目指している。

一方で、マリア観音の分類は学術的にも十分なされてはいない。上述の調査・研究を推進していくにあたっては、石像そのものを追究することと

並行して、長崎のマリア観音の整理・理解を並行して行っていくことも望まれ、その初発の対象として、五島列島・堂崎天主堂（長崎県五島市奥浦町堂崎）が所蔵する「マリア観音」に着目した。

五島列島は長崎の潜伏キリシタンの歴史とも深く関わり、長崎県本土から移住した潜伏キリシタンの集落も多く形成されてきた（高場・原・甲斐，2024）。キリスト教禁教令が廃止され、弾圧が解かれた年である1873年（明治6年）には、フランス人宣教師フレノ神父が五島列島に招かれ、今の堂崎天主堂が建つ堂崎の浜辺において五島列島で初めてクリスマスミサが捧げられた。そして、弾圧後の五島列島における宣教活動の拠点として、1879年（明治12）、パリ外国宣教会のマルマン神父によって建立された仮聖堂に始まり、後任のペルー神父によって建替えられて、1907年（明治40）に堂崎天主堂が完成した。堂崎天主堂は、そうした経緯によって五島列島で最初に建てられたレンガ造りの聖堂であるが（図1）、その内部には、弾圧時代から明治以降の信仰の歴史を物語る多種多様な資料が所蔵されている。そして、そうした所蔵物の一部として、「マリア観音」も数十体と比較的大規模に存在する。しかし

ながら、堂崎天主堂が所蔵する「マリア観音」については、これまで十分な調査がなされたことはなく、その様相も詳報されてこなかった。また、像ごとの来歴調査なども殆どなされておらず、厳密な意味での「マリア観音」がどの程度存在するのかも明らかでない。加えて、各像に付与された名称も統一されておらず（「マリア観音」「マリア像」「母子観音」「黒炭観音」「竹の子観音」「雲上観音」など）、名称面でも分類や共通化の余地がある。



図1 堂崎天主堂外観

以上のことを踏まえ、今回、堂崎天主堂が所蔵する比較的大規模な量の「マリア観音」に対する概要調査を開始することとした。当該調査は、長崎のマリア観音の整理・理解、ひいては広く潜伏キリシタンが信仰したマリア観音の整理・理解に向けた着手点となり得るという点に加え、堂崎天主堂が所蔵する「マリア観音」の様相を報告することを通じて関連の調査・研究を促すという点でも、学術上、意義は大きい。

2 方 法

堂崎天主堂が所蔵する「マリア観音」の概要調査を行うにあたり、今回は、大きさや質量などといった外形的・物質的な項目に焦点を絞り、堂崎天主堂所蔵の「マリア観音」に対する全体把握を

図った。なお、これらの中で厳密な意味での「マリア観音」がどれであるかを精査するためには、各像が堂崎天主堂所蔵に至った来歴などといった項目も調査していく必要があるが、こうした潜在情報を掘り起こしていくには調査範囲が極めて広くなることが予想され、また、相応の調査期間も必要となることから、次段階の課題として切り分けた。

2.1 手続き的準備

調査に先立ち、堂崎天主堂との間で「連携確認書」を策定し、取り交わした。具体的には、堂崎天主堂が所蔵する「マリア観音」のハンドリングや写真撮影を含む調査、及び調査結果に関する学術・広報目的での情報公開について、筆者－堂崎天主堂間で確認・合意する文面を策定し（2024年10月23日）、下記調査実施日に取り交わした。

2.2 調査実施日・場所

調査は、2024年11月16日、堂崎天主堂内部（図2）において実施した。



図2 堂崎天主堂内観

2.3 調査対象

堂崎天主堂所蔵品の中から、構図的に一般的なマリア観音と大きく異ならない44体を見極め、これらを調査対象とした。また、堂崎天主堂が所蔵する「マリア観音」のうち1体が奈留島世界遺産ガイダンスセンター（長崎県五島市奈留町浦）に預けられており、これについても調査対象に含めた。なお、堂崎天主堂所蔵品の多くは、個別に

名称が付与されているが、必ずしも「マリア観音」との名称ではなく、他の名称（「マリア像」「母子観音」「黒炭観音」「竹の子観音」「雲上観音」など）も用いられている。このことを考慮し、次に記すように、堂崎天主堂での付与名称も調査項目の一つとした。

2.4 調査項目

上述の合計 45 体に対する調査項目として、次に示す (1)～(5) を設定した。奈留島世界遺産ガイダンスセンターに預けられている 1 体については、その保管・展示委託元である五島観光歴史資料館³⁾に対し、これらの調査項目に関わる情報提供を依頼した。(2) は写真撮影により記録し、(3) は筆者らによるハンドリングと目視確認により推定した。また、(4) の計測には一般的なメジャーを用い、(5) の計測には質量計 (KS-829,

- ドリテック) を用いた。
- (1) 堂崎天主堂での付与名称
 - (2) 外観
 - (3) 推定材質
 - (4) 高さ方向概寸
 - (5) 質量

3 結果と考察

調査結果の一覧を表 1 に示す。表 1 に示すように、推定材質としては白磁、陶器、金属、木の 4 種あり、そのうち白磁（全体の 51.1%）と陶器（全体の 31.1%）が大半を占めた。なお、調査対象の中には、堂崎天主堂で個別の名称が付与されていないものもあり、これらについては、表 1 内の「堂崎天主堂での付与名称」は（不詳）と表記した。

表 1 堂崎天主堂が所蔵する「マリア観音」の概要

No.	堂崎天主堂での付与名称	外観	推定材質	高さ方向概寸 [cm]	質量 [g]
1	マリア観音像 (子抱き姿・座像)		木	27.0	199.5
2	(不詳)		白磁	11.7	167.4
3	(不詳)		白磁	13.4	101.2
4	(不詳)		白磁	6.7	21.1
5	(不詳)		磁器 (色絵)	17.6	308.5
6	マリア母子像		陶器	16.0	286.2

7	黒炭観音		木	19.1	633.5
8	竹の子観音		木	27.2	594.0
9	書巻き観音		陶器	26.8	879.0
10	マリア像		木	32.6	858.0
11	母子像		陶器	32.4	271.0
12	母子観音		陶器	9.7	165.2
13	母子観音		陶器	9.7	117.1
14	雲上観音		陶器	14.7	287.6
15	マリア像		陶器	25.6	292.9
16	マリア観音		陶器	20.4	408.0
17	母子観音		白磁	12.8	255.0
18	母子観音		白磁	12.9	276.8

19	母子観音		白磁	12.7	307.0
20	母子観音		白磁	12.7	275.0
21	母子観音		白磁	12.9	310.5
22	母子観音		白磁	24.0	618.5
23	マリア観音		白磁	14.3	252.3
24	母子観音		白磁	11.3	185.3
25	母子観音		白磁	11.0	205.3
26	マリア観音		金属	12.3	521.0
27	(不詳)		陶器	7.8	49.5
28	(不詳)		陶器	13.6	251.3
29	マリア観音		白磁	36.0	1690
30	マリア観音		白磁	12.9	121.6

31	マリア観音		白磁	19.8	218.5
32	(不詳)		白磁	10.8	166.7
33	(不詳)		金属	5.7	61.6
34	(不詳)		陶器	13.9	204.3
35	マリア観音		白磁	20.9	420.0
36	母子観音		木	19.9	165.0
37	木根座の母子観音		木	26.7	672.5
38	(不詳)		陶器	23.0	740.5
39	マリア観音像		陶器	23.1	1057.5
40	マリア観音像		白磁	18.0	429.0
41	マリア観音像		白磁	28.5	532.5
42	(不詳)		白磁	21.3	408.0

43	母子観音像		白磁	36.0	2204
44	納戸神		陶器	7.4	86.9
45	ハントマルヤ像		白磁	18.8	299.0

(※No.45 は奈留島世界遺産ガイダンスセンターにて保管中／画像提供：五島観光歴史資料館)

表 1 の合計 46 体について、推定材質ごとの高さ方向概寸と質量の関係性を図で示すと図 3 のようになる。調査対象はいずれも構図的に一般的なマリア観音と大きく異ならないものとしたこともあり、推定材料が同じものの間では、高さ方向概寸と質量に正の相関が見られる。また、推定材質として大半を占めた白磁や陶器では、高さ方向概寸に大きな幅があることも再確認される。

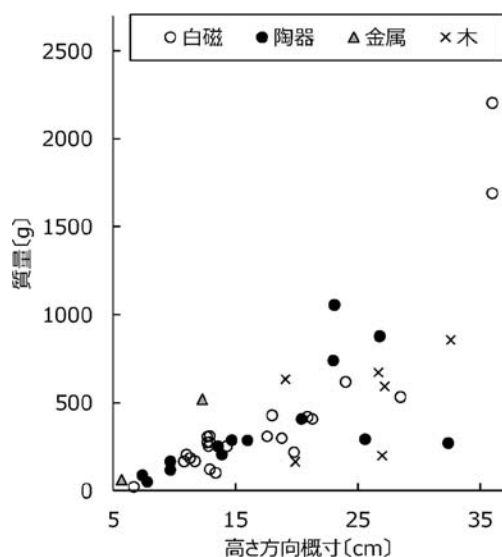


図 3 堂崎天主堂所蔵の「マリア観音」における推定材質ごとの高さ方向概寸と質量

4 結 言

潜伏キリシタンが崇拝したいわゆるマリア観音

の分類は学術的にも十分なされていない中、五島列島・堂崎天主堂が所蔵する比較的大規模な量の「マリア観音」に着目し、その概要調査を開始した。今回、大きさや質量などといった外形的・物質的な項目に焦点を絞った調査を行い、堂崎天主堂が所蔵するこれら「マリア観音」の全体把握に資する資料を得た。今後、各像が堂崎天主堂所蔵に至った来歴の情報を調査する、あるいは他所の類似品から各像の素性を類推していくなどして、堂崎天主堂所蔵の「マリア観音」について、どれが厳密な意味での「マリア観音」であるか精査していく必要がある。また、それと並行して、各像に与えられている名称についても分類や共通化（整理）の提案ができればと考えている。

上述のように、本調査は長崎のマリア観音の整理・理解、ひいては広く潜伏キリシタンが信仰したマリア観音の整理・理解に向けた着手点として位置付けており、今後、その調査対象も拡大していく予定である。

謝辞

本調査にあたっては、カトリック長崎大司教区・中村倫明大司教のお力添えの下、堂崎天主堂に全面的に協力頂いた。五島観光歴史資料館には、奈留島世界遺産ガイダンスセンターに預けられているマリア観音の情報提供に関して協力頂いた。本調査は四天王寺大学共同研究助成（共同研究－第 10 号）による助成の下で推進した。ここに記して、感謝の意を表する。

註

- (1) 仲野・松浦（2024）でも紹介したように、浦上四番崩れは浦上地区でなされた大規模な宗教弾圧事件の一つであり、浦上一番崩れ（1790年）、浦上二番崩れ（1842年）、浦上三番崩れ（1856年）に続くものである。浦上四番崩れでは、棄教を迫られた浦上キリシタン約3400人が全国に流配され、当時郡山藩の施政下にあった大和郡山市にも男39人、女47人の合計86人が流配された（谷山，2020；大和郡山市，2022）。郡山藩預かりの浦上キリシタンに関する足取りは大まかには把握されているものの、詳細には不明な点が多く、足取りに関連した具体的な資料・遺物が極めて少ないというのが実態である（鎌田，2009；柳澤，2020）。
- (2) 聖母マリアに擬して潜伏キリシタンが崇拝した観音像は一般的にマリア観音と称され、奈良県大和郡山市で見いだされた石像は、「保管場所・保管形態（屋根裏納戸・炭鉢に保管）」「石像のあった古民家と綿町収容所の距離の近さ」「長崎奉行所収納のマリア観音（特に、東京国立博物館所蔵のマリア観音（列品番号 C-649））との類似性」などの観点から、浦上キリシタンとの関連性を有するマリア観音像であることが期待されている。
- (3) 奈留島世界遺産ガイダンスセンター、及び五島

観光歴史資料館は共に五島市所管の施設である。

参考文献

- 鎌田佳子（2009）「浦上村キリシタン流配事件－大和郡山藩の事例－」『立命館文學』第612号，11-20.
- 仲野純章・松浦哲郎（2024）「明治期の奈良地方紙『日新新聞』におけるキリシタン関連記述調査」『龍谷大学社会学部紀要』第65号，55-58.
- 高場智博・原裕太・甲斐智大（2024）「五島列島福江島における潜伏キリシタン集落の立地と視認性－仏教集落の比較を通して－」『日本地理学会発表要旨集』313.
- 谷山正道（2020）「浦上キリシタンの配流と郡山」『奈良県立同和問題関係史料センター研究紀要』第24号，1-32.
- 上相英之・仲野純章・岩波智代子・松浦哲郎・上相真之（2024）「大和郡山市より発見された観音像産地推定のための放射光CTとXRD測定」『日本文化財科学会第41回大会研究発表要旨集』184-185.
- 大和郡山市（2022）「浦上キリシタンの配流」『平和のシンボル，金魚が泳ぐ城下町－郡山の歴史と文化－』277-283.
- 柳澤保徳（2020）「幕末から明治初年の郡山藩」『第22回こおりやま歴史フォーラム資料－浦上キリシタンと大和郡山－』3-9.

〈研究ノート〉

障害児保育における保育対象と方法の変化

——厚生労働省通知文に基づく制度的整理（1974～2003年）——

伊 達 諒

要旨：本研究は、日本における障害児保育制度の歴史の変遷を整理し、国の政策や対応の変化を考察することを目的としている。1965年の母子保健法制定により、障害児への関心が高まり、1973年の中央児童福祉審議会の答申を契機に、障害児保育の方針は「特別な対策」から「保育」へと転換された。本研究では、1974年から2003年の一般財源化までの厚生労働省（旧厚生省）の通知・通達を分析し、障害児保育の対象や保育方法の変遷を整理した。1974年には4歳以上の軽度障害児を対象に開始され、1978年には中程度障害児まで対象が拡大された。1995年には「特別保育事業」に位置づけられ、2003年には一般財源化された。この間、加配保育士の配置推進や保育内容の充実が図られた一方で、重度障害児への対応や医療的ケアが必要な子どもへの支援には課題が残された。現在も障害児保育のさらなる質の向上と、すべての子どもが安心して過ごせる環境づくりが求められている。

I. 研究の目的と背景

本研究の目的は、日本における障害児保育制度の歴史の変遷をたどり、国の政策および対応の変化を整理することである。この整理を通じて、障害児保育が現在に至るまでにどのように発展してきたのかを明らかにし、今後求められる障害児保育の在り方について検討する。

今日に至るまで、障害児保育の歴史の変遷に関する研究は、これまでに多く蓄積されてきた。以下に、その代表的な研究を概観する。

櫻井（2019）は、障害児保育の歴史変遷について「1970（昭和45）年代以前の障害幼児がどのように保育の対象となったのか、その過程を整理している。整理を行ったことにより、障害幼児の指導方法や指導実践について、当時どのようなカリキュラムや指導計画に基づいて保育が行われていたのかを明らかにしていくこと、障害児保育制度の確立と拡充に一定の役割を果たしていたとされる母子グループにおいて、どのような指導がなされていたのかという具体的な保育内容や指導実践の解明を今後の課題」と述べている。

酒井（2007）は、障害児保育の歴史変遷につい

て名古屋市の障害児保育制度の発展過程と課題について明らかにしている。「名古屋市における障害児保育の経過と制度的発展過程を『第1期 1971年～1973年－名古屋市児童福祉審議会の答申以前の障害児保育』『第2期 1974年～1976年－障害児保育指定園制度の実施』『第3期 1977年～1988年－名古屋市児童福祉審議会の答申と公立保育所の障害児保育の開始』『第4期 1989年～1996年－指導委員会の『自閉症候群の判定基準の検討』『第5期 1997年～2004年－児童福祉法改正と障害児保育の人的整備』『第6期 2005年度～－名古屋市の保育所人権保育指針の制定と実施へ』の全6期に整理している。整理を行ったことにより、名古屋市の障害児保育制度は、統合保育の推進において積極的な取り組みが確認された。一方で、①入所定員の増加、統合保育体制の人的整備、②統合保育研修のあり方の検討や正規保育士と嘱託職員の連携の在り方、保護者との連携、③就学前教育と小学校の特別支援教育との連続性を課題」について述べている。

田中（2013）は、障害児保育に関する歴史変遷について「1960～1970年代の幼稚園における障害児保育から、一斉保育では受け止めきれなかつ

た障害幼児を受け止めつつすべての幼児への保育を充実させることへとつながっていった」と述べている。

先行研究を概観すると、指導方法・指導実践が、障害児保育制度の確立と拡充されてきていることが明らかになっている。また、制度的発展過程を区分し、整理することで今後必要となる主な研究課題を示すことを可能としている。

これらのことから、障害児保育制度の変遷を確認し、視点を定めることで、これまでの取り組みを確認することができるとともに、今後必要となる研究課題を示すことができる。

一方で1965（昭和40）年代における日本では、1955（昭和30）年代から引き続き高度経済成長の中、第2次ベビーブームが訪れ、毎年200万人子どもが出生した。人口が急増する一方で、死産、早期新生児死亡未熟児、心身障害児の出生等が諸外国と比べて高いといった医療、福祉の問題がより顕在化されることとなった⁽¹⁾。日本は、胎児期の妊産婦対策が必要となったことから、1965（昭和40）年に母子保健法を制定し、妊娠中の母子健康管理強化を図った。母子保健法の制定により、母子保健への重要性が認識されるようになった。出産に伴うリスクの対象として、「心身障害児」の存在が挙げられる。

1972（昭和47）年10月27日、厚生大臣（当時）の「今後における児童及び精神薄弱者⁽²⁾の福祉に関する統合的、基本的方策」についての諮問を受け、中央児童福祉審議会は、1973（昭和48）年11月27日に、「当面推進すべき児童福祉対策についてⅢ」において、多様化する保育需要についての改善が述べられており、「乳児保育」「無認可保育施設の解消策」「心身障害児の保育」「保母の増員」が挙げられている。【資料1】

1973（昭和48）年、中央児童福祉審議会による「心身障害児への保育」に着目すると、それまで障害児に対しては、心身の障害の種類や程度に応じた「特別な対策」が必要であるという考え方が主流であった。そのため、「保育」と「特別な対策」は別のものとされ、障害児への保育の実施には至らなかった。さらに、障害児への保育提供の困難さや事故発生への不安から、保育所におけ

る障害児の受入れには消極的な側面があった⁽¹⁾。

そこで中央児童福祉審議会は、障害児に対する一般社会の理解が進むにつれ、障害児と一般の児童が共に保育を受けることで、障害児への理解が深まり、障害児自身の発達が促進されることが期待を示していた⁽¹⁾。こうして、「特別な対策」から「保育」へと方針が推進される動きが見られた。その一例として、滋賀県大津市は、1973（昭和48）年を「保育元年」と位置づけ、障害児に関する制度が整備されていない状況の中で、全国に先駆けて保育を希望する障害児全員を保育所や幼稚園に受け入れる取り組みを行っていた。このように、中央児童福祉審議会の答申が行われている中、障害児保育の実践を都道府県や市町村単位で独自に促進していた存在もある。

Ⅱ. 研究方法

本研究では、1974（昭和49）年から2003（平成15）年における障害児保育制度の政策的変遷とりわけ2003（平成15）年の一般財源化に至る過程を明らかにすることとし、厚生労働省（旧：厚生省）から発出された障害児保育に関する通知・通達文書を収集・分析した。

対象とした1974（昭和49）年から2003（平成15）年の期間は、日本における障害児保育制度の基盤が整備され、その後の制度展開の土台が築かれた重要な時期である。この間、障害児保育は「特別な対策」から「障害児保育」へと性格を変化させていった。1974（昭和49）年の「障害児保育事業実施要綱」に始まり、1995（平成7）年には「特別保育事業」の一環として制度的に位置づけられ、最終的には2003（平成15）年の一般財源化へと至った。このような制度的変遷の中で、制度支援の枠組みや対象児童の範囲、保育方法などに大きな変化が見られた。

こうした変遷は、障害児を「福祉の対象」から「共に育つ保育の対象」へと再定義するものであり、障害児保育の公的制度化における重要な転換点であった。本研究では、制度的変遷を明らかにするために、①対象児童の変化、②障害児に対する保育方法の変遷の2つの視点から分析を行った。

資料 1 国立社会保障・人口問題研究所 (一部筆者により略, 下線部は筆者により加筆)

Ⅶ. 4. 18. 中央児童福祉審議会

当面推進すべき児童福祉対策についてⅢ

(48. 11. 27.)

I 多様化する保育需要について

近年における保育への要望, 需要をうかがうに, 単にこれまでみられた保育所の増設, 保育内容の充実というにとどまらず, 乳児保育の拡充, 心身障害児保育の実施など, 保育需要はますます多様化しつつある。

このように多様化した需要をそのまま受け入れて, これに直ちに対応すること軋必ずしも乳幼児の福祉を増進することに結びつくとは考えられないが, 必要と判断される限りにおいて, これらの需要に善処する必要がある。

1 乳児保育 (略)

2 無認可保育施設の解消策 (略)

3 心身障害児の保育

(1) 障害児についての従来の考え方においては, その心身の障害の種類と程度に適応した特別な対策が必要とされてきた。

しかし, 最近障害児に対する一般社会の理解, 早期発見, 早期指導の施策が向上してきたことに伴い, 障害の種類と程度によっては障害児を一般の児童から隔離することなく社会の一員として, むしろ一般の児童とともに保育することによって障害児自身の発達が促進される面が多く, また, 一般の児童も障害児と接触する中で, 障害児に対する理解を深めることによって人間として成長する可能性が増し, そのことがまた福祉の理念の涵養にも資する面が多いことが, いくつかの実践例で示されている。そして, これを障害児の福祉の増進を図る今後の新しい方策とすべきであるという認識が広まり, 障害児保育の実施に対する社会的要請は, 高まってきていると考えられる。

(2) 保育所の実情をみると障害児の保育についての困難, 事故発生に対する不安などのゆえに障害児の受入れについてはむしろ消極的な傾向がみられた。しかし, 前述の認識に基づくならば, 今後は可能な範囲で障害児の受入れに必要な諸条件を整えて, 保育に欠ける障害児の保育が実施できる方策を具体化することが必要である。

(3) しかし障害児については, 障害の種類が多く, またそれぞれについて, 程度の違い更に重複障害などさまざまである。それらの保育に欠ける障害児のすべてを直ちに受け入れる適切な諸条件を保育所に整備することは, 現在の保育所の機能と役割からみて困難が多い。

以上の点を考慮するならば, 対象児の種類および程度について慎重に検討し, さしあたり, 障害の種類を限定的に考え, 一般の児童とともに集団保育することにより, 健全な情緒, 社会性等の成長発達を促進する可能性が大きく期待できる程度の障害児をまず保育所に受け入れて適切な保育を行なう方策を具体化すべきであり, どの程度の障害児を受け入れ得るかについても今後検討を進めるべきである。

(4) このようにみえてくると, 障害児保育は対象とすべき児童, 実施場所と実施主体, 設備, 職員, 保育方法, 入所児童の判別と措置決定等その具体的方策について, 十分検討しそのための経費の助成を行なう必要がある。

この2つの視点を設定した背景には, 「混合保育」の導入や「加配保育士」制度の整備といった施策が, 今日においても継続的に重要な意味をもっているという認識がある。

さらに, 近年では医療的ケア児の受け入れや, 多様な支援ニーズへの対応が求められており, こ

うした文脈において本研究で明らかにする制度的変遷の理解は, 今後の制度設計や実践の方向性を考察するうえでも極めて意義深い。すべての子どもが安心して過ごせる保育環境の実現に向けて, 過去の制度的変遷から学び, 包摂的な保育のあり方を再構築することは, 現在の重要な課題であ

る。

分析の結果、1974（昭和49）年には厚生省児童家庭局長より「障害児保育事業の実施について」の通達が発出され、「障害児保育事業実施要綱」に基づき事業が開始された。当初は、障害の程度が軽く、集団保育が可能な4歳以上の精神薄弱児や身体障害児が対象とされており、障害の種別や年齢に一定の制限が設けられていた。

その後、1978（昭和53）年の「保育所における障害児の受入れについて」に関する通達により、対象となる障害の程度が中程度まで拡大され、障害の特性に配慮した保育の必要性が明記された。1995（平成7）年には、障害児保育事業が「特別保育事業」の一環として制度化され、1998（平成10）年には「障害児保育対策事業実施要綱」に基づき事業が実施されるようになった。

そして2003（平成15）年には、同事業が一般財源化され、対象児童の範囲がさらに広がるとともに、保育所における加配保育士の制度が推進されるに至った。

このように、本研究の対象期間を通じて形成された障害児保育の枠組みは、現代における「インクルーシブ保育」の実現に向けた重要な基盤となっている。

なお、分析対象とした通知・通達文書は、厚生省および厚生労働省から発出された文書のうち、障害児保育の対象者および保育方法に関する制度的変化が明確に示されたものに限定した。通知文の選定にあたっては、①対象児童の範囲（障害の種別・程度）、②保育方法（混合・分離の形態、保育士配置基準）、③財政的支援の変化（加配措置や助成制度等）の視点から内容を精査し、制度設計上重要と判断されるものを抽出した。

分析枠組みとしては、「保育の対象者の拡大」と「保育方法の変遷」という2つの軸を設定した。これらは、障害児保育における理念や制度的方向性を把握するうえで不可欠な観点である。また、分析の便宜と制度内容の明確化を図るため、対象期間を以下の三期に分類して検討を行った。

障害児保育の開始期（1974～1977年）：制度の創設期。対象は軽度障害児に限定され、保育方法として混合保育が初めて導入された。

対象児童の拡大期（1978～1997年）：通知により対象が中程度障害児に拡大され、制度的な包摂が進むとともに、混合保育が基本となった。

加配保育士の開始期（1998～2002年）：特別保育事業の導入により、加配保育士制度が整備され、財政支援が本格化した。

このような時期区分により、制度発展の過程を段階的に把握しつつ、制度理念や運用の変遷を明確に示すことが可能となった。

Ⅲ. 結 果

1. 障害児保育の開始期

本節では、1974（昭和49）年から1977（昭和52）年までの期間を、障害児保育の開始期として検討する。

障害児保育制度の基盤となったのは、1974（昭和49）年12月13日、厚生省児童家庭局長より各都道府県知事および各指定都市市長に対し、「障害児保育事業の実施について」【資料2】という通達が発出された。この通達を基に、各地で障害児保育の取り組みが推進された。

「障害児保育事業実施要綱」によると、対象児童は、『おおむね4歳以上の精神薄弱児、身体障害児等であって、原則として障害の程度が軽く集団保育が可能で、日々通所できるもの』とされている。障害の種別には、「精神薄弱」と「身体障害」が含まれるが、いずれも軽度の障害児が対象とされている。障害の程度を軽度に限定した背景には主に二つの理由が考えられる。第一に、障害児が保育所へ通所するためには、家庭からの通所が必要であり、重度の障害児の場合は日々の通所が困難となる可能性があることである。第二に、保育所における集団保育の実施である。三浦（2009）によると、1948（昭和23）年度から1974（昭和49）年度時点においても、保育所における4歳児以上の保育士配置基準は、「30人につき1人」とされていた。このように、1クラス30人という集団保育が基本とされている中、障害の程度が重度の場合には集団保育への適応が難しい。以上の背景から、障害児保育の対象は通所可能で、集団保育に適応できる軽度の障害児に限定されたと考察した。

資料 2 全社協保育協議会 (1976: 88-89) (下線部は筆者)

障害児保育事業の実施について

昭和 49 年 12 月 13 日

各都道府県知事及び各指定都市の市長宛

厚生省児童家庭局長通達

近年、保育需要がますます多様化する傾向にかんがみ、新たな試みとして、心身障害児の福祉の増進をはかるため、程度に軽い障害児を保育所に受入れ、一般の児童とともに集団保育することについて検討する方策として、当分の間別紙「障害児保育事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき、昭和 49 年 10 月 1 日から障害児保育事業を実施することとしたので、次の事項に留意のうえ、これが運用にあたっては遺憾のないよう配慮されたい。

- 1 障害児の入所は、施設の規模等の状況に応じ定員内あるいは定員外として行う場合には、当該保育所の保育室等の面積が児童福祉施設最低基準に定める面積を下廻ってはならないものであること。
- 2 この事業は、障害児の保育に従事する保母の人件費等に対する補助であるが、保育材料等で補助の対象とならないものについては、保護者にとって過度の負担とならないようにすること。
- 3 実施要綱の第 9 に基づく協議は、昭和 50 年 1 月 15 日までにすることとし、昭和 50 年度以降において新たに助成を受けようとする場合は、当該年度の前年度の 2 月末日までに行うこと。

障害児保育事業実施要綱

第 1 目 的

障害児保育事業は、保育に欠ける、程度の軽い心身障害を有する幼児(以下「障害児」という。)を保育所に入所させ、一般の幼児(以下「一般児」という。)とともに集団保育することにより、健全な社会性の成長発達を促進するなど、障害児に対する適切な指導を実施することによって、当該障害児の福祉の増進を図ることを目的とする。

第 2 対象児童

障害児保育事業の対象となる児童は、おおむね 4 歳以上の精神薄弱児、身体障害児等であって、原則として障害の程度が軽く集団保育が可能で、日々通所できるものとする。

第 3 対象施設及び入所人員

障害児保育事業を行う保育所は、障害児と一般児との集団保育が適切にできるよう定員おおむね 90 名以上の施設とし、対象児童の入所人員は、1 ヶ所当たり定員の 1 割程度を原則とする。

第 4 設備及び備品

障害児保育事業を行うための設備及び備品としては、保育する障害児の特性に応じ、便所等の設備のほか、必要な遊具、訓練器具等を設けるものとする。

第 5 職 員

障害児保育事業には、原則として保母 2 名を配置するものとする。なお、障害児の保育にあたる保母は、適宜必要な研修を受ける等研さんに務めるものとする。

第 6 保育方法

障害児の保育は、一般児との混合又は必要に応じ障害児で編成する組によって指導を行うものとする。

また、保育にあたっては、事故の防止等安全の確保に十分留意して行うものとする。

第 7 関係機関の協力等

市町村長は、障害児の入所の決定に際し必要な障害の程度の判定等については、福祉事務所、児童相談所等による判定委員会を設ける等により関係機関の協力をうるものとし、また、当該保育所長は、入所後の保育の実施にあたって、必要に応じ関係機関に指導を求めるものとする。

第 8 国の助成等

- (1) 国は、予算の範囲内において、市町村(指定都市を除く。)が支弁した障害児保育事業に従事する保母の配置に要する費用について補助を行なう都道府県に対し、その補助した金額(当該金額が、事業に要した費用の 3 分の 2 をこえるときは 3 分の 2 に相当する金額とする。)の 2 分の 1 以内の金額を補助するものとする。
- (2) 国は、予算の範囲内において、指定都市が支弁した障害児保育事業に従事する保母の配置に要する費用に対して、3 分の 1 以内の金額を補助するものとする。

第 9 その他

都道府県知事は、本要綱に基づく障害児保育事業に対して助成を行ない、それについて国の補助を受けようとするとき(指定都市にあつては、障害児保育事業を実施し国の補助を受けようとするとき)は、あらかじめ別紙様式により厚生大臣に協議し承認を受けるものとする。

次に、障害児の保育方法については、『一般児との混合又は必要に応じ障害児で編成する組によって指導を行うもの』と示された。従来、障害児は、障害児通園施設や特殊教育諸学校幼稚部において、障害児のみの集団で教育を受けていた。しかし、障害児保育事業実施要綱では、従来の方法に加え、一般の児童と共に保育を受ける「混合保育」という新しい手法が導入された。

障害児の立場から考えると、一般の児童と同じ保育室で保育を受ける機会は、これまで制度化されていなかった。また、環境の変化に適応し、保育に慣れるまでに時間を要することが考えられる。

一方、保育士には障害児の受け入れに際して、精神発達の遅れや身体障害に関する知識や技術が求められるようになった。さらに、一般の児童と障害児が同じクラスで生活することにより、これまでにない新たな保育方法の模索が必要となった。

このように、障害児保育制度の創設は、4歳以上で集団保育が可能な軽度の精神障害や身体障害の子どもから始まった。また、保育方法として、一般の児童と一緒に保育室にて保育を受ける「混合保育」と、障害児のみによる編成を行う「分離保育」の併用が導入された。しかし、開始期の課題として、対象児童が「集団生活になじむ子ども」や「軽度の障害児」に限定されている点が挙げられる。重度の障害を伴う障害児や、喀痰吸引などの医療的ケアを必要とする障害児は制度の対象外となり、利用が制限されていた。このように、制度を利用できる障害児と利用できない障害児の間に格差が生じていた。

このように、障害児保育制度の開始は、障害児保育の第一歩として評価できる。一方で、対象児童の基準や保育方法において、一般の児童と障害児の間だけでなく、障害児同士の間にも区分が生じている点は今後の改善を必要とする課題であった。

2. 対象児童の拡大期

本節では、1978（昭和53）年から1997（平成9）年までの期間を、対象児童の拡大期として検

討する。

1978（昭和53）年6月22日、厚生省児童家庭局長より「保育所における障害児の受入れについて」【資料3】が各都道府県知事および各指定都市市長に対して通知された。この通知により、1974（昭和49）年12月13日に発出された「障害児保育事業の実施について」は廃止された。「保育所における障害児の受入れについて」において、対象児童は『一般的に中程度までの障害児と考えられ、集団保育が可能で日々通所できるもの』と定義している。従来の制度では、障害の種別として、「精神薄弱」と「身体障害」を対象とし、障害の程度についても軽度の障害児に限定されていた。しかし、今回の改正により、これまでの「身体障害」や「精神薄弱」といった障害種別の表記は廃止され、特定の障害種別に言及しない形に改められた。また、中程度の障害児まで対象が拡大されたことで、保育所では支援が必要な障害特性の幅が広がり、一人ひとりの特性に応じた配慮の重要性がこれまで以上に求められることとなった。次に、障害児の保育方法については、『障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合により行うもの』と改正された。従来は、一般の児童との混合による保育と、障害児のみで編成されたクラスによる保育の両方が実施されていたが、今回の改正により障害児のみで編成されたクラスによる保育は廃止され、一般の児童との混合による保育のみとなった。ただし、改正後も「集団生活への適応が可能であること」「障害の程度が中程度までであること」が対象条件とされたため、すべての障害児が利用できる制度とは言い切れず、制度の包摂性には課題が残されている。

その後、1980年（昭和55年）2月に再度「保育所における障害児の受け入れについて」という通知が出されたが、対象児童や障害児の保育方法に関する大きな改正は見られなかった。

さらに、1995（平成7）年4月25日に、厚生省児童家庭局長より「特別保育事業の実施について」が各都道府県知事および指定都市市長に通知された。この通知により、1980年（昭和55年）2月に通知された「保育所における障害児の受け入れについて」は、特別保育事業実施要綱におけ

る障害児保育事業として具体的に実施されることとなった。特別保育事業の実施に至った背景には、今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（以下、エンゼルプランとする）（平成 6 年 12 月 16 日厚生・文部・労働・建設 4 大臣合意）と、それを具体的に推進する「緊急保育対策等 5 か年事業」（平成 6 年 12 月 18 日厚生・大蔵・自治 3 大臣合意）の影響が挙げられる。

エンゼルプランは、少子化の進行を受けて子育て支援の充実を目的に策定された総合的な施策であり、保育サービスの拡充、地域子育て支援の環境整備、女性の就労支援などを柱としている。具体的には、延長保育や一時保育、障害児保育の推進、地域子育て支援センターの設置促進、育児休業制度の推進などが含まれている。

一方、「緊急保育対策等 5 か年事業」は、エンゼルプランの目標を具体的に実現するために、保育サービスの量的拡充と多様なニーズへの対応を

目指した施策である。主な内容として、待機児童解消に向けた保育所の受け入れ枠の拡大、延長保育・障害児保育・休日保育の強化、育児相談や一時保育など地域子育て支援の充実が挙げられる。これらの施策の相互作用により、保育行政の推進が進み、障害児保育の体制整備にも大きく寄与していた。

このように、1978（昭和 53）年に、厚生省児童家庭局長より「保育所における障害児の受入れについて」の通知が出された。この通知により、特定の障害種別に限定せず、中程度の障害児まで受け入れの対象が拡大された。また、障害特性への配慮を示しながら、一般の児童との混合（集団）保育を基本とする方向性が打ち出された。ただし、単なる混合ではなく、保育士が障害児の特性を十分に理解し、適切な配慮を行うことが求められる。

資料 3 全社協保育協議会（1976: 88-89）（下線部は筆者）

保育所における障害児の受入れについて

昭和 53 年 6 月 22 日 児発第 364 号
各都道府県知事、指定都市の市長宛
厚生省児童家庭局長通知

保育所における障害児の受入れについては、国としても昭和 49 年度から試行的に助成措置を講じてきたところであるが、今般次の方針等によりその一層の推進を図ることとしたので、これらの事項に留意のうえその円滑な実施に努められたい。

なお、この通知は、昭和 53 年 4 月 1 日から運用し、昭和 49 年 12 月 13 日児発第 772 号本職通知「障害児保育事業の実施について」は廃止する。

第 1 方 針

- 1 保育に欠ける障害児で保育所で行う保育になじむものについては、保育所に受け入れるものとする。
- 2 保育所に受け入れる障害児は、一般的に中程度までの障害児と考えられ、集団保育が可能で日々通所できるものとする。
- 3 保育所に受け入れる障害児の数は、それぞれの保育所において障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる範囲内の人数とする。
- 4 障害児の入所に当たっては、障害児の保育について知識・経験等を有する保母がいること、障害児の特性に応じて便所等の設備及び必要な遊具等が備わっていること等受入れ体制が整っている保育所に入所させるよう配慮するものとする。
- 5 保育所における障害児の保育は、障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合により行うものとする。また、この場合事故の防止等安全の確保に十分留意するものとする。
- 6 保育所における障害児の受入れを円滑に推進するため、中程度の障害児を受け入れた場合に、国は助成措置を講ずるものとする。

第 2 国の助成（略）

資料 4 国立社会保障・人口問題研究所（一部筆者により略、下線部は筆者により加筆）

特別保育事業の実施について

平成 10 年 4 月 8 日

厚生省児童家庭局長，児発第 283 号

地域における保育需要に対応するため、かねてから「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）（平成 6 年 12 月 16 日 文部・厚生、労働・建設 4 大臣合意）」及び「当面の緊急保育等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策 5 か年事業）（平成 6 年 12 月 18 日 大蔵・厚生、自治 3 大臣合意）」に基づき、保育所における特別保育事業の推進に努めてきたところであるが、今般の児童福祉法の改正の趣旨を踏まえ、利用者の利便に配慮した保育サービスの総合的な展開を図る観点から、別紙のとおり「特別保育事業実施要綱」を定め、平成 10 年 4 月 1 日から実施することとしたので、通知する。

なお、これに伴い、平成 7 年 4 月 25 日 児発第 445 号 本職通知「特別保育事業の実施について」及び昭和 55 年 2 月 22 日 児発第 92 号 本職通知「保育所における障害児の受け入れについて」は、平成 10 年 3 月 31 日限りで廃止する。

おって、延長保育等促進基盤整備事業の平成 10 年度の取扱いについては、予算編成日程等により特にやむを得ない理由がある場合には、別添 1 延長保育等促進基盤整備事業実施要綱の定めに関わらず、補助対象とすることとする。

ただし、この場合にあって、今回の見直しの趣旨を踏まえ、保育所の創意工夫や利用者の利便に資するよう規制の緩和や手続きの簡素化等に取り組むとともに、利用者の利用に支障を及ぼさない範囲で年度途中においてできる限り早急に実施要綱に基づき事業の仕組みを見直すこととする。

〔別添 6〕

障害児保育対策事業実施要綱

1 趣旨

障害児の保育を推進するため、障害児を受け入れている保育所に対し保母の加配を行うことにより、障害児の処遇の向上を図るとともに、障害児保育を行うために必要となる設備基準等に助成することにより実施保育所の拡大を図る。

2 実施主体

本事業の実施主体は、市町村（特別区を含む、以下同じ。）とする。

3 障害児保育事業

(1) 対象児童

保育に欠ける障害児であって、次の①及び②に該当するものであること。

① 集団保育が可能で日々通所できるもの。

② 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象障害児（所得により手当の支給を停止されている場合を含む。）

(2) 対象保育所

① 対象保育所は、3 の（1）に該当する障害児を受け入れている保育所であること。

② 対象保育所においては、障害児の保育について知識、経験等を有する保母の配置や、障害児の特性に応じて便所等の設備整備及び必要な遊具等の購入等の受け入れ体制の整備に努めること。

(3) 事業の実施

① 対象保育所に対し、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 33 条第 2 項に規定する保母のほか障害児保育事業の実施のために必要な保母を配置すること。

② 保育所に受け入れる障害児の数は、それぞれの保育所において障害児と健常児との集団保育が適切に実施できる人数とすること。

③ 保育所における障害児の保育は、障害児の特性等に十分配慮して健常児との混合により行うこと。

4 障害児保育推進事業（略）

5 事業実施の手続き書（略）

6 費用（略）

3. 加配保育士の開始期

本節では、1998（平成 10）年から 2002（平成 14）年までの期間を、加配保育士の開始期として検討する。1998（平成 10）年 4 月 8 日、厚生省児童家庭局長より「特別保育事業の実施について」【資料 4】が通知された。「障害児保育対策事業実施要綱」によると、対象児童は、『特別児童扶養手当の支給対象障害児』とされている。従来、制度では、特定の障害種別に言及せず、中程度の障害児までを対象としていた。しかし、今回の改正により、特別児童扶養手当の支給対象障害児に合わせる形となり、障害の程度は中程度から重度まで拡大された。対象条件として、自宅から日々通所できること、集団保育を受けられることという要件には改正が見られなかったが、これらは集団保育を実施する保育所にとって当然の要件であることが改めて確認された。

次に、障害児の保育方法については、「保母の加配」を行う助成制度へと改正された。従来は、一般の児童との混合による保育が基本であり、障害児の特性等に十分配慮しながら保育が行われていた。しかし、今回の改正により、混合による保育の枠組みは維持しつつも、集団の中で個々の子どもに配慮しやすいよう、保母の加配を行うという概念へと改められた。

その後、2000（平成 12）年 3 月 29 日、厚生省児童家庭局長より、各都道府県知事、政令指定都市市長および中核市市長に対して「特別保育事業の実施について」を通知した。この通知により、「保母の加配」を「保育士の加配」へと改められた。

IV. 総括・まとめ

本研究では、日本における障害児保育制度の歴史的変遷を整理し、国の政策や対応の変化を考察することを目的としてきた。日本の障害児保育制度における対象児童は、当初、精神薄弱や身体障害を伴う軽度の障害児に限定されていた。しかし、制度の改正とともに、特別児童扶養手当の支給対象となる重度の障害児へと対象が拡大されてきたことが明らかとなった。また、障害児への保育方法については、当初、一般の児童との混合ま

たは障害児のみで編成される組による指導とする二つの方法が取られていた。

しかし、その後、徐々に一般の児童との混合による保育へと移行し、現在では保育士の加配によって障害児の特性に配慮しながら、集団保育への適応を図る形へと変遷していることが明らかとなった。

以上のような制度的変遷は、単なる制度上の技術的改正ではなく、障害児を「福祉の対象」から「共に育ちあう保育の主体」へと捉え直す価値転換の反映であったと捉えることができる。櫻井（2019）が指摘するように、1970 年代以前には家庭や地域による母子グループ等の実践が、制度の前段階として存在しており、障害児保育はそうした草の根の保育実践から発展してきた側面がある。また、田中（2013）は、障害児保育の制度化が、一般保育の内容や方法の充実にも影響を与えたとし、障害児を受け入れることで保育全体の質の向上につながったことを指摘している。

加えて、酒井（2007）が明らかにしたように、自治体レベルでの制度運用においては、人的整備や保育士研修、保護者との連携、さらには就学前後の支援の継続性といった実践的課題が制度整備とともに浮き彫りになっていた。これらの知見を踏まえると、本研究で整理した制度の変遷は、国の制度が現場の実践課題に応じて段階的に応答してきた過程でもあり、単なる時系列的整理を越えて、制度と実践の相互作用の歴史として位置づけることができる。

今後の障害児保育制度の検討にあたっては、制度設計における理念的基盤と、現場における実践との関係性を引き続き丁寧に分析していくことが求められる。

今後は、健常児と障害児それぞれに対する支援ニーズが異なることを前提としつつ、さらに多様化する保育ニーズへの対応が求められると考えられる。特に医療的ケア児のように、従来の保育方法では十分に対応できなかった新たなニーズを持つ子どもへの支援が大きな課題となる。障害児保育制度の対象児や保育の方法における変遷が示すように、今後は多職種連携を含めた柔軟な保育のあり方を模索する必要がある。

付記

本研究は、日本子ども家庭福祉学会第25回全国大会口頭発表の内容を大幅に加筆・修正したものである。

注

- (1) 衆議院 昭和30年代における優生保護法改正等の動き https://view.officeapps.live.com/op/view.aspx?src=https%3A%2F%2Fwww.shugiin.go.jp%2Finternet%2Fitdb_rchome.nsf%2Fhtml%2Frchome%2Fshiryo%2F140yuusei-houkokusho_1-4.docx%2F%24File%2F140yuusei-houkokusho_1-4.docx&wdOrigin=BROWSELINK (閲覧日: 2025年1月18日)
- (2) 当時の表現であることに配慮し、歴史的文脈に基づき原文のまま使用している

参考文献

- 石井正子 (2013) 『障害のある子どものインクルージョンと保育システム』 福村出版.
- 国立社会保障・人口問題研究所 <https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/688.pdf> (閲覧日: 2024年7月15日)
- 国立社会保障・人口問題研究所 <https://www.ipss.go.jp/publication/j/shiryou/no.13/data/shiryou/syakaifukushi/74.pdf> (閲覧日: 2025年3月17日)
- 三浦正子 (2009) 「保育所の職員配置に関する一考察ー最低基準の変遷を検討してー」『現代教育学部紀要 (中部大学現代教育学部)』1, 165-171.
- 酒井教子 (2007) 「名古屋市における統合保育の歴史と課題」『名古屋市立大学大学院人間文化研究科人間文化研究』8, 157-171.
- 櫻井貴大 (2019) 「障害児保育史研究の動向と課題」『岡崎女子大学・岡崎女子短期大学 研究紀要』52, 77-85.
- 田中謙 (2013) 「日本における障害児保育に関する歴史的研究」『保育学研究』51(3), 307-317.
- 幼児保育研究会 (1996) 『最新保育資料集 1996』ミネルヴァ書房.
- 幼児保育研究会 (2001) 『最新保育資料集 2001』ミネルヴァ書房.
- 幼児保育研究会 (2005) 『最新保育資料集 2005』ミネルヴァ書房.
- 全社協保育協議会編 (1976) 『保育施策を考えるためにー中児審・中教審等答申集ー』全国社会福祉協議会.
- 全国保育協議会編 (1981) 『保育施策を考えるために [2]ー厚生省・文部省・行営等関係資料集』全国社会福祉協議会.
- 全国社会福祉協議会保育協議会 (1975) 『1975年版 保育年報ー保育所の今日的課題ー』社会福祉法人全国社会福祉協議会.
- 全国保育協議会編 (1979) 『1979年版 保育年報ー国際児童年によせてー』社会福祉法人全国社会福祉協議会.
- 全国保育協議会 (1995) 『保育年報 1995 期待される保育所の新たな役割』社会福祉法人 全国社会福祉協議会.
- 全社協保育協議会 (1976) 『保育施策を考えるためにー中児審・中教審等答申集ー』全国社会福祉協議会.

Changes in Recipients and Methods of Childcare for Children with Disabilities:

Institutional reorganization based on Ministry of Health,
Labour and Welfare Notifications (1974-2003)

Ryo Date

This study aims at assessing historical changes in the childcare system for children with disabilities in Japan to examine shifts in national policies and responses. Interest in children with disabilities grew with the establishment of the Maternal and Child Health Law in 1965. A report by the Central Child Welfare Council in 1973 then led to a shift in the focus of childcare policy for children with disabilities from “special measures” to “childcare.” This study analyzes the notifications and directives issued by the Ministry of Health, Labour and Welfare (formerly the Ministry of Health and Welfare) from 1974 to 2003 (the year when services began to be financed from general government funds), to summarize the changes in recipients and methods of childcare for children with disabilities. In 1974, childcare services began to be provided for children with mild disabilities aged four and older. In 1978, services were expanded to include children with moderate disabilities. In 1995, services were repositioned as “special childcare programs.” In 2003, the financing of services began to be financed from general government funds. While efforts were made to deploy additional childcare staff and enhance childcare services throughout this period, addressing the needs of children with severe disabilities and providing support for children requiring medical care remained challenges. To this day, there is still a need to further improve the quality of childcare for children with disabilities and to create environments in which all children can feel safe and secure.

〈翻 訳〉

エミール・レーデラー, エミー・レーデラー・ザイトラー
『日本－ヨーロッパ』第6章(その2)

舟木 徹男・貫井 隆

1. 訳者まえがき

エミール・レーデラー(1882-1939)は、東京帝国大学でも教鞭をとった戦前ドイツの世界的な経済学者・社会学者である。前号に引き続き、彼が妻エミーと共に著した日本社会論『日本－ヨーロッパ－変容する極東』を以下に翻訳する。底本としてはドイツ語版 *Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten* (1929)¹⁾を用いる。なお、ナチを逃れてアメリカへ亡命した後に刊行された英語での改訂版 *Japan in Transition* (1938)²⁾も適宜参照する。〔 〕内の語句は、訳文において訳者が補ったものである。

今回訳出するのは、第6章「極東の国家——中国」の中盤 1/3 である。舟木が下訳を作り、その後、全体にわたる訳文修正作業を貫井と共同でおこなった。

2. 翻訳『日本－ヨーロッパ』

第6章 極東の国家——中国(その2)

広大な中国の領土では、何百万もの家族共同体の上に中央権力がゆるやかに横たわっており、これに対抗して新たな国家を形成しようとする真剣な試みが、長期にわたって成功したことはなかった。帝国権力は時に非常に脆弱であった。しかし、〔この権力が〕完全に崩壊した場合にも、その再生は妨げられなかった。長い混乱の期間が〔ドイツの〕三十年戦争の状況に似ていたような場合でも、新しい王朝の下での中央権力の形成は、何度も繰り返された。

しかし中国では、このような中央権力は、実効性があった場合でも、特殊な政治的形成物であっ

た。つまり、中国帝国は、皇帝を神格にまで高めたにもかかわらず、ヨーロッパの絶対的な君主国家とは何ら共通点を持たない。なぜなら、後者は合理的な官僚組織、経済資源のシステムティックな利用、そして何より軍事技術のダイナミックな発達に支えられていたからだ。ところが、中国の国家に目を向けてみれば——それは何物であろうか？確かに中国の国家は、名目上、自ら要求し主張するところでは、組織的かつ絶対的な中央権力であった。しかし、国家機関の網目はあまりにも粗かったため、その中をすり抜けることができる場合も少なくなかった。近代的大国は、隅に隠れた市民を最後の一人に至るまで見つけ出し、とくにその財産を探り当てるものである。そうした近代的大国と比較するならば、中国は一度も国家であったことがない。古代ローマ帝国と比較しても、中国は国家ではなかった。それは何よりも、拡張的な軍事的権力中枢を形成していなかったことによる。ローマとは対照的に、中国は常に緩い組織であった。ローマ帝国はすでに、そのすべての部分が外に向かってつながっており、帝国のすべての部分に敷かれた大規模な道路網のおかげもあって支配が可能であった。システムティックに敷設され管理されたこの道路網は、帝国のあらゆる部分と常に連絡を取り合い、恐るべき力で短時間のうちにあらゆる場所に現れるための前提条件となっていた。そのため、この道路システムが崩壊するときに、政治的崩壊が生じるときであった。そして、近代国家もまた、何よりまず連絡システムを構築するが、これがなければ、国家は崩壊し、諸地域の緩やかな集合体と化してしまう。言うまでもないことだが、資本主義の発展は交通

網を拡充し、同時に、国家権力の基盤を拡大する。また、中央権力の影響力の可能性を増大させる。

中国には〔ヨーロッパ型の国家と〕同じようなものは何もない。ここでは、天子である皇帝とともに、政府と行政の中心は北京や南京にあり、各地方とは緩やかに連絡していた。しかし、現実には政府が中央から断固たる処置をとるということは、まるで話にならない問題であった。「空は高く、皇帝は遠い〔天高皇帝远（辺境の地には中央の行政が及ばない）〕」という言葉は、ロシアよりも〔中国でのほうが〕はるかに真実だった。中央政府が自由に使える権力手段も限られていた。そのため、帝国の規模に比べて軍隊は常に弱く、とくに満洲時代〔清朝〕がそうであった。この外国の支配者は、あまりに大規模な軍事力でもって攻勢に出ることは望まず、中国人〔漢民族〕が外国人による支配に馴染めなくなるような事態を望まなかった。なぜなら、満洲族はそもそも中国の上流階級を味方につける傾向があったからだ。帝政のもとで、国家の構造自体が非常に緩んでいた。地方の行政区は、〔古代ペルシャの〕サトラップの統治領にも似て、半ば自治的な立場にあった。これら〔の行政区〕は、比較的自由に物事を管理することができた。中央から最も効果的に影響力を行使できたのは、官吏の任免を通じてであった。小さな地区の責任者に至るまで、任官はすべて北京から行われた。もっとも、下級職については、地方政府からの推薦があった。さらに、中央政府だけが、官吏の異動や昇格をおこなうことができた。結局のところ、すべての任官は3年間しか行われないため、中央への依存は永続化した。いずれにしても、2期（すなわち6年）の任期を終えた後は、異動しなければならなかった。官吏は新たな任官のために再び高額の報酬を払い、新たな環境に身を置かねばならなかった。そのため、彼らに安心感はなく、官吏は帝国全土において間接的に北京の権力を感じていた。しかし、強力な行政機構を欠いていたため、この人的な依存関係のシステムは、帝国の中央集権的な官僚主義化を意味するものではなかった。

上級官吏が出身県以外のポストにしか任命され

ないことによって、中央政府の影響力は増大し、〔地方での〕自律的な権力中枢の形成が阻害された。〔これをドイツに置き換えて言えば〕あたかもバーデンでは東プロイセン人の官吏だけが、フリースラントではバイエルン人だけが行政を担当していたようなものである。すでに述べたように、官吏が異郷人である度合があまりにも大きすぎて、彼らが〔知事として〕任官している地方の話し言葉が分からないことも多かった。知事の周りには部下として郷土の人間がいたとはいえ、知事は自分の治める土地を身近に感じるができなかった。それにもかかわらず、この〔統治〕システムが異郷人による支配とは受け取られず、一般にそれが可能であったことは、「全中国的な文化的共同性」によって説明できる。これは、文字と古典文学を通じた、すべての教養ある中国人の連帯と呼び得るものである。しかし、それは同時に、満洲族が厳格な中央集権的支配なしでやってゆく場合には、自分たちよりも優れた中国の古い文化－社会システムを温存しなければならなかったことも示している。そうした厳格な支配をするためには、実際、満洲族のもつ権力手段では十分ではなかったであろう。

*

国家の構造が緩く、ヨーロッパ的な意味での「国家意識」を一切欠いているため、〔中国では〕国家がほとんど私人の〔財貨〕獲得の場と化している。それが最も顕著に表れているのが、財政システムである。というのも、財政システムもまた、ほとんど私的領域となっているからだ。我々が記憶するローマ時代の徴税請負人や、大革命以前のフランスの徴税請負制度は、中国の徴税・会計・納税の「規律」に比べれば色褪せたものとなる。後者は実に無茶苦茶で、ほとんど出鱈目に見えるが、それでいて意図されたものである。「国家」を規定された強奪の手段と見なし、組織的に「搾取」を行なう人々にとって、税務行政が格別の魅力を持つことは不思議なことではない。〔とはいえ、〕特別な利益を得るための可能性を余すところなく利用するべく、徹底したシステム化が行われていることには驚くほかない。最も興味深い研究分野を提供するのは、古い地租 Grund-

steuer〔の制度〕である。これは、1713年に定められた税額のまま変わらず徴収されてきており、今後も継続されることになっているのだ。

地租 Landtaxe はあくまで〔税収の〕基盤にすぎない。徴税人は、「溶解手数料 meltage fee」（これをドイツ語には訳すことは不可能である）を加えたり、高額な「徴税費用」を徴収したりと、収入を増やす手段をたくさん持っている。しかし、特に好んで使われるのは、テール（大きな銀貨）で金額を規定し、それを現金（銅貨）に換算して、再びテール〔銀貨〕での支払いを要求するという手法である。この2回目の換算の際に、再び1テールがはるかに小さい額の現金〔銅貨〕と同等に扱われる⁽¹⁾（これは、例えば税額をマルクで規定し、それを〔納税者にとって〕不利なレートでドルに換算し、しかしながら納税はマルクで求めるようなものであり、〔徴税人は〕その税額を、マルクに対するドルの為替レートが高いという想定のもとで受け取るのだ！）これにより、グロテスクとも言える方法で税金を増やすことが多かった。この神秘的な数学は、小数点以下5桁まで正確に実施され、架空の割り増しは地租を最大5倍にすることができる。例えば湖南省の場合、モース⁽²⁾（ここでは彼の報告に従う）は、地租と現物税の収益を、規定された額の3倍と計算している。さらに、〔税収の〕勘定や中央政府との税収分割は完全な混乱に陥っているが、それは次のような事情による。〔まず、〕地方当局や省当局がただちに税収の一部を行政経費として手元に保持すること、〔また、〕ある省から他の省への支払いも一般的であること（原注※）、そして最後に、税収は中央政府にまとめて支払われるのではなく、個別の目的ごとに別々の額で支払われるということである。

しかし、特別な搾取 squeeze の源泉となっていたのは、〔通貨同士の〕交換であり、これは、省や地域の通貨単位の多重性によって可能となっていた。例えば、税金は「国庫テール」という単位で規定されている。それは当の地域のテールで支払われる。それが曹平（ツァオピン）・テールに交換されて上海に送られる。上海ではそれが上海テールに交換され、上海から漢口へと送られる。

そこから（手形によって）甘肅へと送られ、甘肅の当局は再び地域のテールでこれを受け取る。今や、これらは清算のために国庫テールに変換され、銀行に預けるために現地のお金に再び戻される。しかし、その後、国庫で清算するために国庫テールに戻り、そのお金を使うために地域のテールや銅貨に戻る。これは茶番劇ではなく、日常的に起こっていることだ、とモースは断言している。10回の換算は珍しいことではなく、それぞれ最低でも0.5パーセントの費用がかかる。

ここで確かなことは、〔こうした煩雑なシステムの〕利益は極めて正確に計算されており、これらの取引は「未解決の伝統の残滓」などではなく、慎重かつ強力に守られた幾多の生活基盤であるということだ。それらの維持を大いに促しているのは、あらゆる伝統に対する忠誠と敬意であることは確かである。しかし、国家意識の欠如もまた、少なくとも同程度に、その維持に寄与している。

国家によるこうした搾取は増税や行政の不備につながるに違いないという考えは、どうやら中国人の頭の中にはなかったか、あるいは、いずれにせよ実質的な改革をもたらすほどの力は持たなかったと思われる。彼らにとって、税の徴収と管理は、他の商売と同様、どの関係者も自らの「最善のもの」を得ようとする源である。ちなみに、これは、日々の行動の根本的な合理化が伴わない場合に自由競争がどこに行きつくのかを——そして純粋な倫理原則の「生産性」を——示す、ひとつの例である。

このように、実際のところ、税務行政は納税義務者から組織的に強奪するための大規模なシステムのように機能している。実際に支払われた金額のうち、北京にまで行きつくのはごくわずかである。確かに、中国の予算の謎を見通すことは不可能である。しかし、最善の典拠から推定できるのは、〔辛亥〕革命以前の地租は2,600万テールのみが「公式の収入」であったこと、〔しかし〕実際には「付随的料金」を含めて1億200万テールが納税者によって支払われていたこと、および、経済的には約4億テールを地租として徴収することが可能であったことである。

これらのデータは、同時に次のことを示している。すなわち、(4億の人口があり)あらゆる圧迫や官吏への余分な支払いを伴うこの主要な税でさえ、過去数世紀のヨーロッパにおける税の支払いと比較すれば、さほど重いものではないということである。帝国政府の総収入は、革命前には約1億テールだったが、その一方で、さらに約1億8千万テールが地方や省の行政によって徴収され、消費されていた。それでも人口1人あたり1テール(銀の価値の変動にもよるが、2~3マルクに相当)にも満たない!

しかし、[辛亥]革命以降、政府が税収を継続的に確保する能力はいっそう低下した。地方の將軍がすべての税収を自分たちのために独占するようになったからである。税収は2億ドル(メキシコ)以上になると言われている。しかし、この[財政]計画においても、中央政府に届くのは1億4,800万ドルに過ぎず、そこからさらに、国債の償還のために9,800万ドルが、また、軍への補助金として4,300万ドルがすぐに差し引かれる。それゆえ、[清朝]帝国政府の最後の公式予算である1911年の予算では、約3億テールの収入があったのに対し、政府が自由に使えるのはわずか7百万ドルであった。近年の予算ははるかに規模が大きく、5億テールに達する。[しかし、]4億の人口を抱える帝国にしては、依然として滑稽なほど僅かな額である。しかし、これらはすべて紙の上の話である。例えば(ウッドヘッド^③氏によると)1922年には、中央政府が自由に使える収入は約300万ドル(メキシコ)しかなく、そのため、外交使節団やワシントン会議の経費を賄うことすら、実に困難であった——これらの報告は、次のことを示す徴候にはかならない。すなわち、現在においても(そしてこれまで以上に!)、国家には、実際にはほとんど何の重みもないということ、言うなれば、国家が存在しているのは、政府自身つまり「統治する」人々にとっての必要、および、海外の諸大国との交流のために条約[締結]の主体を設定する必要性からのみであるということである。ようやく、近年の国民的・社会的運動によって、少なくとも知識人にとっては、組織化された国家権力を求める要請が身近なものに

なった。しかし、まだそのようなものは全く存在していない。いったい、物質的土台のない国家とは何であろうか?

中国の官僚制度に由来するこの特殊な「紙上の予算」とでも呼ぶべきもののある程度精査し、陸軍の各部隊、特殊部隊、兵站、学校などの詳細な記録、さらには各省庁への支出の詳細(ここでは、警察官学校、博物館、救貧院への寄付も忘れられてはおらず、[また、]大学、その他の各種学校、農業研究所などはもちろんのこと、法律を成文化する委員会まで、あらゆるものが用意されている)に目を通してみると、次のことをつい見落としそうになる。すなわち、これらの機関を管理するすべての官吏の給料が常に何ヶ月も未払いであるか、まったく支払われていないということ、それゆえ、この「国家」は今日、主として美しい省庁の建物と、しばしば無給の省庁高官とで構成されていること、また、その唯一の確実な収入は、海洋通行税(それが国際管理の下に置かれていることに対しては、中国のすべての政府機関が憤慨している)の余剰金だけであること、である。しかし、規制された国家権力がないからといって、決して「安くすむ」わけではない。なにしろ、中国には生産力を発展させうる枠組みがないだけでなく、地方の支配者や独立した軍隊、内戦などの「非正規」の経費が異様に高くつき、まったく計り知れないからである。

このように、中国はヨーロッパ的な意味での国家ではなかった。人々は、国民として形成されてはおらず、大家族、氏族の絆を固守した。そのため、都市が政治的統一体となることはなく、政治的特権や「自由」を持つ「自治体」になることもない(マックス・ヴェーバー^④による)。都市はある官吏に対して反乱を起こすかもしれないが、それは、その人物に対する反乱にとどまる。中国の人々は、悪しき政治に抗する権利を持ち、それを行使した。実際、良い政治とはどのようなものか、ということははっきりしていた。すなわち「万事が乱れない限り、その政治は良い」というものである。それはタオ(道)と調和していなくてはならず、結局のところ、タオはあらゆる特殊権益の保護衣でもあった。したがって、この世界

では政治原理をめぐる争いは存在し得なかった。

＊

広範囲に渡って権力の集中が一時的に生じた際にも、このようにヨーロッパ的な意味での国家性を持たなかったことは、現在も影響を与え続けている。今日に至るまで、中国の日常生活や経済には、常在する国家を可能にする条件となる組織的な諸制度がそもそも存在していないし、また逆に、国家なき社会では、それらの制度が構築されることがありえない。例えば、今でも中国には道路がない。馬車道はあるが、移動には骨が折れる。また、運河のネットワークがあるが、それは主として交易ルートのシステムとして構築・拡充されたものである。それは、国土を政治的に支配する手段としては使えない。なぜなら、結局のところ、運河は軍隊の迅速な移動を許さないからである。そのため、ヨーロッパの国家政策において重要な手段である道路建設が、中国ではまったく見られない。この事実をまさにグロテスクなまでに示すのが、村々では道路が私有地であるという事情である。個々の村人は、〔自分の地所が〕道路に面している場合、自分の畑の一部を〔道路のために〕割譲しなければならない。〔そのため、〕誰もが犠牲をできるだけ少なく済ませたいと思っている。そのため、村の中にはとくに交差路がほとんどない。交差路を通して反対側に戻るには、かなり歩かなければならない。道路は計画的に敷設されておらず、〔道路建設のための〕公的体も存在せず、交通が公共の利益になるから土地を押収してそのような道路システムを構築しようという考えすらない。もちろん中国でも、都市部では道路網が整備されている。しかし、郊外の耕牧地の道路は、近隣の農家からはタダで物資を利用できる領域とみなされている。農家は道路から腐葉土を奪い、土や石などの採取場所として利用している。春になると道路は激流と化し、村々は数週間にわたって連絡手段を絶たれてしまうことも多い。しかし、村々はそれでもなお、かなりの間、自給自足の経済単位であり続けることができる。道路を復旧させる先駆的な企業は現れない。これらはすべて、帝国の国境にまで触手を伸ばした国家権力などというものが、〔中国では〕まったく

問題にならないことの表れである。

確かに、中国には特に首都と地方を結ぶ2000マイルの「皇帝道路」があるが、それもほとんどが馬車道である。なるほど、キングの主張によれば、これらの官製道路は比較的良好であるとのことだが、彼もこうした判断を主に平地の道に限定している。スミスによれば、中国の「皇帝道路」とは、皇帝が整備する移動網ではなく、逆に皇帝のために整備されるべきものである。国家の混乱期にはいつもそうだが、〔道路は〕明らかに退化し衰退している。とはいえ、中国では歴史上の黄金時代においてさえ、道路は単純ではあるが良く保全された田舎道以上のものではなかった。中国の輸送手段である大きな車輪と輿のついた頑丈な馬車がそれを示している（人力車は宣教師による最近の発明である⁽⁵⁾）。

〔中国には西洋的な意味での国家がないことを示す〕もう一つの例として、中国では、交通機関の中で渡し舟が大きな役割を果たしており、橋があってもいいような場所でもよく利用されていることが挙げられる。すべての川が長江のように広い川幅をもつわけではない。もちろん南京では、蒸気船で20分かけて川を渡し、しかもその川がほとんど入江のような性質を持っているため、橋の建設には大きな困難が伴う。しかし、小さな河川でも渡し舟しかないことが多いのは、そこに様々な私的利害が付随しているからであり、移動の必要性に課金する民間の事業者がたくさんいるからである。このような渡し舟は、そこから得られる生計をできるだけ多くするために、積み込みや積み降ろしがより困難で費用のかかるものとなるように造成されている。渡し舟〔の乗り場〕へと通じる適切な道はなく、曲がりくねった道しかないことが多い。車を引く動物は力づくで、ほとんど抱えて運び込まなければならないような状態である。馬車は無数の苦力によって別々に船に引き上げられる。これらはすべて、あらゆる種類の搾取の无尽蔵の機会となる。政府はこれに干渉する権利と義務があるという考えは、中国人の頭には浮かばない。彼らは私人の国の民である。つまり、彼らは家族や村といった私的領域で生活している。村の住人は互いに補完し合って一つの全体

を形作っており、大きな規模においても血縁によって互いに結びついている。日本に見られるがごとき、村は国家の細胞であり、より大きな共同体の一部であるという考え方⁽⁶⁾は、すべての中国農民にとって奇矯なものであり、少なくとも理解し得ないものと映る。それゆえ、すべての村はそれ自らのためにある。中国の古い諺に「村〔よその〕村について知るべきでない⁽⁷⁾」というものがある。したがって、すぐれた移動手段を持つことは、それほど重要なことでは決してない。それどころか、盛んに交流することは望まれてさえいない。それゆえ、見知らぬ人間はすべて疑いのまなざしを向けられる。彼が村の境界を再び離れてゆくと、〔村の〕すべての人々が安堵のため息をつく。

それゆえ、近代的な鉄道網が敷かれたならば、どれほど途方もない革命が起きるかわからない。というのも、〔現在輸送を担当している〕人間の労働力は非常に安価であるにもかかわらず、鉄道による輸送経費は、当然ながら現在の経費のほんの一部しかかからないため、想像を絶するほどの交通量の増加につながるからである。しかし、交通の大動脈に鉄道を敷くことで輝かしい収益率が見込まれても、高密度の鉄道網を拡充するには至っていない。約 200 万平方マイルの領土（チベット、モンゴル、中国トルキスタンを除く）には、わずか 8000 マイルの鉄道があるにすぎない。甘肅、陝西、四川の各省は、合わせて 6,000 万以上の人口を擁する中国西部の広い地域であり、その一部は非常に活気があり、よく統治されている地域なのだが、そこにはまだ鉄道がまったく通っていないのだ！これは、中国の国民経済の惰性の程度を示すさらなる症状と見なすほかない。近代的な国家、さらに言えば国家機構の基礎はどこにあるだろうか？特徴的なのは（ウッドヘッドによれば）、満洲族に対する革命運動が急速に拡大した主な理由の一つが、数少ない鉄道路線を政府が中央集権化し、国有化する計画であったことだ。地元の門閥や官吏は、さまざまな形で搾取することができ、貴重な自由裁量を失うことを恐れた。国家はまさに——合法的な——財貨獲得基盤なのである。

*

同じく、いかにも中国らしいのが郵便である。郵便は中国における他のすべてのものと全く同様に、「国家を欠いた」あるいは「国家から自由な」ものである。中国にはつねに、郵便制度のための施設が存在した。しかし、それらは合理化されたものではなく、様々な発展段階のものが、いわば隣り合わせになって併存していた。そのため、1861 年までは、約 3000 年の歴史を持つ「宜昌 I-Chang」すなわち「帝国政府伝令事業」が存在していたが、政府専用のものであり、地方の負担でかなり高額で運営されていた。しかし、これと並んで、商業活動から民間の郵便業が発生している。それは盛んに利用され、公共のニーズに弾力的に対応している。中国人は、文字を書きうる限りは、つねに沢山の文字を書く民族であり、ヨーロッパでは郵便事業がまだきわめて不十分で高価であった時代に、〔中国では〕すでに安価で、盛んに利用されていた。

総税務司 R. ハート卿⁽⁸⁾の発案により、条約港を皮切りに、その後はさらに多くの町でも、完全にヨーロッパ型の公営の郵便制度が誕生し、大いに好評を博した。しかし、興味深いことに、この新しい合理的な郵便制度は、あらゆる輸送技術を活用していたが、民間の郵便業者をすぐに吸収したわけではない。民間郵便は、差し当たりほとんど営業にも支障なく、妨げられず存在し続けた。それどころか、最初は無料で、その後は適度な料金で郵便袋を運んでいた公的郵便によって、刺激を受けていた。事ほどさように、「正当な商売 *gerechte Nahrung*」という考えが生きているのだ。〔つまり、〕多くの家庭や事業の収益基盤〔となっている民間郵便事業〕をいきなり破壊するならば、不当と見なされるであろう。

公営郵便と民間の郵便事業の「分業」は、最終的には、民間の郵便事業が収益性の低いルートを廃して収益性の高いルートに力を入れ、料金を値下げする（ただでさえ安価な公営郵便の 3 分の 1 まで）ことで、公営サービスを打ち負かし、特別な施設（深夜さらには早朝 3～4 時まで手紙を集荷し、受取所を営業する）によって顧客を集めるという仕方で形成された。これらはすべて非常に

理にかなっていると思われ、これら民間の事業者によって現在も運ばれている郵便物の数は、相当なものである。

現代の郵便の公的な業務は、もちろん国家主導のものではなく、〔国営とは〕名ばかりのものだが、このこともまた、記憶に残るほどに興味深いことである。〔郵便の公的業務は〕税関とのきわめて密接なつながりの中で生まれたものであり、多くの点で税関の無料サービスに依存している。中国側から約束された〔郵便制度整備のための〕補助金は決して全て支払われてはおらず、近年得られた余剰金⁽⁹⁾が〔郵便制度の〕拡張のために使われている。それゆえ、郵便制度は中国帝国の財政にとって何ら重要なものではない。また、中国帝国は国家の官僚組織を持たず、外国人指導者（約125人の外国人高級官僚）を含む、半官半民の公的幹部団体が発達している。郵便物の量を過大に想像してはいけない。1926年、この巨大国家の郵便物の数は6億に満たなかったが、英国では60億近く、日本では25億であった。あるいは、一人当たりの郵便物の数は、イギリスでは年間127通、日本では41通、中国では1.5通である。例えば、小包の輸送数は、不安定な〔国内〕情勢⁽¹⁰⁾の結果、大幅に減少しており、1925年の6,540,000個から1926年には約601,000個になっている。また、〔郵便関係の〕職員の数が1926年には合計で38,500人（これに対し、1925年のドイツでは30万人）であることも、郵便物の量がまだいかに少ないかを——条約港にいる外国人には活発に見えようとも——示している。私たちにとって最も興味深いのは、このような、いわば国家にとって「当然の」仕事さえ、ここでは私的な形で生まれ、その一部は今日まで伝統的に維持されてきたということである。（次号に続く）

原注

※モースの報告によると、A省がB省に、B省がC省に、C省がA省に支払いをすることが可能であったという。それらの差額を調整しようとする試みはなかった。しかし、その原因は、合理化の傾向が弱かったことではなく、明らかに、この状態が官吏の物質的利益に適っていたことにあった。

訳注

- (1) 清朝では納税は銀で行われたが、民衆の普段の取引は銅貨で行われていた。そのため納税のさいには銀貨と銅貨のあいだで換算が行われた。本文のこの箇所を文字通り読むと、一回目は銀高銅安のレートで、二回目は銀安銅高のレートで交換するということになり、納税者にとって有利、徴税者にとって不利になるように見える。しかし、論旨からすれば結果的に徴税者が儲かる形になっていないとおかしいはずなので、当時の納税システムで、ここには記されていない何らかの前提が介在したかと思われる。詳細の解明は他日を期したい。
- (2) Morse, Hosea, Ballou (1855-1934) アメリカの中国研究者。元・総税務司署統計局長。1874年ハーバード大卒業後、中国税関に勤務。1896年税務司、1903～08年に総税務司署統計局長を歴任。1909年に退職した後もイギリスで中国研究を続ける。主著は『中国ギルド論』（1900）、『中国の国際関係』（全3巻、1910～18）、『イギリス東インド会社の対中国貿易編年史』（全5巻、1926～29）など。
- (3) Woodhead, Henry George Wandesforde (1883-1959) イギリスのジャーナリスト。中国事情に詳しく、『オリエンタル・アフエアーズ』『チャイナ・イヤーブック』の編集を担当した。戦後は『タイムズ』香港特派員を務める。主著は『揚子江問題』（1932）。
- (4) ウェーバーの『儒教と道教』第一章第二節³⁾を参照していると思われる。
- (5) 人力車は日本の発明品なので、レーデラーの誤解か。
- (6) ここでレーデラーが中国との比較の対象としているのは、明治以降の近代天皇制のもとで再編成された村落共同体であると思われる。
- (7) 老子』のなかの以下の記述か。「隣の国がすぐ見えるところにあって、鶏や犬の鳴く声が聞こえるほどであっても、人民は老いて死ぬまで、互いに行き来することもないだろう」「老子」（第八十）⁴⁾
- (8) Hart, Sir Robert (1835-1911)
イギリスの外交官。清国第2代総税務司。北アイルランドに生まれる。大学卒業後1854年香港に派遣、貿易監督庁に勤務。1859年、広東海関の副税務司。1863年、ホレイショ・ネルソン・レイの後継として、第2代総税務司となる。中国における近代的郵便制度の樹立に貢献。

- (9) 88 頁に言及のある海洋通行税の余剰金のことと思われる。
- (10) 蒋介石による北伐が 1926 年 7 月から始まり、中国国内が戦乱状態にあったことを指している。

文献

- 1) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1929 “Japan-Europa Wandlungen im Fernen Osten” Frankfurter societäts-druckerei g.m.b.h.
- 2) E. Lederer, E. Lederer. Seidler. 1938 “Japan in Transition” Yale University Press.
- 3) ウェーバー, M. 1971 (1947) 『儒教と道教』木全徳雄訳, 創文社
- 4) 老子, 1973 『老子』小川環樹訳注, 中公文庫

龍谷大学社会学部学会会則

平成元年 4 月 1 日

(名称, 事務所)

第 1 条 本会は, 龍谷大学社会学部学会と称し, 事務所を龍谷大学深草学舎社会学部内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は, 社会学, 社会福祉学及び隣接諸科学の学術研究を推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は, 前条の目的を達成するために, 次の事業を行う。

- (1) 機関誌『龍谷大学社会学部紀要』の発行
- (2) 学術講演会, シンポジウム, 研究会等の開催
- (3) 学生会員の研究支援
- (4) その他本会が必要と認める事業

(構成)

第 4 条 本会は, 次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会员 龍谷大学社会学部に所属する専任の教員及び本会の趣旨に賛同する龍谷大学の専任教員
- (2) 学生会員 龍谷大学社会学部及び龍谷大学大学院社会学研究科の学籍を有する学生
- (3) 賛助会員 前 2 号以外の者で, 本会の趣旨に賛同する個人又は団体
- (4) 名誉会員 本会の会員であった者で, 龍谷大学の名誉教授である者, 又は 10 年以上本会の普通会员であり龍谷大学を退職した者で, 常任委員会が認めた者

(会長及び諸委員)

第 5 条 本会に以下のように会長及び委員を置く。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 会長 | 1 名 |
| (2) 庶務委員 | 1 名 |
| (3) 会計委員 | 1 名 |
| (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員 | 4 名 |
| (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員 | 2 名 |
| (6) 事業委員 | 2 名 |
| (7) 学科委員 | 3 名 |
| (8) 会計監査委員 | 2 名 |

2 前項の諸委員を同一人が兼ねることはできない。

(会長及び諸委員の選任と任期)

第 6 条 会長は, 龍谷大学社会学部長をもって充てる。会長に事故ある時は, 庶務委員がその職務を代理する。

- 2 各委員は、会長が普通会員の中から委嘱し、評議員会に報告する。
- 3 各委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。途中退任の場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 前条第1項第4号から第6号の委員は、それぞれ委員会を構成する。各委員会に委員長を置き、各委員長は、各委員会において互選する。

(会長、各委員会及び委員の職務)

第7条 会長及び各委員会並びに委員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会の業務を統括し、本会を代表する。
 - (2) 庶務委員は、本会の庶務を処理するとともに、会長を補佐する。
 - (3) 会計委員は、本会の会計を処理する。
 - (4) 『龍谷大学社会学部紀要』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (5) 『龍谷大学社会学部ジャーナル』委員会は、同誌の編集発行に関する事務を処理する。
 - (6) 事業委員会は、前2号を除く本会の事業を企画、立案、運営する。
 - (7) 学科委員は学科を代表して本会と連絡調整を図る。
 - (8) 会計監査委員は、本会の会計監査を行う。
- 2 本条第1項第4号から第6号の委員会は、その事業の企画、立案、運営にあたり、委員会の判断で普通会員あるいは学生会員に参画を求めることができる。なお、参画に当たり経費を伴う場合は、あらかじめ常任委員会の承認を得るものとする。

(常任委員会)

第8条 本会の円滑な運営のために常任委員会を置く。

- 2 常任委員会は、会長、庶務委員、会計委員並びに第6条第4項の各委員長及び学科委員をもって構成する。
- 3 常任委員会は、会長が招集し、議長となって次の事項を処理する。
 - (1) 予算案・決算案の作成
 - (2) 事業実施の承認
 - (3) 会員の入会・退会の承認
 - (4) その他必要な事項の審議
- 4 常任委員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(評議員会)

第9条 本会に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、普通会員全員で構成する。
- 3 評議員会は、会長が招集し、議長となり、本会の予算決算及び必要な事項を審議する。
- 4 評議員会の議決は、出席者の過半数以上の同意による。

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金、年会費、龍谷大学からの助成金、事業収入及び寄付金をもって充てる。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(入会金)

第12条 本会への入会に際しては、入会金 2,000 円を納入する。ただし、学生会員、賛助会員及び名誉会員は、入会金の納入を免除される。

2 入会金の納入時期は、入会時とする。

(年会費)

第13条 普通会員は、年会費 4,000 円を納入する。

2 学生会員は、年会費 4,000 円を半期ごとに 2,000 円ずつ納入する。ただし、休学中は当該期間の会費納入を免除される。

3 賛助会員は、年会費 4,000 円以上を納入する。

4 名誉会員は、年会費の納入を免除される。

5 年会費の納入時期は、普通会員は原則として毎年 6 月とし、学生会員は毎年 4 月、9 月とする。賛助会員及び期中に入会した普通会員の年会費の納入時期は、入会時とする。

(改廃)

第14条 この会則の更改は、第 9 条第 4 項の規定にかかわらず、評議員会において出席者の 3 分の 2 以上の賛同を要する。

付 則

この会則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 10 年 6 月 24 日)

平成 10 年 6 月 24 日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成 13 年 3 月 21 日)

平成 13 年 3 月 21 日一部改正。同日より施行する。

付 則 (平成 15 年 3 月 12 日)

平成 15 年 3 月 12 日一部改正。平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 18 年 9 月 27 日)

平成 18 年 9 月 27 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 19 年 3 月 13 日)

平成 19 年 3 月 13 日一部改正。平成 19 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 (平成 22 年 12 月 15 日第 5 条、第 6 条、第 8 条改正)

この会則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24 年 7 月 18 日第 12 条、第 13 条改正)

この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 24 年度以前に入会した学生会員及び賛助会員については、なお従前の会則による。

付 則 (平成 29 年 5 月 31 日第 5 条改正)

この会則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 3 年 11 月 17 日第 6 条～第 8 条、第 12 条、第 13 条改正)

この会則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 13 条第 2 項本文及び同条第 5 項の改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 (令和 3 年 11 月 17 日第 4 条改正)

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 7 年 2 月 10 日第 1 条、第 5 条、第 6 条、第 8 条改正)

この会則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』規則

平成元年 6 月 14 日 制定

第 1 条 この規則は、龍谷大学社会学部学会会則第 3 条に基づく機関誌『龍谷大学社会学部紀要』（以下、『紀要』という。）の発行について定めるものである。

第 2 条 『紀要』は、原則として毎年度 2 回発行する。

第 3 条 原稿の募集、原稿掲載の決定、『紀要』の編集及び発行は、『龍谷大学社会学部紀要』委員会（以下、委員会という。）が行う。

2 原稿の掲載は、委員会が決定する。

第 4 条 原稿を筆頭執筆者として投稿できる者は、普通会員、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員とする。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員が投稿する場合、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

2 非会員の投稿は、普通会員、賛助会員、博士課程・修士課程在学中の学生会員及び名誉会員を筆頭執筆者とする原稿の共同執筆者としてのみ認める。ただし、原稿を掲載するにあたって掲載料（2,000 円）をあらかじめ納入するものとする。なお、委員会から非会員に執筆を依頼した場合は、筆頭執筆者としての投稿を認め、掲載料を免除することがある。

3 学部学生の学生会員は、普通会員を筆頭執筆者とする場合に限り、共同執筆者として原稿を投稿できる。

第 5 条 原稿の種別は、論文（査読付）・論文・調査報告・研究資料・研究ノート・書評論文・書評・翻訳・小特集等（以下、論文等とする。）とする。

2 小特集は、普通会員を代表者とし、社会学部の教育・研究に資する内容の企画とする。

第 6 条 論文（査読付）の種別で投稿された原稿については、2 名の匿名の査読者による査読を行い、査読結果を受けて委員会において掲載の可否を決定する。なお、論文（査読付）以外の原稿については委員会において確認し、掲載を決定する。委員会は、必要に応じて、投稿者への質問、修正依頼を行うことがある。

2 査読結果又は委員会の確認事項については、委員会から執筆者に通知する。なお、博士課程・修士課程在学中の学生会員の原稿に関する通知は、指導教員及び執筆者の双方に行う。

3 査読の詳細については、『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則に定める。

第 7 条 論文等の執筆は、次の要項によるものとする。

(1) 論文等は、未発表のものに限る。

(2) 論文等の分量は原則として以下のようにする。

ア 論文（査読付）、論文、小特集の各論文は、30,000 字以内

イ 調査報告、研究資料、翻訳は、50,000 字以内

なお、翻訳は、著作権者からの許諾を必要とする。ただし、著作権が失効している場合はその限りでない。

ウ 研究ノート、書評論文、書評は、12,000 字以内

(3) 論文等には、必ず英文タイトルを添付するものとする。

(4) 論文（査読付）、論文、研究ノート、小特集の各論文には、必ず和文要旨（400 字程度）を添付するものとする。

(5) 論文等は、原則として横書きとする。

(6) 論文等の注、文献一覧は所属学会で認められている形式で統一して記載する。注

を付ける際は Word 等の脚注機能を使用する。脚注・文末脚注どちらも可とし、提出された原稿で使用している形式の注で『紀要』の編集を行う。

- (7) 論文等で図表を用いた場合は、図表は原稿文中に含めず、別ファイルで提出するものとする。文中に図表を挿入すべき箇所を指示する。図表は Word・Excel のいずれかで作成することを推奨する。これ以外のソフトで作表した場合は、JPEG 又は PDF 形式に変換するものとする。
- (8) 論文等で写真を用いた場合は、原稿提出の際に写真データの原本を提出の上、撮影・掲載の許可を得ていることを委員会に伝える。図表及び写真を他の文献から引用する場合は、引用元を明記する。
- (9) 原稿に利用したデータや事例等について研究倫理上必要な手続を経ていることを本文又は注に明記する。また、記述においてプライバシー侵害がなされないよう細心の注意を払う。

第 8 条 掲載論文等の著作権は執筆者に帰属する。本学及び国立情報学研究所等が論文等を電子化により公開する際は、複製権及び公衆送信権の行使を社会学部学会に委託するものとする。

第 9 条 本規則の改正は、常任委員会の議によるものとする。

第10条 本規則は、平成元年 6 月 14 日より実施する。

付 則

- 1 平成13年 4 月27日改正
- 2 平成15年 4 月24日改正
- 3 平成17年 5 月11日改正
- 4 平成17年 7 月13日改正
- 5 平成18年 9 月27日改正
- 6 平成20年11月25日改正
- 7 平成24年 1 月17日改正
- 8 平成24年10月16日改正
- 9 平成28年 5 月11日改正
- 10 平成28年11月 9 日改正
- 11 平成29年10月10日改正
- 12 令和 2 年 5 月27日改正
- 13 令和 3 年 5 月19日改正
- 14 令和 3 年11月10日改正

(ただし、第 3 条第 3 項の名誉会員に係る改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。)

- 15 令和 6 年 7 月 2 日改正

『龍谷大学社会学部紀要』論文査読細則

制定 令和6年7月2日

(趣旨)

第1条 この細則は、『龍谷大学社会学部紀要』規則の第6条に基づく論文(査読付)の査読に関し必要な事項を定めるものとする。

(査読方式)

第2条 論文(査読付)として投稿された原稿については、ダブルブラインド方式による査読を行う。

2 査読及び雑誌編集の過程で、投稿者及び査読者の氏名は相互に匿名とし、『龍谷大学社会学部紀要』委員会(以下「委員会」という。)は、投稿者及び査読者のプライバシーを保護する。

(査読対象者)

第3条 博士課程又は修士課程在学中の学生会員は、筆頭執筆者として論文を投稿する際に必ず査読を受けなければならない。

2 普通会员及び名誉会員は、論文を投稿する際に希望すれば査読を受けることができる。

(査読プロセス)

第4条 委員会は、別表のフローチャートに従って査読プロセスを運営し、査読の結果を受けて掲載の可否を決定する。

2 委員会は、各投稿原稿について2名の査読者を選び、所定の書式により審査を依頼する。必要に応じ、第3の査読者を依頼することができる。

3 委員会からの所定回数の督促にもかかわらず、査読者が審査結果を提出しない場合には、委員会は査読者を変更することができる。

4 2名の査読者の査読結果が相違した場合は、別表のフローチャートの通りに対応する。また、その措置にあたって、委員会は各査読者から意見を求めることができる。

5 委員会は、査読完了後に査読結果を集約・検討し、おおむね1ヵ月程度で掲載の可否、査読者のコメント及び原稿修正期間の指示等を投稿者に通知する。原稿修正期間は2週間を標準として指示する。査読結果は次の評価区分で表記する。

A——無修正で掲載可——

B——修正後に掲載可——

C——修正後に再査読——

D——論文(査読付)としては掲載不可——

6 再査読においても評価がC、Dの場合、委員会は論文(査読付)以外の原稿種別における掲載又は掲載見送りを決定することができる。

(査読者の留意事項)

第5条 査読者は、所定の査読報告書にしたがって査読を行う。おおむね2週間程度の期間で査読結果を報告する。

2 査読者は、執筆者の論述の意図を汲みつつ、論文の価値が高まるようなコメントを行うよう努める。

3 報告書において「C——修正後に再査読」とした査読者には、執筆者が原稿を修正した後、おおむね1週間程度の期間で再査読を依頼する。査読者は査読時にコメントした点のみを再査読し、再査読結果を委員会に報告する。

4 執筆者が査読を受けて原稿を修正した後、委員会が必要と認めた場合には、査読時

に「A——無修正で掲載可」「B——修正後に掲載可」と評価していた査読者に対しても再査読を依頼することがある。

5 非会員の査読者に査読を依頼した場合、謝礼として図書カードを進呈する。

(論文投稿者の留意事項)

第6条 投稿者は、匿名による査読を行うため、提出原稿においては著者を特定できるような表現は避ける。

2 提出原稿本文のファイルはファイル名を「(論文題目).docx」等とする。論文の冒頭には論文題目のみを記入し、投稿者の氏名は記載しない。

3 投稿者自身が過去に執筆した論文等については「拙著」「拙論」などと表現せずに、筆者名によって表記する。謝辞や研究助成に関する記述は省略する。これらの記述を加筆修正する期間を掲載決定後に設ける。

(改廃)

第7条 本細則の改廃は、龍谷大学社会学部学会常任委員会の議によるものとする。

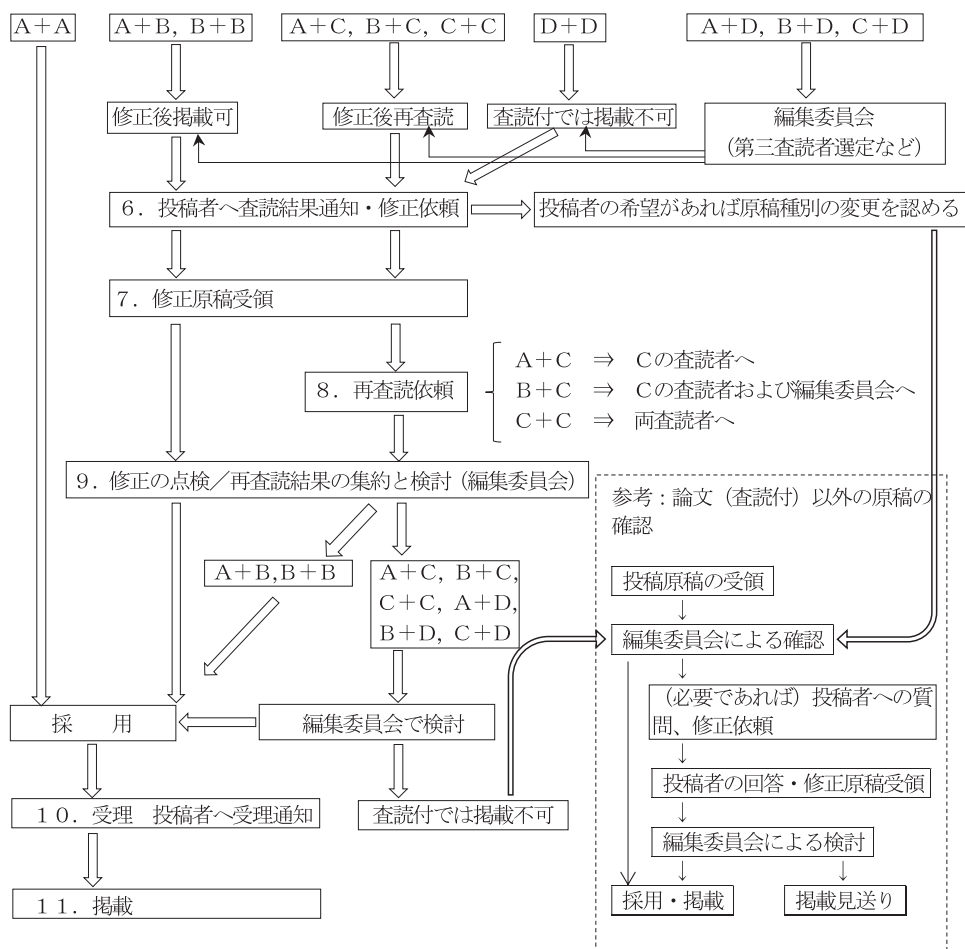
付 則

この細則は、制定日（令和6年7月2日）から施行する。

『龍谷大学社会学部紀要』 「論文（査読付）」 の
投稿受領から掲載までのフローチャート

- 査読結果 A：無修正で掲載可
B：修正後に掲載可
C：修正後に再査読
D：論文（査読付）としては掲載不可

- (査読者の審査結果をもとに、編集委員会で検討する。その際の原則は以下の通り)



社会学部学会会員

(50 音順)

会	長	吉	田	竜	司										
社会学部紀要委員		井	上	見	淳	清	家	竜	介*						
		古	莊	匡	義	山	田		容	(*は委員長)					
庶務委員		久	保	和	之										
会計委員		津	島	昌	寛										
社会学部ジャーナル委員		松	浦	哲	郎*	脇	田	健	一	(*は委員長)					
事業委員		井	上	辰	樹*	数	実	浩	佑	(*は委員長)					
学科委員		大	西	孝	之	栗	田	修	司						
		松	岡	亮	二										
会計監査委員		李		相	哲	渡	辺	めぐみ							
普 通 会 員		五十嵐	海	理		井	田	千	明	猪	瀬	優	理		
		岩倉	勝	洸		工	藤	保	則	黒	田	浩	一郎		
		今野	智	幸		坂	本	清	彦	砂	脇	一	恵		
		高岡	康	子		立	田	瑞	穂	田	中	明	彦		
		樽筒	の	彦		築	地	達	郎	土	田	美	世		
		井谷		昇		椿	原	敦	子	時	本	義	昭		
		田島		悟		畑	仲	哲	雄	春	名		苗		
		藤松		介		舟	橋	健	太	前	川	貴	史		
		闔	美	芳		村	澤	真	保	山	口	浩	次		
						李		复	屏	渡	邊	悟	史		

執筆者紹介（掲載順）

香 山 芳 範（神戸学院大学講師）*	築 地 達 郎（社会学部准教授）
井 田 千 明（社会学部実習助手）	仲 野 純 章（四天王寺大学准教授）*
松 浦 哲 郎（社会学部准教授）	岩 波 智代子（浦上キリシタン資料館館長）
伊 達 諒（社会学研究科博士課程）	舟 木 徹 男（社会学部非常勤講師）*
貫 井 隆（社会学部非常勤講師）*	

*2025 年度賛助会員

編 集 後 記

◇本年度から社会学部が深草キャンパスに移転しました。真新しい慧光館で心気一転，教育・研究に邁進しようと思っていたところ，今号から紀要委員長を仰せつかった次第です。これまで学術雑誌の編集に関わった経験がなかったこともあり，右も左もわからない暗中航路ですが，頼もしい委員の先生方のお知恵と経験を頼りに編集作業を進めることができ安堵しております。本学会の特徴でもあるのですが，投稿論文も多様なジャンルにまたがり，大変興味深く拝読し，大なる刺激

を頂戴しております。

通常であれば，本号はご退職された先生方の記念号となるはずですが，特集を組むことをご辞退されたこともあり，このような誌面となりました。残念ながら誌面でそのご功績を顕彰することはできませんでしたが，ご退職された先生方が本学部と本学会に長くご献身されてきたことに対する深謝の念が胸中を離れません。

(R. S.)

令和 7 年 7 月 31 日 発行

編 集 『龍谷大学社会学部紀要』委員会
協 和 印 刷 株 式 会 社

発 行 者 龍 谷 大 学 社 会 学 部 学 会
〒612-8577 京都市伏見区深草塚本町 67
電話 (075)642-1111(代)

Bulletin of the Faculty of Sociology Ryukoku University

(SHAKAIGAKUBU-KIYO, RYUKOKU DAIGAKU)

No. 67

2025

CONTENTS

Articles

- A Decision-making Support Sheet for People with Poor Decision-making
Ability Helps Them to Live with Personal Authenticity:
A look at the ‘adult guardianship’ system of X City.....Yoshinori Kayama (1)
- Examining the Basis of ‘Private Publicness’:
An analysis of the publicness assumed by private sector entities and its reconstruction
in our information societyTatsuo Tsukiji (18)

Report

- History and Faiths of Mt. GokenChiaki Ida (29)

Material

- Survey Data on the ‘Maria Kannon’ Statues of Dozaki Church in the Goto Islands:
A starting point for sorting out and understandingSumiaki Nakano
‘Maria Kannon’ worshipped by Hidden ChristiansTetsuo Matsuura (66)
Chiyoko Iwanami

Note

- Changes in Recipients and Methods of Childcare for Children with Disabilities:
Institutional reorganization based on Ministry of Health, Labour and Welfare Notifications
(1974-2003).....Ryo Date (74)

Translation

- Emil Lederer, Emy Lederer Seidler, “Japan-Europa” (der sechste Kapitel (2))Tetsuo Funaki (85)
Takashi Nukui
-

Published by
THE ASSOCIATION OF FACULTY OF SOCIOLOGY
RYUKOKU UNIVERSITY
KYOTO, JAPAN